



2019年度環境省重点施策集

2018年12月
環 境 省



2019年度環境省重点施策集目次

事 項	2019年度 予算(案) (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
1. 生活の質を向上する「新たな成長」に向けた政策展開			
(1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築			
SBT(企業版2℃目標)・再エネ100%目標等推進事業【エネ特】	220	地球環境局地球温暖化対策課、大臣官房環境経済課	1
気候リスク・チャンスを織り込んだ脱炭素経営推進事業【エネ特】	400	地球環境局地球温暖化対策課、大臣官房環境経済課	2
(新) SBT(企業版2℃目標)達成に向けたCO2削減計画モデル事業【エネ特】	100	地球環境局地球温暖化対策課、地球温暖化対策課市場メカニズム室	3
中小企業による環境経営の普及促進事業	19	大臣官房環境経済課	4
国等における環境配慮契約法推進・効果評価等経費	14	大臣官房環境経済課	5
低炭素型の行動変容を促す情報発信(ナッジ)等による家庭等の自発的対策推進事業【エネ特】	3,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	6
(新) 先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム低炭素化支援事業【エネ特】	60	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	8
グリーン経済における情報開示基盤の整備事業	50	大臣官房環境経済課	9
(新) ESG金融ステップアップ・プログラム推進事業【エネ特】	300	大臣官房環境経済課、地球環境局国際連携課	10
グリーンボンド発行促進体制整備支援事業【エネ特】	500	大臣官房環境経済課	11
地域低炭素投資促進ファンド事業【エネ特】	4,600	大臣官房環境経済課	12
カーボンプライシング導入可能性調査事業【エネ特】	250	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	13
税制全体のグリーン化推進検討経費	35	大臣官房環境経済課	14
CO2中長期大幅削減に向けたエネルギー転換部門低炭素化に向けたフォローアップ事業【エネ特】	150	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	15
容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費	215	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	16

事 項	2019年度 予算(案) (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
(新) 脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】	3,500	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	17
省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業【エネ特】	3,330	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	18
海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費	268	水・大気環境局水環境課海洋環境室	19
国際連携戦略推進費	185	地球環境局国際連携課	21
環境国際協力・インフラ戦略推進費	327	地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室	22
(新) コ・イノベーションによる途上国向け低炭素技術創出・普及事業【エネ特】	2,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	23
(2)国土のストックとしての価値の向上			
気候変動影響評価・適応推進事業	865	地球環境局総務課気候変動適応室	24
国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金(うち、適応関連業務経費)	16,659の内数	大臣官房総合政策課環境研究技術室	25
環境研究総合推進費関係経費	5,836	大臣官房総合政策課環境研究技術室	26
熱中症対策推進事業	139	大臣官房環境保健部環境安全課	27
クールシティ推進事業	57	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	29
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	61,500	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	30
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業	341	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室	31
浄化槽の整備【一部エネ特】	11,577	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	32
(新) 浄化槽長寿命化計画策定推進事業	18	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	33
海岸漂着物等地域対策推進事業	400	水・大気環境局水環境課海洋環境室	34
生物多様性保全推進支援事業	136	自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室、野生生物課希少種保全推進室、外来生物対策室	35

事 項	2019年度 予算(案) (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
指定管理鳥獣捕獲等事業費	500	自然環境課野生生物課鳥獣保護管理室	36
(3)地域資源を活用した持続可能な地域づくり			
(新) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	500	大臣官房環境計画課	37
(新) 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】	6,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、大臣官房環境計画課、環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	38
国立公園満喫プロジェクト等推進事業【一部エネ特、一部旅客税】	16,253	自然環境局総務課、自然環境計画課、国立公園課、国立公園利用推進室、野生生物課、自然環境整備課	43
地域低炭素化推進事業体設置モデル事業【エネ特】	100	大臣官房環境計画課	44
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業【エネ特】	5,200	大臣官房環境計画課	45
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費	33	地球環境局総務課研究調査室	46
一般廃棄物処理施設の整備(うち、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)	25,950	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	47
(4)健康で心豊かな暮らしの実現			
食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費	93	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	48
地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業【エネ特】	842	地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室	49
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業【エネ特】	9,700	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	50
業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業【エネ特】	5,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課	53
公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業【エネ特】	2,600	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	57
高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務	100	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	58
動物愛護管理推進費	352	自然環境局総務課動物愛護管理室	59
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(うち、地域の子育て世代との対話事業)	49	大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室	60

事 項	2019年度 予算(案) (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
(5)持続可能性を支える技術の開発・普及			
未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業【エネ特】	2,500	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	61
再エネ等を活用した水素社会推進事業【エネ特】	3,480	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	62
二酸化炭素の資源化を通じた炭素循環社会モデル構築促進事業【エネ特】	1,970	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	63
省CO2型リサイクル等設備技術実証事業【エネ特】	500	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	64
再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業【エネ特】	2,570	水・大気環境局自動車環境対策課	65
(新) 電動化対応トラック・バス導入加速事業【エネ特】	1,000	水・大気環境局自動車環境対策課	66
(6)国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築			
(新) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)総会等開催支援事業【エネ特】	250	地球環境局総務課研究調査室	67
二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業【エネ特】	9,100	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室	68
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業	404	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	70
我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業【エネ特】	253	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	71
いぶき(GOSAT)シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等【一部エネ特】	1,975	地球環境局総務課研究調査室	72
生物多様性国家戦略推進費	36	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	73
中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費	44	自然環境局自然環境計画課	74
水銀に関する水俣条約実施推進事業	319	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室	75

事 項	2019年度 予算(案) (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
2. 気候変動対策			
(1) 長期大幅削減を実現し、脱炭素社会を構築する明確な方向性の提示			
パリ協定等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費【一部エネ特】	702	地球環境局総務課低炭素社会推進室	76
(2) 技術・社会システムのイノベーションをリードする対策・施策・枠組み			
(新) 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】	3,400	大臣官房環境計画課、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	77
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業【エネ特】	5,000	大臣官房環境計画課、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室、自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室	78
先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業【エネ特】	3,700	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	79
風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業【エネ特】	400	大臣官房環境影響評価課、環境影響審査室	80
環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業【エネ特】	744	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、大臣官房環境影響評価課、自然環境局自然環境計画課、野生生物課、生物多様性センター	81
環境影響評価制度合理化・最適化経費	65	大臣官房環境影響評価課	82
(3) 総合的なフロン排出抑制対策の促進			
脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業【エネ特】	7,500	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	83
フロン等対策推進調査費	258	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	84
(4) 適応策の更なる推進＜1. (2)①を参照＞			
(5) イノベーションを通じた世界全体の脱炭素化の牽引に向けた国際協力			
3. 東日本大震災からの復興・創生			
(1) 被災地の環境再生に向けた取組の着実な実施			
中間貯蔵施設の整備等【復興特】	208,127	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室	85
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	118,686	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	86

事 項	2019年度 予算(案) (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
特定復興再生拠点整備事業【復興特】	86,941	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、特定廃棄物対策担当参事官室	87
放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】	105,383	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	88
帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【復興特】	418	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	89
(2)新たなステージに向けた、被災地の産業・まち・暮らしの創生			
脱炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業【エネ特】	400	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	90
低炭素型廃棄物処理事業支援事業【エネ特】	2,000	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課	91
三陸復興国立公園等復興事業【復興特】	939	自然環境局国立公園課、自然環境整備課	92
放射線健康管理・健康不安対策事業費	1,331	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	93
4. 循環型社会の形成・資源循環イノベーション			
(1) イノベーションの実装による国内での資源循環の促進			
(新) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進業務	22	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	94
リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	262	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	95
産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業	145	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	96
(2)資源循環イノベーションの国際展開＜1. (6)②を参照＞			
5. 生物多様性の確保・自然共生			
(1) 生物多様性の確保			
希少種保護推進費	760	自然環境課野生生物課希少種保全推進室	97
国連大学拠出金(SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業)	145	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	98
生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)拠出金及び地球規模生物多様性情報機構(GBIF)拠出金	58	自然環境局自然環境計画課	99

事 項	2019年度 予算(案) (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費	33	自然環境局自然環境計画課、生物多様性センター、野生生物課	100
特定外来生物防除等推進事業	574	自然環境課野生生物課外来生物対策室	101
対策困難外来種防除計画策定調査費	41	自然環境課野生生物課外来生物対策室	102
(2) 自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長			
日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	437	自然環境局自然環境計画課、国立公園課、国立公園利用推進室	103
6. 環境リスクの管理			
(1) 地域・暮らしを支える廃棄物対策			
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	5,820	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室	104
(2) 安全な暮らしの確保			
豊かさを実感できる海の再生事業	118	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	105
琵琶湖保全再生等推進費	39	水・大気環境局水環境課	106
有明海・八代海等再生評価支援事業費	134	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	107
アスベスト飛散防止総合対策費	72	水・大気環境局大気環境課	108
微小粒子状物質(PM2.5)等総合対策費	521	水・大気環境局大気環境課	109
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	318	水・大気環境局総務課環境管理技術室	110
土壌汚染対策費	315	水・大気環境局土壌環境課	111
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	5,905	大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室	112
化学物質緊急安全点検調査費	248	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室	113

事 項	2019年度 予算(案) (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業	560	大臣官房環境保健部環境安全課	114
農薬登録基準等設定費	118	水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室	116
水俣病総合対策関係経費	11,207	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室、水俣病発生地域環境福祉推進室	117
石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	186	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	118
オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	37	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	119



SBT・再エネ100%目標等推進事業

2019年度予算（案）
220百万円（220百万円）

地球環境局 地球温暖化対策課
大臣官房 環境経済課

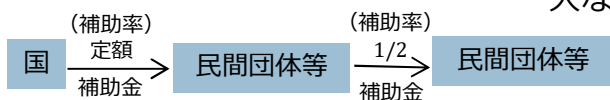
背景・目的

- Science Based Targets (SBT) やRE100等コミットし、実現に着手する取組が国際的に広がっていることを受けて、企業のバリューチェーン全体をカバーする中長期の削減目標の策定を後押しするもの。
- 特に、我が国のもの作りは中小企業が中心であり、また自らのサプライチェーンに対しても削減を求める大企業も今後増加すると見込まれることから、大企業が中心となっている国際イニシアチブについて、中小企業等を対象とする枠組みを構築し、取組の輪を広げる。

事業スキーム

(1)～(2) 委託対象：民間団体等、(3) 間接補助事業
実施期間：

- 1) 29～32年度(2020年度)
- 2) 31～32年度(2020年度)
- 3) 28～32年度(2020年度)



事業概要

- (1) SBT・再エネ100%目標の推進事業（50百万円）
- (2) 中小企業版SBT・再エネ100%目標の推進事業（100百万円）
- (3) 中小企業向けCO2削減に向けた環境経営体制構築支援事業（70百万円）

期待される効果

企業が意欲的な中長期削減目標を策定し、川上・川下を巻き込んだ抜本的なCO2削減が促され、世界全体での削減への貢献が進む。また、国際企業は自社以外のサプライチェーンにも脱炭素化を求めており、脱炭素化を進めることが取引を広げるチャンスとなる。これにより、2℃目標に向けてシフトする国際社会で我が国企業が選択され、脱炭素型の製品・サービスをめぐる巨大な世界市場において競争力を発揮していくことになる。

イメージ

(1) SBT・再エネ100%目標の推進事業

2℃シナリオに沿った企業の中長期のCO2削減目標や再エネ目標の設定の支援を行い、国際標準へコミットする企業数の大幅増加を目指す。そのために必要なネットワークの構築を図る。
例) Science Based Targets :
2度目標に整合した目標を設定

(2) 中小企業版SBT・再エネ100%目標の推進事業

中小企業に対して、2℃シナリオに沿った企業の中長期のCO2削減目標や再エネ目標の設定の支援を行う。
また、その成果を踏まえて、中小企業がこうした目標を設定し実行する際の課題やその解決手法について解説するガイドラインを取りまとめる。

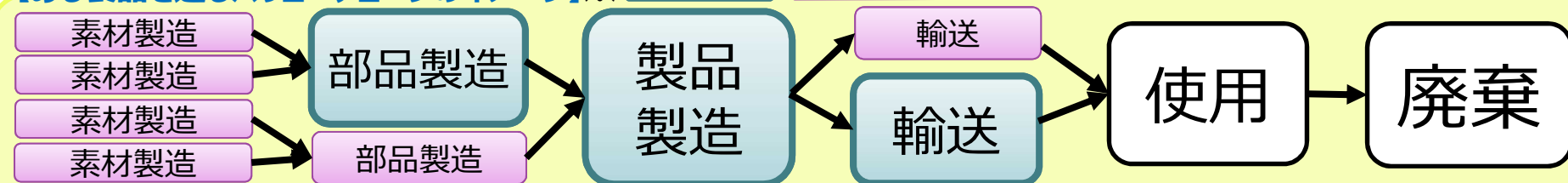
(3) 中小企業向けCO2削減に向けた環境経営体制構築支援事業

中小企業によるCO2大幅削減取組や再エネ大量導入取組の基盤として、中小企業に環境経営の専門家を派遣し、エコアクション21に沿って簡易な環境マネジメントシステムの構築、運用を支援。同時に、CO2削減の算定手法や持続可能な削減取組に必要な経営管理手法を提供する。

【ある製品を巡るバリューチェーンのイメージ】※

大企業

中小企業



バリューチェーン全体で日本企業が国際社会の脱炭素化への流れに着実に適応するとともに、世界の低炭素化に貢献



気候リスク・チャンスを織り込んだ 脱炭素経営推進事業

2019年度予算（案）
400百万円（250百万円）

地球環境局 地球温暖化対策課
大臣官房 環境経済課

背景・目的

- 主要国の財務大臣・中央銀行からなる金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、2017年にすべての企業に対して脱炭素経営を行うことを求める提言を発表。
- 具体的には、すべての企業は①2℃シナリオ等の気候変動シナリオを用いて、②自社の気候関連リスク・機会を評価し、③経営戦略・リスクマネジメントへ反映、④その財務上の影響を把握し、⑤年次財務報告書と併せて開示することが求められている。
- 本事業ではこうしたTCFDの提言に沿って、気候関連リスク・チャンスの財務影響を評価して開示する取組、経営判断に気候変動のリスク・チャンスを盛り込む有力な手法であるインターナルカーボンプライシングのモデル的な取組を支援し、方法や効果を実証する。
- また、これら企業の情報が、投資家に伝わり、ESG金融が促進するよう、企業の脱炭素化等のデータ分析機能と、投資家との対話機能を統合した世界初の基盤を構築する。

事業スキーム

(1)～(3) 委託対象：民間団体等
実施期間 (1)(2) 31年度(2019年度)
～33年度(2021年度)
(3) H25年度～33年度(2021年度)

事業概要

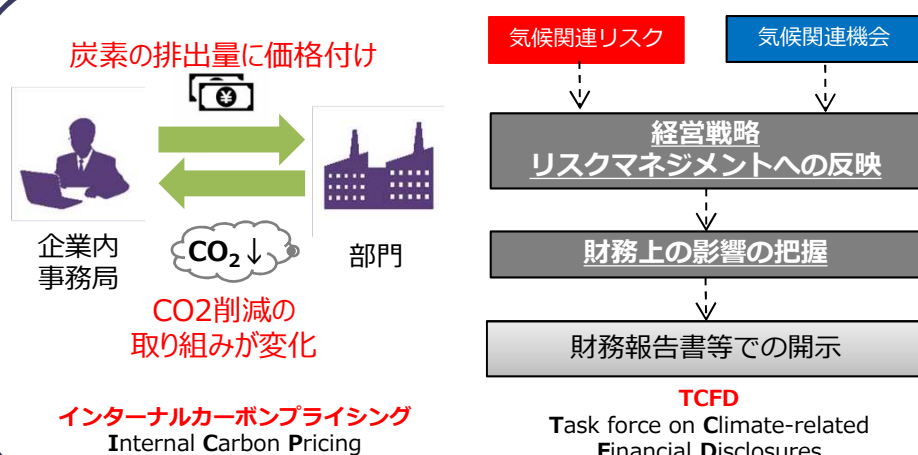
- (1) TCFDに沿った気候リスク・チャンスのシナリオプランニングのガイドライン策定事業（100百万円）
- (2) インターナルカーボンプライシング実証事業（50百万円）
- (3) バリューチェーン排出量等の環境情報を活用した投資促進のための環境情報開示基盤整備事業（250百万円）

期待される効果

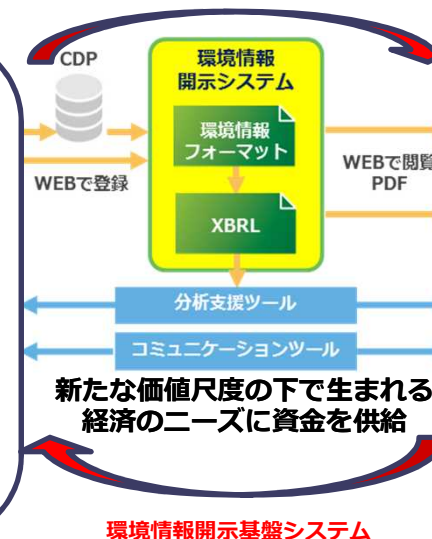
インターナルカーボンプライシングや、TCFDのリコメンデーションに沿った、気候変動のリスク及びチャンスを経営判断に組み込む「脱炭素経営」を行う企業が増加する。脱炭素経営は、企業価値を維持向上し、我が国産業の国際競争力を強化していくために必要不可欠であり、社会全体に裨益する。またそのような企業の情報が、環境情報開示基盤システムを通じて開示され、またこのシステムを通じて企業と投資家間の対話が活発化することにより、ESG金融が拡大し資金の流れが脱炭素化することを目指す。

イメージ

企業内での脱炭素経営



気候変動の財務への影響を開示



金融機関・投資家

- 登録情報の活用
- 企業と直接対話の機会獲得
- 企業評価に向けた比較分析の実施



SBT達成に向けたCO2削減計画モデル事業

2019年度予算（案）
100百万円（新規）

地球環境局 地球温暖化対策課
市場メカニズム室

背景・目的

- パリ協定の2℃目標実現に必要な削減カーブに沿って、2025～30年頃の削減目標を設定し、実行するScience-Based Targets（SBT）の動きが拡大している。
- SBTはサプライチェーン全体も対象としており、中小企業も含めて多くの企業が、SBT設定企業から当該企業のサプライチェーン排出量の削減に協力を求められる状況となっている。
- 他方で、従前実施されているCO2削減ポテンシャル診断は、現時点で投資回収が可能な対策が中心であり、2025～30年頃の削減目標に向けた中長期の対策行動は分析していない。
- そこで本モデル事業により、企業が2025～30年頃の削減目標に向けたCO2削減ポテンシャルと対策行動を可視化する。

事業概要

- 従前のCO2削減ポテンシャル診断の診断機関及びCO2削減計画を策定する企業がSBT達成に向けたCO2削減計画の策定に使えるルール、マニュアル、事例等を作成する。
- これまでCO2削減ポテンシャル診断事業で蓄積されてきたデータや診断機関のノウハウ等を解析するとともに、すでにSBT又はSBTに準じた2025～2030年頃の中長期目標を設定した民間企業等が実施している取組等の情報や具体的に工場・事業場等でどのような削減を行えば2025～30年頃の削減目標を達成しうるかについての定量評価を行い、マニュアル策定のために必要な知見や情報を収集する。

事業スキーム

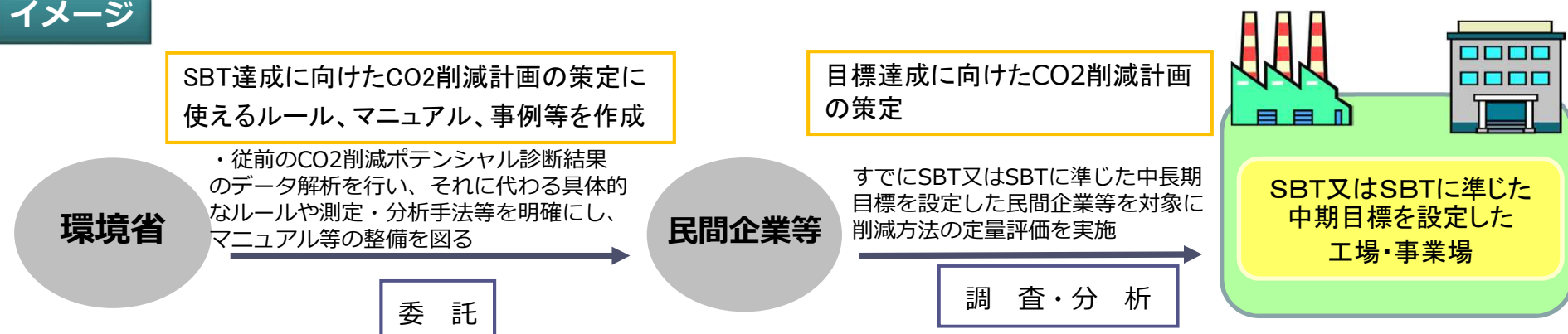
事業期間：31年度（2019年度）～



期待される効果

- 企業におけるSBT達成に向けた分析手法や方法論の一般化や体系化。
- SBT目標と併せて削減ポテンシャルに基づく削減計画を立案することで企業としての2030年頃までの自主的なCO2排出削減の取組を促進。

イメージ





中小企業による環境経営の普及促進事業

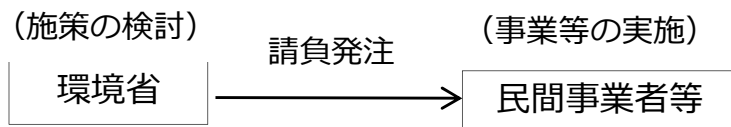
2019年度予算（案）
19百万円（19百万円）

大臣官房
環境経済課

背景・目的

- 環境問題の解決には、経済の主体である企業が、適切な経営者の関与の下、組織的かつ戦略的なPDCAサイクルを構築し、持続可能な環境経営を実践することが必要。また、環境経営は自社のビジネスリスクの低減や機会獲得に資する取組として見直され、経営戦略の一つの柱として据える動きが加速化。
- 大企業等は、環境マネジメントシステム（EMS）を導入し、環境経営の実効性を向上させているが、そのバリューチェーン先でもある多くの中小企業は、EMSの構築・運用ノウハウを十分に有しておらず、環境経営の導入が進んでいない結果、環境取組が一過性に終わり、環境改善が進まないという課題に直面。

事業スキーム



事業概要

- 中小企業への環境経営の普及促進事業
 - ・エコアクション2.1（EA2.1）ガイドライン2017年版、業種別ガイドラインの普及のための全国セミナーやシンポジウムを開催。
 - ・「働き方改革」とCO2削減等の両立を目指すツールを利用するなど2017年版ガイドラインの理念及びそれに整合的なSDGs等の理解が深い審査員を増やすための取組の促進
 - ・大企業等のバリューチェーンでのEA2.1の普及に向けた課題の整理
 - ・EMSの国際的動向についての調査
- 環境経営促進のための動向調査
 - ・事業者（上場・非上場企業）の環境配慮行動の動向調査（環境にやさしい企業行動調査）を統計法に基づき実施

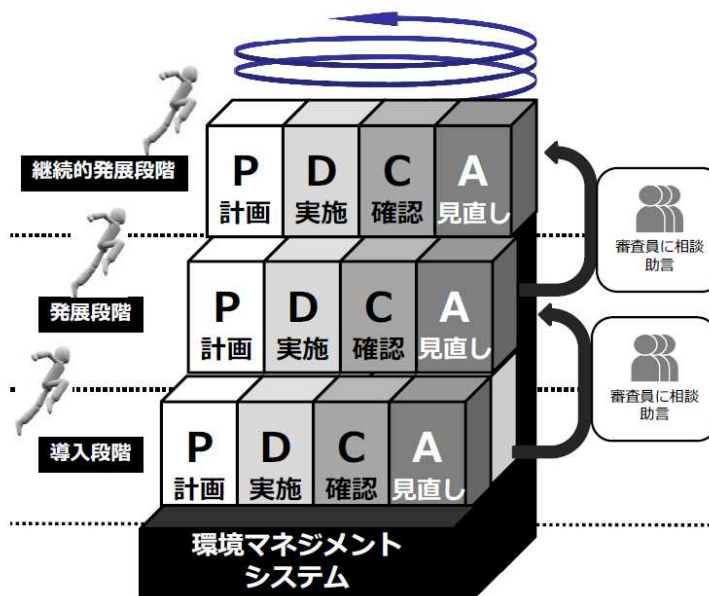
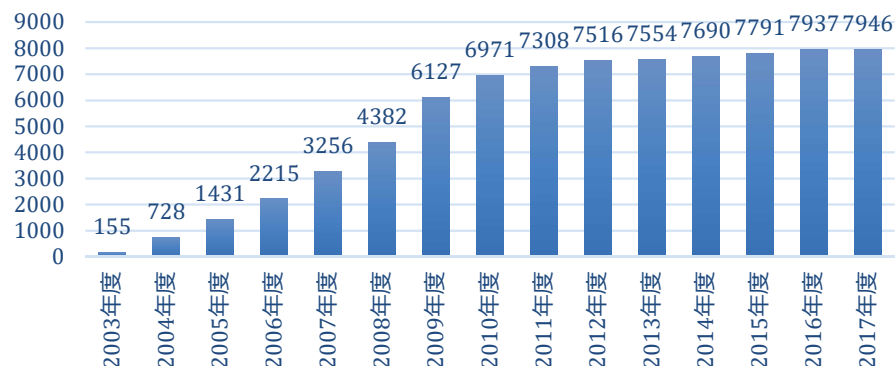
期待される効果

EA2.1等の中小企業でも着手しやすい効果的なEMSの整備・普及促進を行うことで、事業規模や業種・業態にかかわらず、全ての企業が環境取組を実践する社会経済を後押しする。

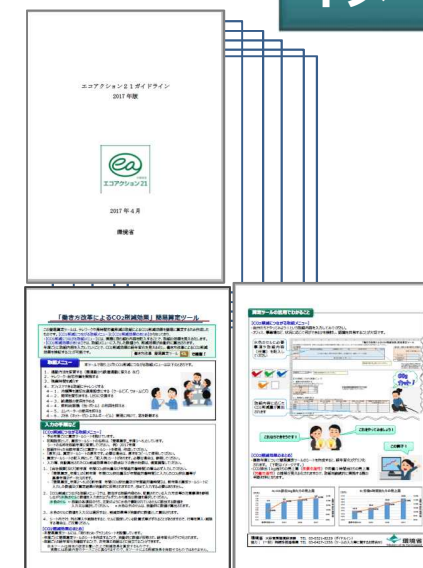


（件）

エコアクション2.1認証・登録事業者数



イメージ

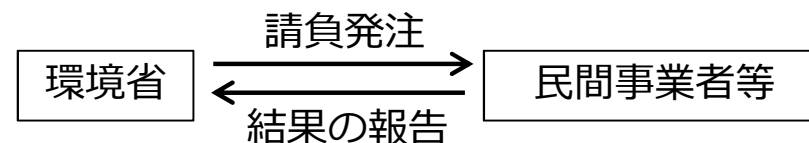




背景・目的

- 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」（平成19年11月施行）に基づき、国及び独立行政法人等の公的機関は、温室効果ガス等の排出の削減を図るため、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮した契約（環境配慮契約）を実施。
- 環境配慮契約の実施に当たり、国が定める「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（基本方針）に従い、電気供給、自動車の購入・賃貸借、船舶の調達、ESCO（省エネルギー改修事業）、建築物設計及び産業廃棄物処理契約について重点的に取組。
- 基本方針は、技術開発の動向や市場の普及状況等を鑑み、温室効果ガス等の更なる削減を目指して、必要に応じて見直し。

事業スキーム



事業目的・概要等

事業概要

- ①環境配慮契約法及び基本方針等の普及推進
- ②環境配慮契約の効果評価

期待される効果

環境配慮契約の推進による更なる温室効果ガス等の削減

①環境配慮契約法及び基本方針等の普及推進

- ・基本方針の見直し検討のための基本方針検討会等の開催
- ・電気供給の契約における総合評価落札方式の導入、再生可能エネルギーの比率を高めていく方策についての検討

②環境配慮契約の効果評価

- ・国等の各機関における契約実績の取りまとめ、分析
- ・環境負荷低減効果の定量評価

検討結果等を基本方針の見直しに反映

更なる温室効果ガス等の削減

イメージ

環境配慮契約法の仕組み

国による「基本方針」の策定

- ・環境配慮契約の推進に関する基本的方向
- ・重点的に配慮すべき契約における基本的事項

国等の各機関による環境配慮契約の推進

基本方針に基づき環境配慮契約推進

環境配慮契約の締結実績の概要の公表等



低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による 家庭等の自発的対策推進事業

2019年度予算（案）
3,000百万円（3,000百万円）

地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

背景・目的

- 2016年5月閣議決定の地球温暖化対策計画では、地球温暖化問題は、社会経済活動・地域社会・国民生活全般に深く関わることから、全ての主体の参加・連携や意識の改革、環境配慮行動の喚起が必要であり、自主的な行動喚起の促進を通じた低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開をすることとしている。
- 近年欧米では行動科学の理論に基づくアプローチ（ナッジ（nudge：そっと後押しする）等）により、国民一人ひとりの行動変容を（１）情報発信等を通じて直接促進し、また、（２）社会システム等の外部環境の変化を通じて間接的に促進して、社会システムやライフスタイルの変革を創出する取組が政府主導により行われ、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな政策手法として着目されており、環境分野においても国民各界各層が環境配慮に価値を置き低炭素社会の構築を実現するための取組等に適用が進められているが、我が国への適用や効果の持続可能性については検証が必要。
- 2017年4月に環境省が日本版ナッジ・ユニットを発足。代表として米国エネルギー省、ハーバード大学、各国ナッジ・ユニット等との連携の下、世界最先端のモデルの構築・実証により環境価値の実装された低炭素社会へのパラダイムシフトの実現を目指す。

事業概要

- ナッジ等を活用した家庭・業務・運輸部門等の自発的対策推進事業
CO2排出実態に係るデータ（電力、ガス、燃料の使用等）を収集、解析し、個々にパーソナライズして情報をフィードバックし、自発的な低炭素型の行動変容を促す等、CO2排出削減に資する行動変容のモデルを構築。地方公共団体との連携の下、当該モデルの持続的適用可能性の実証や我が国国民特有のパラメータの検証を実地にて行う。
- ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業
これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再エネのCO2削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムをブロックチェーン技術及び計測機器を用いて構築し、実証。

事業スキーム

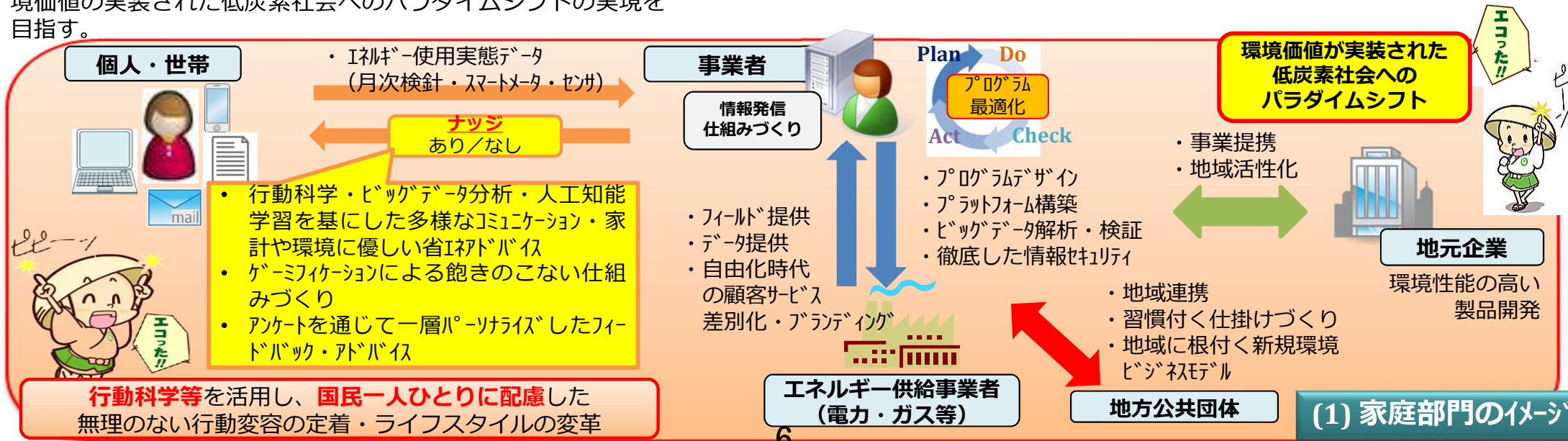


実施期間：

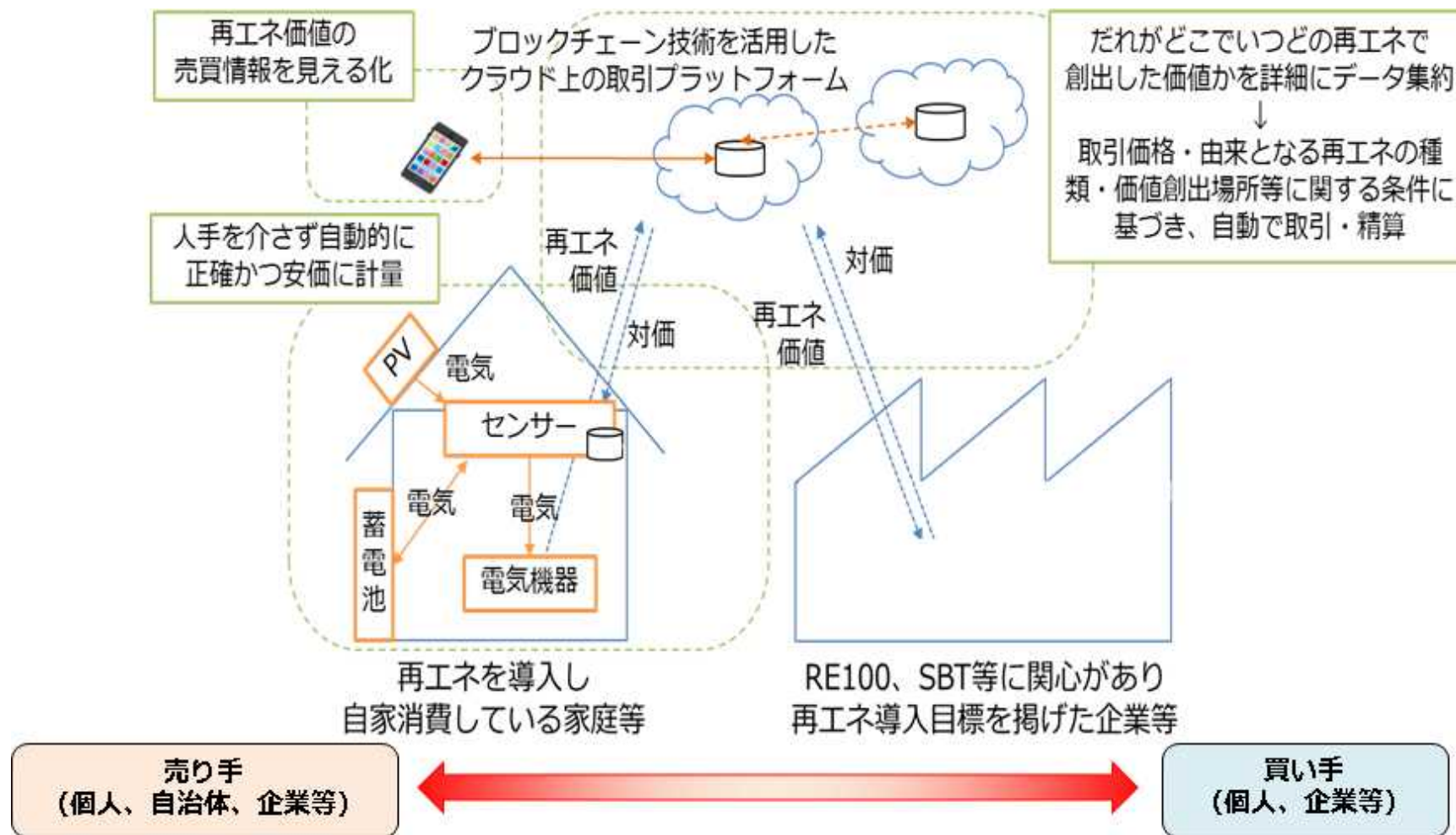
- 平成29年度～33年度（2021年度）
- 平成30年度～34年度（2022年度）

期待される効果

- 日本型の行動変容モデルを構築し、2021年度までに5地域程度で展開。当該モデルの実用化により、低炭素型の行動変容を促し、2030年度に380万t-CO2の削減。
- 自家消費される再エネにCO2削減価値を創出し、環境配慮が適正に評価される社会を実現。当該価値を取引するプラットフォームの実用化により、新規の又は追加的な再エネ活用に取り組むよう行動変容を促すとともに、地域の再エネ事業の自立を加速化。全国各地域に賦存する再エネポテンシャル及び導入された再エネ設備等を最大限活用する社会への変革を起こすことで、全国的なCO2削減対策を強化。



低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業のうち、(2) ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値取引のイメージ



これまでの事業の主な成果

- 米子と川崎の個人宅での太陽光発電の自家発電量・自家消費量を計測し、そのCO2排出削減価値を、その個人から、瀬戸内で電動バイクを充電中の個人に遠隔移転する取引をブロックチェーン技術を用いて記録するライブデモ実証に成功（産学官連携の課題検討協議会で実演）。
- ブロックチェーン技術を用いた取引システムの技術面でのFS調査が概ね完了したことが外部有識者により確認。



先端的な情報通信技術等を活用した廃棄物処理システム低炭素化支援事業

2019年度予算(案)
60百万円(新規)

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)において、我が国全体のGHG排出量の約3%を占める廃棄物処理分野のさらなる低炭素化が求められている。また、国内全体の労働力人口が減少する中で、市区町村が実施する一般廃棄物処理について、特に担い手不足等が課題となっている。
- その解決策の一つとして、「第4次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)等において、収集運搬の効率化・省力化等へのIoT・AI、センシング技術の活用が掲げられている。
- 市区町村が実施する一般廃棄物収集運搬業務について、特に担い手の逼迫の観点から効率化ニーズがあり、また、IoT・AI等の活用による集中管理や効率化による低炭素化も期待されているところ。
- 収集運搬の低炭素化モデル事業を行い、多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、その成果を広く市町村等へ周知し水平展開を図る。

事業概要

IoT・AI等を活用した収集作業の最適化を図るためのシステム構築を行い、収集運搬の効率化による低炭素化を図るモデル事業を実施する。

事業スキーム

<委託事業> 事業期間:31年度(2019年度)～33年度(2021年度)



期待される効果

- ・市区町村の収集運搬システムにおける低炭素化を通じた温暖化対策の推進
- ・市区町村の収集運搬システムの効率化・高度化

事業イメージ

市区町村における収集運搬の特徴

- ・収集地点数や分別区分が多い
- ・収集の曜日指定がある 等

考慮すべき要素が多い

IoT・AI等を活用した市区町村の収集運搬低炭素化モデル事業

収集等の状況に係るデータ取得

まちの様態別、複数の収集車別に、収集時の位置情報、走行距離、積載量等を曜日にデータとして取得

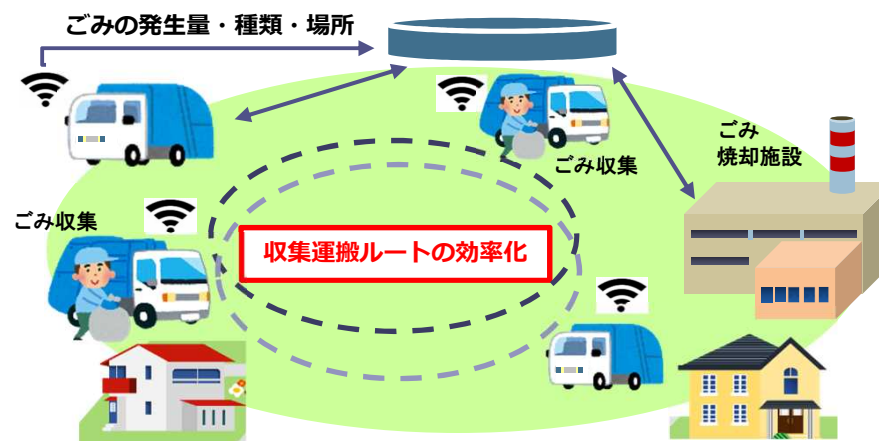
データに基づく現状の解析

一日の作業時間とその作業分類別内訳、分別収集品目別・曜日の収集作業時間地域別の作業時間原単位の解析

シミュレーション・課題抽出

様態別に実走及び検証を行い、効果の試算を実施

多種多様なまちの様態別に対応した汎用性の高いモデルを構築





グリーン経済における情報開示基盤の整備事業

2019年度予算（案）
50百万円（45百万円）

大臣官房
環境経済課

背景・目的

- グリーン経済の実現には、企業の環境取組や成果が適正に評価される仕組みを構築することが不可欠である。世界的に見ると、パリ協定の発効後、ESG投資の広がりを受けて、ステークホルダーが環境情報に求める量と質は劇的に変化した。さらに、TCFD提言を受け、環境情報開示の要請はますます高まっている。
- 他方、我が国は企業への環境情報開示の制度化は進んでおらず、信頼性確保の課題もある。グリーン経済を拡大するためには、企業と利害関係者の対話をさらに意義のあるものにする必要がある。

事業概要

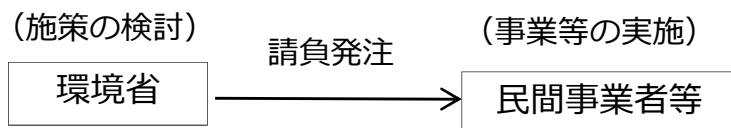
- 環境配慮促進法における環境報告利用促進
- 環境報告による環境コミュニケーションの促進
- 機関投資家による環境情報の利用促進

事業目的・概要等

期待される効果

多くの企業、投資家、国民にとって利用しやすい環境情報開示とその信頼性向上を求めるニーズが高まっており、本事業はこうした社会的基盤を整備し、環境情報開示に基づく適切な事業者評価により、資金が供給されることで、経済のグリーン化を推進していく効果がある。

事業スキーム



環境コミュニケーションの促進：
優良な環境報告を表彰し、
環境コミュニケーションを促進する
「環境コミュニケーション大賞」の
運営。



イメージ

環境情報の利用促進事業：
環境サステナブル企業評価基準
に適合した企業の選定、公表。
投資家及び企業の環境配慮型行
動をより実務レベルで促進。

環境報告利用促進事業：
環境報告ガイドライン2018年版
の周知及び必要に応じた補足文
書の更新。
環境情報のあり方の検討。

	2016年度	2017年度 (フェーズI)	2018年度 (フェーズII)	2019年度 (フェーズIII)
ガイドライン 本体		案の策定	⇒ パブコメ・改定 普及促進	
解説書 (付録)	ガイドライン改定に 向けた論点整理		案の策定	⇒ 発行・普及促進
環境開示の あり方検討			検討	⇒ 信頼性向上の手引き等改定



背景・目的

- 脱炭素社会への移行に向けて必要な投資額は極めて巨額であり、すべてを公的資金でまかなうことは現実的ではない。グリーンファイナンスを活性化させ、ESG金融へシフトしていく必要。
- 我が国で圧倒的ウェイトを占める間接金融におけるESG融資の普及とともに、直接金融において先行しているESG投資の更なる加速化が不可欠。
- これを踏まえ、欧米を中心に急速に進展するグリーンファイナンスの諸外国動向調査、国内の脱炭素化事業に対する投融資の状況調査等を実施し、脱炭素社会に向けた我が国におけるESG投資・ESG融資の普及のための取組を支援する。

事業概要

- (1) 国際的なグリーンファイナンス関連情報収集分析事業
- (2) 国内におけるESG金融導入調査検討事業
- (3) ESG金融表彰制度・ESG金融ハイレベル・パネル運営業務
- (4) グリーンファイナンスに係るグリーンイノベーション動向調査等事業

期待される効果

- グリーンファイナンスの活性化によるグリーンプロジェクトに対する民間資金の導入拡大。
- 国内や途上国における公的資金中心の支援から民間ファイナンスによるビジネス主導への転換により、地球規模の気候変動対策推進に貢献。

事業スキーム

委託対象：民間団体等 実施期間：31年度(2019年度)～33年度(2021年度)

(1) 国際的なグリーンファイナンス関連情報収集分析事業

- グリーンボンドを含むグリーンファイナンスに係る国際的な政策動向、国際機関の動向、投資家・金融機関等の取組事例等の収集・分析
- グリーンボンド・ガイドラインの改定検討等の我が国における環境整備
- グリーンファイナンスプラットフォーム（仮称）の整備、国内外への情報発信

(3) ESG金融表彰制度・ESG金融ハイレベル・パネル運営事業

- ① ESG金融表彰制度
ESG金融やグリーンプロジェクトに積極的に取組、環境・社会に優れたインパクトを与えた者の評価・表彰、情報発信
- ② ESG金融ハイレベル・パネル運営
ESG金融に関する意識と取組を高め行動する場として「ESG金融ハイレベル・パネル」を設置し、取組のフォローアップを実施。

(2) 国内におけるESG金融導入調査検討事業

- ① 地域ESG金融の取組事例収集・分析・普及支援
民間企業等によるグリーンファイナンス取組事例の調査分析
金融機関の事業性評価融資など国内の地域ESG金融に係るモデル的な取組事例調査、分析、取組支援
- ② 地域ESG金融の我が国における普及に向けた課題抽出、解決策の検討

(4) グリーンイノベーション動向等調査事業

グリーンファイナンスの重点投下対象となり得るイノベーションとそのファイナンスの状況等の動向調査、2019G20サミット及び環境・エネルギー大臣会合を受けたイノベーションとファイナンスに係る国内政策展開・各国連携策の検討。

イメージ



グリーンボンド発行促進体制整備支援事業

2019年度予算（案）
500百万円（850百万円）

大臣官房
環境経済課

背景・目的

- 2度目標の達成のために必要な巨額の投資をまかなうためには、民間資金を低炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠である。このための有効なツールとして、近年、国際的に「グリーンボンド」が活発に発行されている。
- 我が国においてもグリーンボンドの発行事例は増えてきているものの、通常の債券発行手続に加え、グリーンボンドフレームワークの検討・策定・運用が必要となることから、十分に導入されているとは言えない。グリーンボンド市場の自律的な形成・発展に向けては、その発行支援を的確に行える主体の存在が重要となる。
- このような状況を踏まえ、我が国におけるグリーンボンドの発行支援体制を整備し、グリーンボンドの発行・投資を促進し、グリーンボンドにより企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に低炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

事業概要

①登録発行支援者の登録・公表

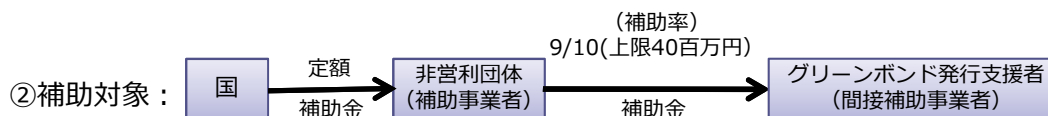
グリーンボンドの発行支援を行う者の登録・公表を行う。

②グリーンボンド発行支援体制の整備

グリーンボンドを発行しようとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

事業スキーム

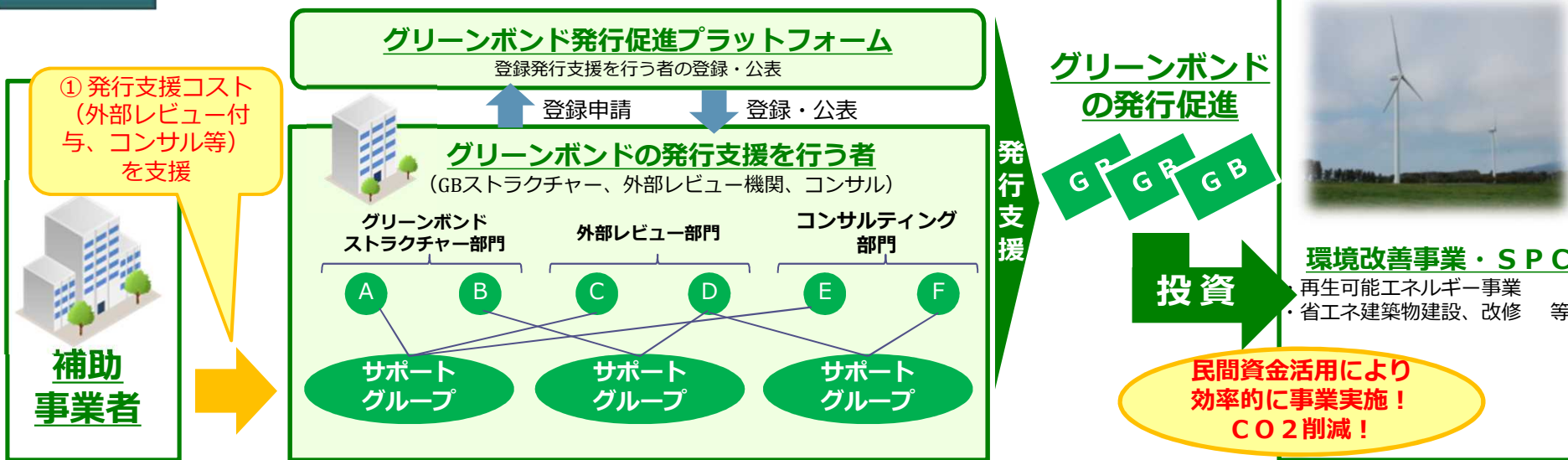
①委託対象：非営利法人等



期待される効果

グリーンボンドにより調達した民間資金が低炭素化事業に活用され、それによって効率的にCO2削減が図られる。

イメージ





地域低炭素投資促進ファンド事業

2019年度予算（案）
4,600百万円（4,800百万円）

大臣官房
環境経済課

背景・目的

- 低炭素社会を創出するには、必要な温室効果ガス削減対策に的確に民間資金が供給されることが不可欠。
- 固定価格買取制度の認定を受ける太陽光発電以外の再生可能エネルギー事業等については、固定価格買取制度の導入後においても、太陽光発電に比べ伸び率が非常に低い。
- このような、民間だけでは十分に進んでいない再生可能エネルギー事業（風力、中小水力、バイオマス、地熱・温泉熱）等について、その普及に向けた課題を克服し、普及をさらに促進していくことが必要。
- 国際的にも、低炭素投資促進のための「グリーン投資銀行」による投資促進が重要な政策テーマとして注目されている。

事業概要

※本事業は平成25年度より実施。

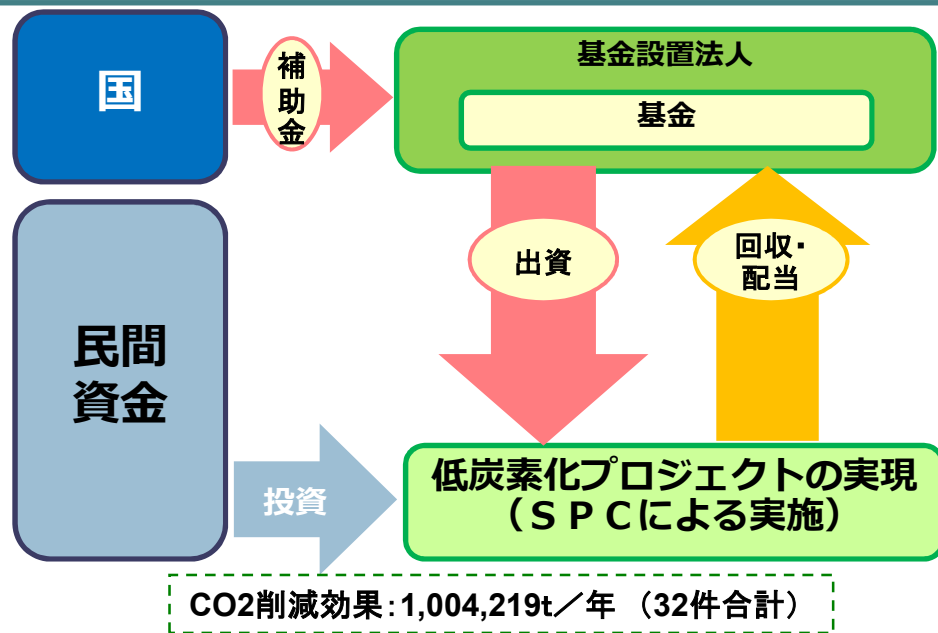
- 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに地域の資金を含む民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを出資により支援し、その審査やモニタリングの過程において様々な助言等を行う。
- ※固定価格買取制度の認定を受ける太陽光を除く。

期待される効果

- 本事業により地域において低炭素化プロジェクトが導入される。
- 出資案件の組成・モニタリング等を通じて得た知見・経験を踏まえて相談・助言等を行うことにより、地域全体での低炭素化に寄与する事業、条件が不利な地域における再生可能エネルギー事業等、低炭素化プロジェクトが波及的に広がることが期待される。

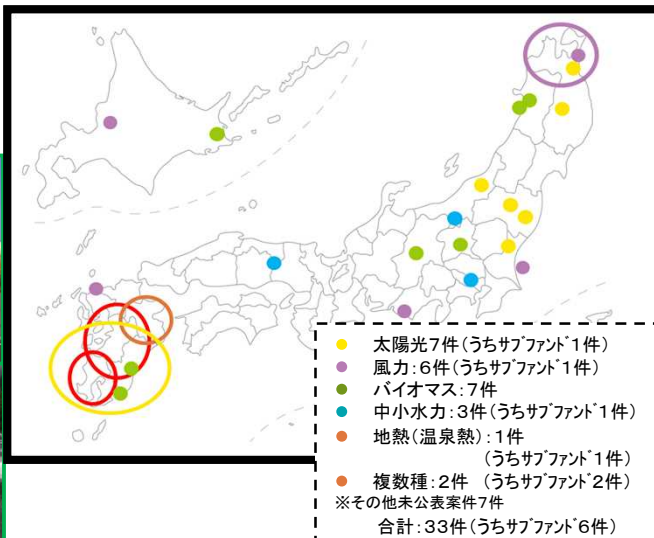
事業スキーム

- 補助事業（基金事業）



【これまでの出資決定案件】

※平成30年3月末時点。公表ベース。



イメージ



事業目的・概要等

背景・目的

- CO2の排出に対して価格付けをする**カーボンプライシング**の考え方が広まっている。例えば、カーボンプライシングについて、COP21決定では、「国内政策や**カーボンプライシング**といった手法を含め、**排出削減活動にインセンティブ**を与えることの重要性を認識。」とされ、G7富山環境大臣会合で「イノベーション及び長期的な排出削減のための低炭素投資の強化に効果的な手段」とされ、G7シャルルボアサミットにおいても、引き続き経済成長を進め、環境を保護するための、カーボンプライシングの重要性について議論が行われた。そのうち、排出量取引制度は、諸外国等で導入されており、**着実な排出削減を実現している**。制度運用で生じた課題については、各国で課題解決のための制度改善が進められている。我が国において、国内排出量取引制度は、**排出の削減を確実かつ費用効率的に実現できる有効な手法**である一方、**我が国の産業や雇用に与える影響についての懸念**もある。このため、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）では、「我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価等を見極め、慎重に検討を行う。」こととされている。
- 一方で、中央環境審議会地球環境部会が策定した「長期低炭素ビジョン」では、カーボンプライシングについて、長期大幅削減に向けたイノベーションを生み出す国内での取組を加速化する上で**いかなる制度の在り方が我が国にとって適しているか、具体的な検討を深める時期に来ている**とされた。これを受けて設置された「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」の取りまとめ（平成30年3月公表）においては、「カーボンプライシングにより共通の方向性を示していくことによって、社会を脱炭素化に向けて円滑に誘導していくことができる」とされ、「カーボンプライシングについての知見を高めつつ、企業者消費者、NGOなど、**様々なステークホルダーから意見を聞きながら、国民的な議論として、我が国にとって最適なカーボンプライシングの形について更に検討を深めていく**」ことが求められている。
- 今後、これらの国内外の動向や経験も踏まえ、地球温暖化対策計画に基づき、慎重に検討を進めることとなるが、今後の大幅削減も視野に入れ、2030年度削減目標に向けた対策・施策の進捗状況に応じ、施策の見直しを行い、**我が国でカーボンプライシング施策等を導入する場合に速やかに効果的な制度を実施できるよう、地球温暖化対策計画の見直し時期を目途として、制度の案を検討する。**

事業概要

カーボンプライシング導入可能性調査等（250百万円）

カーボンプライシング施策等を導入する場合に速やかに効果的な制度を実施できるよう、炭素の価格付けに係る制度設計を行う。具体的には、諸外国の事例なども参考に、対象の範囲、割当の方法などの項目について検討するとともに、その効果・影響等について分析する。

事業スキーム

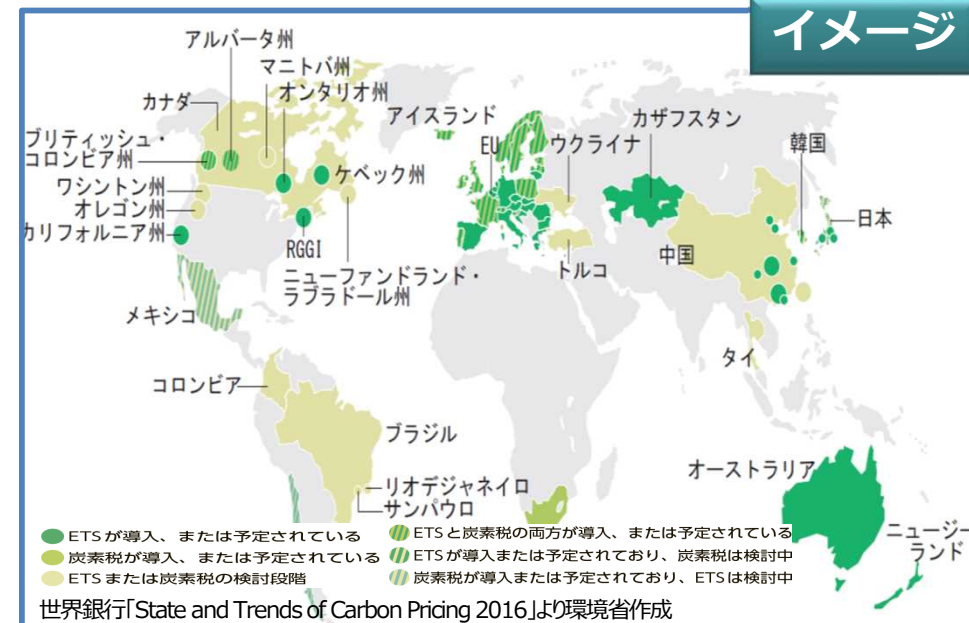
委託対象：民間団体等

実施期間：導入に向けた検討 31年度（2019年度）～33年度（2021年度）

期待される効果

米中韓EU等の諸外国で導入されている制度の動向も踏まえて、我が国においてカーボンプライシングを導入する場合の具体的な制度の案が得られる。

イメージ

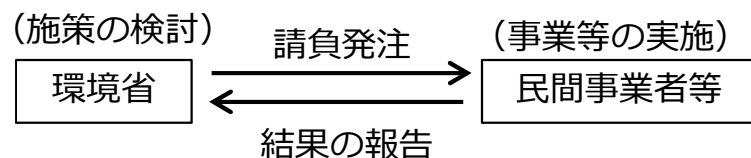




背景・目的

- 低炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策のための税などの環境の視点を組み込んだ各種税制措置が講じられているところ。
- これらの環境関連税制等については、第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画において、税制全体のグリーン化を推進するため、その環境効果等について調査・分析を行うこととされている。

事業スキーム



事業概要

- ① 諸外国における炭素税に関する調査等の実施
- ② 車体課税のグリーン化による環境効果等の分析
- ③ 更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

期待される効果

炭素税、車体課税といった環境関連税制等を中心に、広くそれらと与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行うことで、我が国の税制全体のグリーン化を推進する。

イメージ

① 炭素税に関する調査や効果の分析等の実施

- 諸外国における炭素税の制度概要やその効果等に関する調査の実施
- 炭素税による環境効果や経済への影響等の分析

② 車体課税のグリーン化による環境効果等の分析

- 車体への課税制度による環境負荷削減効果（CO₂、NO_x等）・経済影響に関する経済モデル分析の実施
- 諸外国における車体課税のグリーン化の最新動向・効果・影響に関する調査の実施

③ 更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

- 第五次環境基本計画に基づいた、税制全体のグリーン化の推進に向けた検討
- 環境効果等の分析や制度設計に係る有識者検討会・ヒアリング、諸外国における導入事例調査等の実施

我が国の
税制全体の
グリーン化
を推進



CO2中長期大幅削減に向けたエネルギー 転換部門低炭素化に向けたフォローアップ事業

2019年度予算（案）
150百万円（150百万円）

地球環境局
市場メカニズム室

背景・目的

- **電力部門の排出量は、我が国全体の約4割を占める最大の排出源**であり、2030年度26%削減目標、2050年80%削減等の達成に向け、電力部門の低炭素化を進めることは、最も重要な温暖化対策の一つ。
- また、**CO2排出係数**（発電電力量当たりのCO2排出量）は、**家庭・業務部門（民生部門）での電気の使用に伴うCO2排出量に大きく影響し、同部門での大幅削減を進めるためにも、電力部門の排出量を大幅に削減することが必要**。
- このため、平成28年2月に、環境省・経済産業省で合意し、電力業界の自主的枠組みの実効性・透明性の向上等を促すとともに、省エネ法等による政策的対応を行うことで、電力業界全体の取組の実効性を確保することとした。また、実効性が確保されているかどうか確認するため、**毎年度進捗状況をレビューし、目標の達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等を検討**することとしている。

事業概要

- 2030年度の削減目標達成に向けて、電力業界の「自主的枠組み」及び「自主的枠組み」に係る政策的対応への事業者の取組状況や見通し（発電所の建設計画等の状況等を踏まえて分析）、その他の関連施策の動向等の分析を行う。
- これを踏まえ、平成28年2月公表の電力部門の対策パッケージ及び地球温暖化対策計画で定められている内容について、電力業界による地球温暖化対策実施状況の進捗をレビューし、必要に応じて実施すべき追加対策を検討する。

事業スキーム 委託対象：民間団体等、実施期間：平成29年度～42年度（2030年度）（予定）

○環境大臣と経済産業大臣の合意（平成28年2月）

- 引き続き「**電力業界の自主的枠組み**」の**実効性・透明性の向上**を促し、**省エネ法等の政策的対応**を行うことで電力業界全体の取組の実効性を確保することとした。
- また、取組が継続的に実効を上げているか、**毎年度進捗状況をレビュー**し、目標が達成できないと判断された場合は、**施策の見直し等について検討**する。

電力業界の取組の
進捗状況のレビュー
（29年度より毎年度）

（目標が達成できないと
判断された場合）
施策の見直し等を検討

2030年度
目標達成

期待される効果

本事業により、電力業界の取組の進捗を確認しつつ、電力低炭素化のための制度設計構築に向けた追加対策の検討を行うことで、必要に応じた施策の見直し等を機動的に実施し、2030年度削減目標の確実な達成を図る。



背景・目的

第四次循環型社会形成推進基本計画において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、使い捨てプラスチック等のリデュース、使用済みプラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用等を推進することとされているところであり、これを着実に進めるため、必要となる施策に関する調査検討や民間主体での取組を促進するための措置を講ずる。

また、平成28年5月、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において取りまとめられた容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書を踏まえ、必要な施策を実施する。

事業概要

1. プラスチック資源循環推進事業

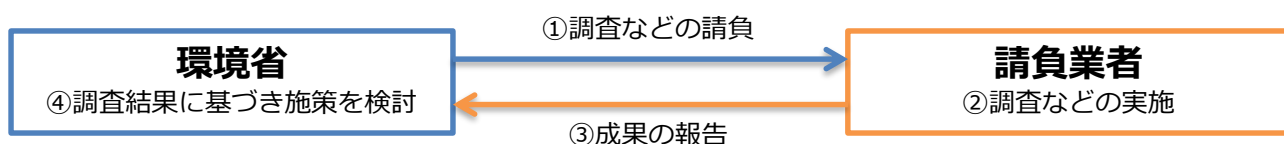
- (1) プラスチック資源循環に係る施策の検討調査
 - ・国内外実態調査
 - ・プラスチック資源循環に係る施策のあり方検討
- (2) プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - ・使い捨てプラスチック等のリデュース促進事業
 - ・多様な主体による未利用プラスチック資源等の回収・リサイクル事業
- (3) プラスチック資源循環戦略普及促進事業
 - ・海洋プラスチック問題解決のための各主体の連携協働事業
 - ・プラスチック資源循環戦略の普及啓発事業

2. 容器包装リサイクル推進事業

- (1) 容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）活動促進事業
- (2) リユース容器の活用分野等検討事業
- (3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする3R促進事業
- (4) 容器包装廃棄物排出実態等調査



事業スキーム





背景・目的

- **世界的課題**である海洋プラスチック問題、資源・廃棄物制約、地球温暖化対策等の観点から、**プラスチックの3Rや再生可能資源への転換が求められる**。
- さらに、中国や東南アジアによる禁輸措置が実施・拡大中であり、大量の廃プラスチックの国内滞留が深刻化し、焼却・埋立量や処理コストも増加。不法投棄・不適正処理も懸念され社会問題化。
- こうした構造的な課題を乗り越え、かつ、イノベーションやライフスタイル変革を通じて新たなグリーン成長を実現するためには、従来型のプラスチック利用を段階的に改め、石油資源由来の素材から紙、**バイオ・生分解性プラスチック等の再生可能資源への転換**を図っていくとともに、**使用済みの廃プラスチック等の省CO2リサイクルシステムを構築**することが不可欠。
- このため、新たに策定する「プラスチック資源循環戦略」に基づき①**代替素材である再生可能資源への転換・社会実装化**、②**使用済素材のリサイクルプロセス構築・省CO2化**を強力に後押しし、**低炭素社会構築に資する国内資源循環システム構築**を加速化する。

事業概要

①代替素材である紙、バイオ・生分解性プラ（再生可能資源）への転換・社会実装化支援

紙、バイオ・生分解性プラスチック等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、再生可能資源への転換・社会実装化を図る。

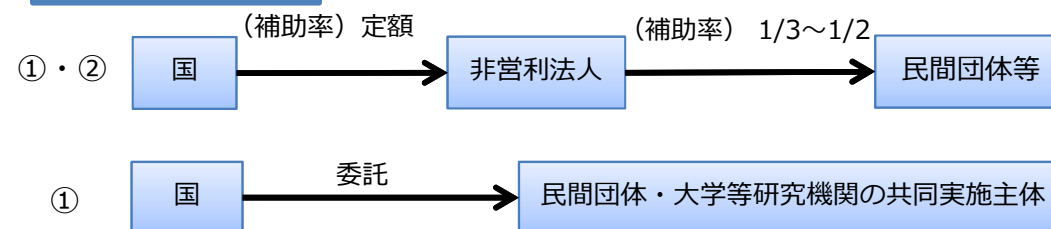
②プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化支援

複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

期待される効果

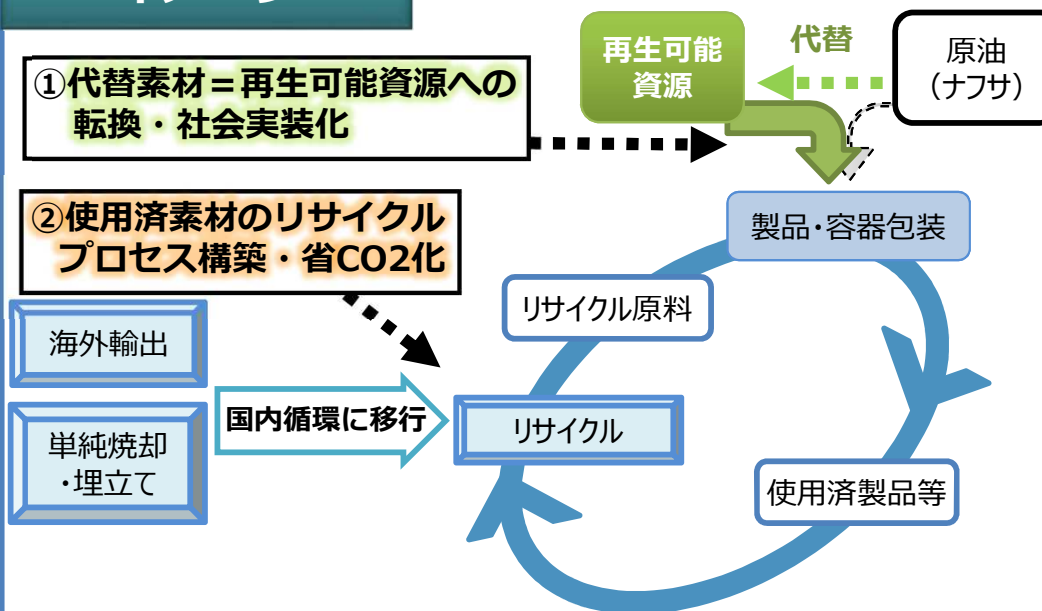
- プラスチック資源循環戦略に掲げるマイルストーンの達成（ワンウェイプラスチック排出抑制、容器包装リサイクル、使用済プラスチック全体の資源有効利用、再生素材利用、バイオマスプラ導入）
- 資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出（新たな成長の源泉）

事業スキーム



実施期間：31年度(2019年度)～35年度(2023年度)

イメージ





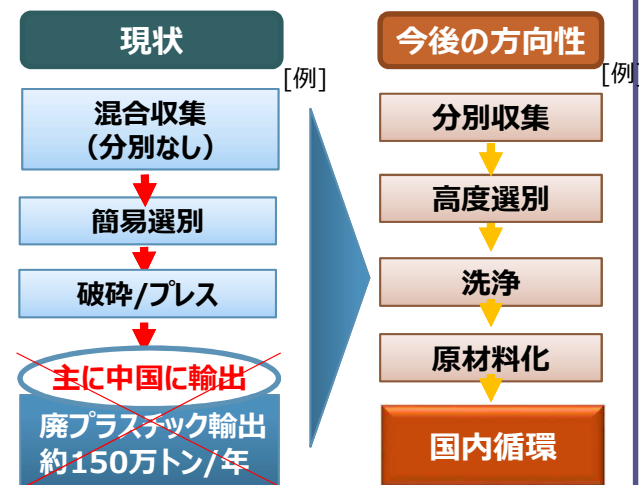
省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業

2019年度予算（案）
3,330百万円（1,500百万円）
平成30年度第2次補正予算（案）
6,000百万円

環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

背景・目的

- これまで年間約150万トンの廃プラスチックが資源として海外に輸出され、その多くが中国に輸出されていた。一方、平成29年12月末に中国が非工業由来の廃プラスチックの禁輸措置を実施。さらに、本年12月末からは工業由来についても禁輸措置を拡大予定。加えて、中国に代わる輸出先となっていたタイ、ベトナムなども同様の禁輸措置を実施し、他の東南アジア諸国も導入の動きが見られる。この結果、国内での廃プラスチックの滞留が問題となっている。
- 昨年度、国内資源循環のための緊急的な支援制度を創設したが、アジア大の禁輸措置拡大に対応するためには、当該措置を大幅に拡充し、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保することが不可欠。
- 加えて、急速に導入が進んでいる再生可能エネルギー設備等の低炭素製品の排出に適切に対応するため、エネルギー消費の少ない省CO₂型のリユース・リサイクル設備や「省CO₂型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムの導入を進める必要。
- 以上を通じて、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指す。

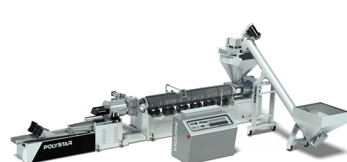


事業概要

- プラスチックの高度なリサイクルに資する省CO₂型（トップランナーと同水準）設備への補助（18.3億円）
- 低炭素製品等に係るリユース・リサイクルのための省CO₂型設備への補助（15億円）



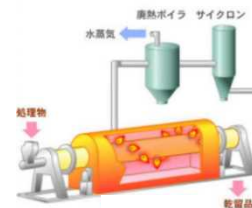
廃プラの破碎・洗浄・脱水設備



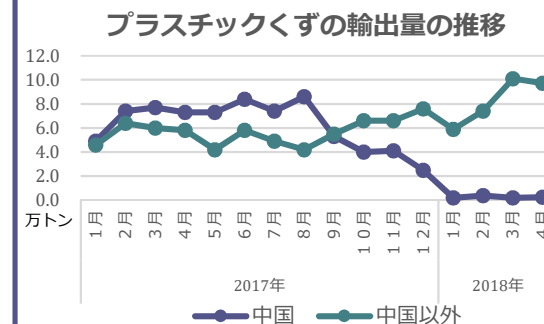
カッター型高速ペレット化設備



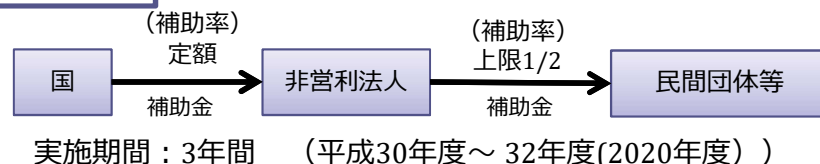
太陽光パネルリサイクル設備



炭素繊維強化プラリサイクル設備



事業スキーム



期待される効果

- ・ 設備導入によるリユース・リサイクル段階でのCO₂削減の推進（平成32年度86,000tCO₂/年の削減効果）
- ・ 環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化



海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費

(うち、漂着ごみ対策総合検討事業、漂流・海底ごみ対策総合検討事業)

2019年度予算(案)
268百万円 (167百万円)
うち151百万円 (107百万円)

水・大気環境局
水環境課海洋環境室

背景・目的

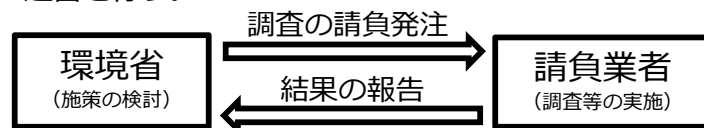
事業目的・概要等

- 日本には毎年多くの海洋ごみ(漂着・漂流・海底ごみ)が発生し、海洋環境の悪化や船舶航行・漁業への影響等をもたらし、近年は、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念され、世界的な課題となっており、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されたところ。これを受け、海洋ごみの発生抑制により一層取り組む必要がある。
- 効果的な回収処理・発生抑制対策を行う上で、マイクロプラスチックを含む漂着ごみ及び漂流・海底ごみの発生状況の実態の適切かつ継続的把握が不可欠。
- 我が国沿岸の海洋ごみ削減には、プラスチック等のごみの更なる発生抑制が重要であり、地域循環共生圏の観点も踏まえつつ、沿岸～内陸にわたる広域的な発生抑制対策が不可欠である。
- また、その対策の推進にあたっては、地方自治体に加え、各関係主体(民間団体、業界団体、研究機関等)の連携・協力の強化及びその継続が非常に重要となる。

事業概要

- ①漂着・漂流・海底沈降に係る一連のプロセスを把握するため、我が国海岸における漂着ごみの量・分布等及び我が国沿岸海域及び沖合海域(近海及び南方海域)における海底ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出等を実施する他、河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの存在実態調査に着手する。
- ②複数地方公共団体連携による国内沿岸～内陸での流域圏での広域的なごみ発生抑制の推進のため、複数地方公共団体連携による漂流ごみ発生抑制対策モデル事業として、漂着ごみ発生源解析調査、多様な関係主体の参画による広域的な発生抑制対策を実施し、その効果の計測・評価等を行う。
- ③全国規模の関係主体の取組等に関する情報共有や主体間の連携・協力を推進するため、環境省主導のもと、関係主体の参画による「海洋ごみ対策推進フォーラム」(仮称)の設置・運営を行う。

事業スキーム



期待される効果

- 我が国における海洋ごみの汚染実態の的確な把握及び効果的な海洋ごみ対策の促進に繋げる。
- 陸域も含めた流域圏での効果的かつ総合的なごみ発生抑制対策を促進する。
- 各関係主体間の連携・協力を通じて、我が国全体での海洋ごみ問題の認知度向上、関係主体の主体的な参画のもとでの実態把握、発生抑制対策の促進を図る。
- 以上により、我が国におけるマイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減を図る。

漂流・漂着・海底ごみ量・分布実態調査(事業①)

イメージ

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量(2010年推計)ランキング

世界全体	1,270万 t/年
1位 中国	353万 t/年
2位 インドネシア	129万 t/年
3位 フィリピン	75万 t/年
4位 ベトナム	73万 t/年
5位 スリランカ	64万 t/年
6位 タイ	41万 t/年
7位 エジプト	39万 t/年
8位 マレーシア	37万 t/年
...	...
30位 日本	6万 t/年

※推計量の最大値を記載
(出典) Plastic waste inputs from land into the ocean (2015, Feb. Science)

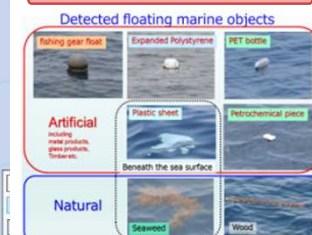
海底ごみ調査



漂着ごみ調査



漂流ごみ調査



マイクロプラスチック調査(海域・河川・湖沼)



複数地方公共団体連携によるごみ発生抑制対策モデル事業(事業②)

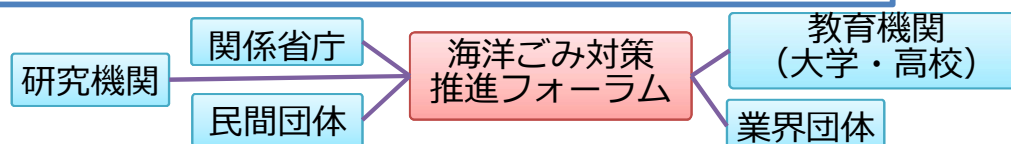
漂流・漂着ごみ



流域圏のごみ調査・近隣都府県対策推進



漂着ごみ等の削減に向けた連携方策検討事業(事業③)





海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、海洋ごみ国際戦略総合検討事業)

2019年度予算(案)
268百万円(167百万円)
うち117百万円(60百万円)

水・大気環境局
水環境課海洋環境室

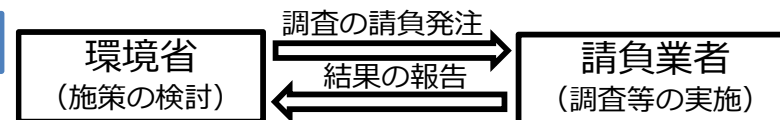
背景・目的

- 近年、世界の広域的な枠組み（G7、G20、国連等）やアジア等地域的な枠組み（TEMM、NOWPAP等）において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題は重要テーマであり、主要排出源であるアジア域での対策は、世界にとって喫緊の課題である。
- マイクロプラスチックについては実態把握が急務であるが、国際的な実態把握の促進には、モニタリング手法の調和・標準化が必要。2016年5月のG7富山環境大臣会合では、関係国等へのアウトリーチやモニタリング手法の調和等に向けた取組が優先的な施策とされ日本が主導的な取組を実施中。2018年6月のG7シャルルボワサミットでは、総理から海洋ごみ対策について、途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があること、来年のG20サミットでも取り組む旨が述べられた。
- このような状況を踏まえ、海洋ごみに関する国際動向を適時・的確に把握し、この分野における我が国の取組状況等も踏まえつつ、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力を戦略的に進める必要がある。
- モニタリング手法の調和については、我が国による主導的な取組を更に進め、成果をガイドライン等に取りまとめ、各種枠組みを通じて国際的な普及を図る必要がある。

事業概要

- ①海洋ごみに関する国際動向を調査し、国際連携・協力の戦略等を検討する。
- ②上記の調査・検討を踏まえ、アジア等地域的な枠組み及び広域的な枠組みを通じた国際協力を推進する。
- ③モニタリング手法調和に向けた調査及びガイドライン作成・普及等を実施する。

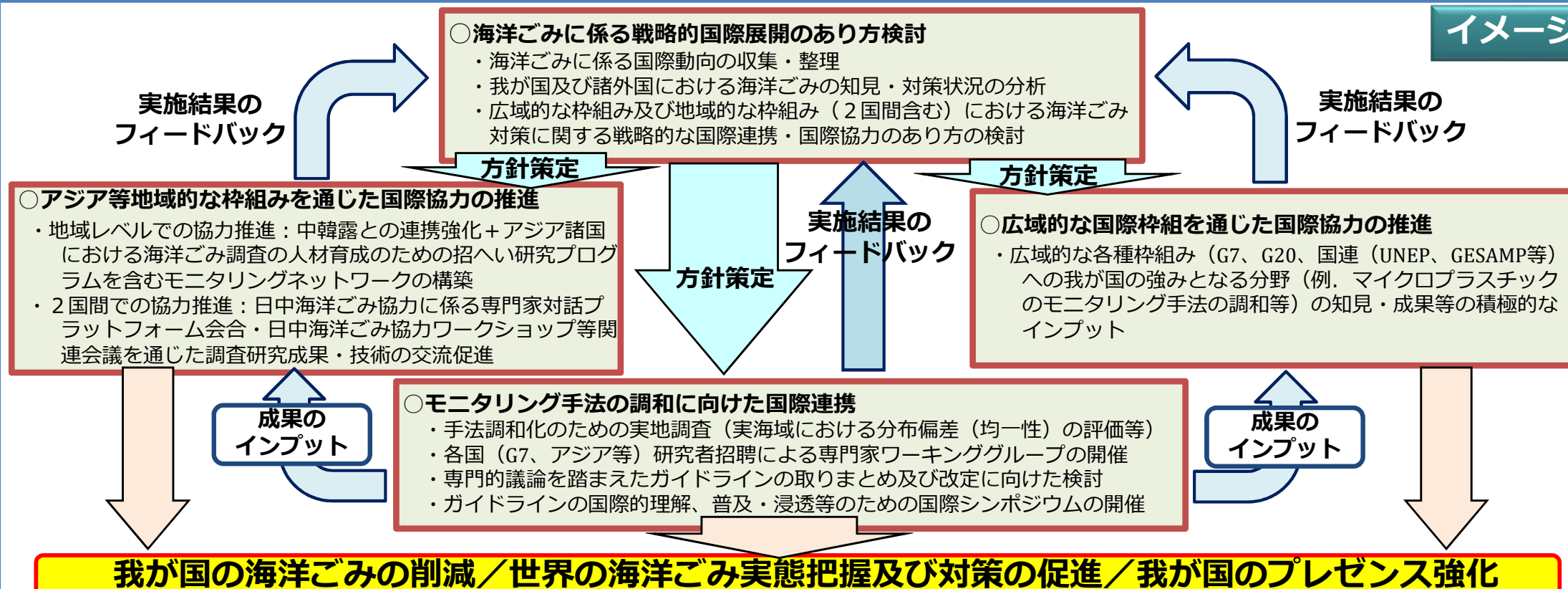
事業スキーム



期待される効果

これらの取組を総合的に推進することにより、我が国の海洋ごみの削減、世界のマイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握及び対策の促進を図るとともに、国際的な連携・協力を通じて、我が国のプレゼンス強化に資する。

イメージ





背景・目的

- 資源制約、環境制約が存在する中での持続可能な発展の実現には地球規模の課題の解決が不可欠。
- 当該課題解決のため、我が国としては国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的枠組みに関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う必要がある。
- そのためには、様々な環境問題に関する主要地域・国での検討・実施状況等の調査、把握及び具体的な政策の検討、政策対話の開催等を通じての国際的な議論の主導が求められる。

期待される効果

- 持続可能な開発のための2030アジェンダの実施をするため、関係機関等への普及・啓発、情報共有による更なる取組の促進。
- EPA等の貿易交渉において、環境への配慮が適切に反映されるよう取組を進める。
- G7等の主要国際会議において、地球規模の環境問題の解決に向けた環境政策・行動を提言し、インプットすることにより、環境問題における我が国のリーダーシップを発揮する。

事業スキーム

民間団体等への請負



事業概要及びイメージ図

様々な環境問題を包括する国際枠組み（持続可能な開発のための2030アジェンダ等）、環境を含む国際的な貿易交渉等（EPA・FTA等）についての世界的な議論の動向の調査及び我が国のポジションを確立し、地球規模の課題の解決につなげる

1. 持続可能な開発のための2030アジェンダ・持続可能な開発目標に関する政策展開

- 主要地域・国での持続可能な開発のための2030アジェンダの**実施状況等の調査・共有及び、先進事例の発掘及び海外発信**

2. 環境と貿易に関する戦略検討に向けた調査

- EPA・FTA等の貿易交渉において環境配慮事項が適切に反映されるよう、国際的議論の最新の論点の調査等

3. 国際的な環境分野の議論のリードに向けた戦略検討

- G7、G20等の主要国際会議において環境分野の議論をリードするための「**関係各国の主要な環境課題及び関心分野**」、「**新たな国際環境規範策定等の取組動向及び国際世論**」、「**主要国間における環境ワーキンググループ等に関する国際動向**」等に関する調査・分析
- 上記を基にした、国際場裏における我が国が主張すべき論点・提案等の検討、国内への政策展開に関する検討及び国際広報等を通じた我が国の取組の国際的認知度の戦略的向上。

4. 国際機関及び先進各国等との政策対話の推進

1. 2. 3. の成果を活用した「2030アジェンダの効果的な実施、適切な指標及びレビュー実施」、「現実的な貿易協定事項の実施の在り方」、「環境分野における国際規範の策定」等に関する関係各国との情報交換・政策協議等の実施

5. 地球環境行動会議（GEA）の開催

- 国内外の各界（政界・学会・産業界等）の指導者等を招集した国際環境会議の開催





背景・目的

- 複雑化、深刻化する途上国における環境問題への対処には、我が国のこれまでの経験や技術を活かした環境分野での支援が求められている。
- 2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)のもと、具体的な技術協力等を進めるとともに、日中韓やASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献。
- インフラシステム輸出戦略に基づき、環境インフラの海外展開を官民一体で推進。

具体的な施策

- 環境インフラ海外展開促進及び日ASEAN環境協カイニシアティブ推進
- 都市間連携によるSDGs実施支援
- 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進
- 二国間協力等の推進
- 海洋プラスチックに関する途上国支援の仕組みづくり

重点項目

○ 環境インフラの海外展開等の促進（拡充）

- 「ジャパン環境ウィーク」をはじめとする二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施。
- インフラを導入するためのソフトインフラとしての制度整備・技術支援・キャパビルの実施。
- 民間企業、自治体、他省庁や国内外の援助機関等と連携し、公的資金の活用・拡充を含めた実施体制の強化。

○ 都市間連携によるSDGs実施支援（継続）

- 東アジア各国のアジェンダへの取組の分析や目標設定の考え方等の整理を行いつつ、我が国が強みを持つ低炭素技術や廃棄物・リサイクル等の分野において、効果的な支援を行うための戦略を検討。

○ 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）の我が国開催及びTEMMプロジェクトの推進（拡充）

- 三カ国の環境大臣が、地域及び地球規模の環境問題に関して率直な意見交換を行い三カ国の協力関係を強化することを目的として、1999年より毎年持ち回りで開催。来年度は日本で開催。

○ 中国及び北東アジアにおける環境協力方策検討調査（拡充）

- 中国では、これまでの日中基礎調査の結果を踏まえ、協力を発展させるための調査を実施。また、その周辺地域において第三国における日中協力の可能性を検討。

○ 海洋プラスチックに関する途上国支援の仕組みづくり（新規）

- プラスチックによる海洋汚染問題についてG20、ASEAN等で途上国も含めて実効性のある取り組みを推進するため、途上国支援の国際的な仕組みを構築。



事業スキーム

国
(施策の検討)

請負

民間団体等
(調査等の実施)

結果報告

国

拠出

実施団体
(人材開発・情報発信等)

期待される効果

- 我が国の国際的な環境協力を進めるため、アジアにおける様々な協力を統合的に推進し、環境協力を牽引するとともに、環境国際協力の戦略的な推進方策の検討及び具体化を推進。
- 廃棄物処理施設や再エネ・省エネ設備等の環境インフラの導入・普及により公害被害を減らし、公害対策のコストを最小化する「一足飛び型」の発展を目指す。

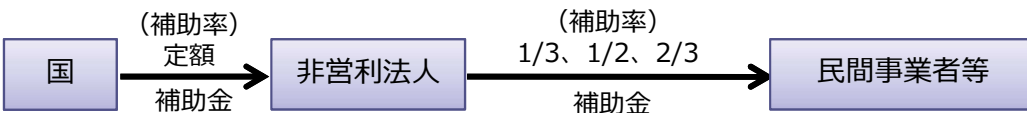


背景・目的

- 優れた低炭素技術は国際的な地球温暖化対策の強化に不可欠であるが、その普及には途上国との協働により、これらの国のニーズに適した低炭素製品・サービスのイノベーション及び市場創出が必要となる。
- 本事業では途上国向け技術のシステム化、複数技術パッケージ化等による、我が国の強みである質の高い環境技術・製品のカスタマイズ・普及を通じて低炭素社会を構築し、我が国と途上国の協働を通じて、双方に裨益あるイノベーション（コ・イノベーション）を創出する。
- このコ・イノベーションにより、国内の技術開発への還元や他の途上国への波及等につなげていく。

事業スキーム

実施期間：31年度（2019年度）～35年度（2023年度）



政策目標

- 途上国に優れた低炭素技術を普及し、CO2排出削減による低炭素社会の構築を実現するとともに、途上国に適した低炭素製品・サービスのイノベーション及び経済・社会システム、ライフスタイルの変革につなげる。

事業概要

以下の途上国向け技術によるコ・イノベーション事業を実施

- システム技術の例
マイクログリッド、地域冷房・最適制御 等
- 複数技術のパッケージ化の例
風力発電+EV充電インフラ+EV、太陽光発電+蓄電池+EMS、廃棄物発電+IoT化、堆肥化+バイオガス発電、ソフト面+ハード面のパッケージ化 等

イメージ

途上国のニーズ



【複数技術パッケージ化の例】

- ディーゼル発電依存度が高い離島における、再生可能エネルギーと蓄電池を制御するEMSの開発



再生可能エネルギーによる発電と蓄電をEMSで制御することにより、自律的に一定時間・一定量の電力安定供給を行う。



従来のディーゼル発電機に依存した社会システム構造に再エネ由来の電力安定供給を付加
→ディーゼル発電機への依存度が低下しCO2削減に寄与

風力発電 + EV充電インフラ + EV

太陽光発電 + 蓄電池 + EMS

背景・目的

- 気候変動の影響は、国内外で既に現れており、今後さらに深刻化する可能性がある。パリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立。適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題。
- 本事業は、気候変動適応法に基づく環境省の取組を履行するための中核的取組。

事業スキーム

民間事業者等への委託、請負

事業概要

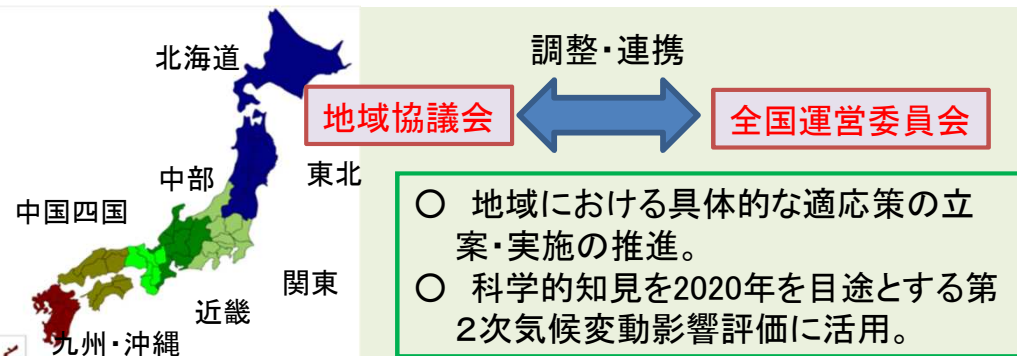
1. 気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
2. 地域における適応の取組促進
3. 国際連携による気候変動影響評価・計画策定推進
4. 適応策のPDCA手法確立調査事業(新規)
5. 国民参加による気候変動情報収集・分析事業(新規)

期待される効果

- 気候変動適応法・適応計画の効果的・効率的な執行
- 気候変動影響評価に向けた知見の充実
- 適応策のPDCA手法の確立
- 地域レベルの気候変動適応の促進 等

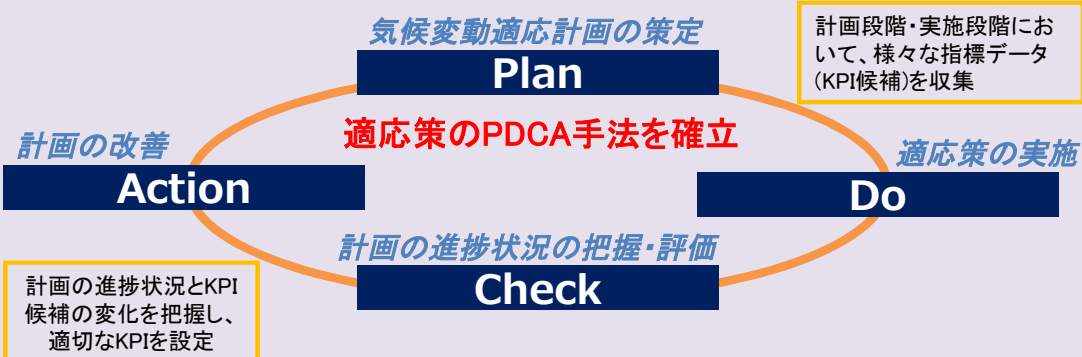
地域適応コンソーシアム(地域における適応の取組促進)

- 国、地方公共団体、研究機関等による地域適応コンソーシアムを構築
- 地域で気候変動の影響予測を実施し、具体的な適応策を検討
- 地域気候変動適応センターの確保の促進や活動の活性化も考慮

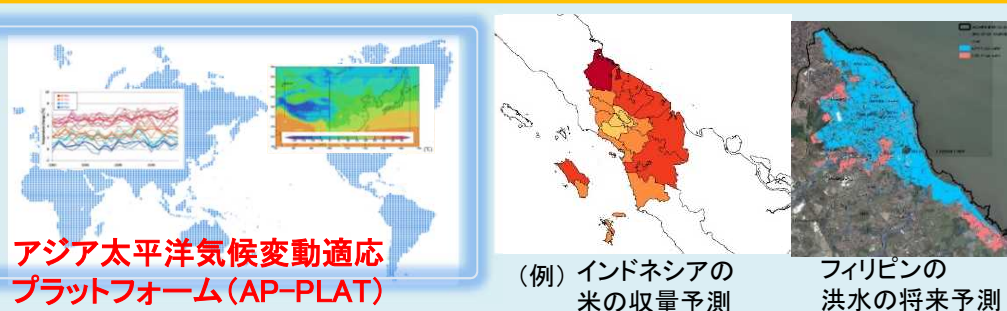


適応策のPDCA手法確立調査事業(新規)

- 適応策の把握・評価手法の開発は国際的な課題
- 地方公共団体を対象に適応策の実施状況や各種データを収集し、適応策の対策評価指標(KPI)の設定やPDCA手法の確立を目指す

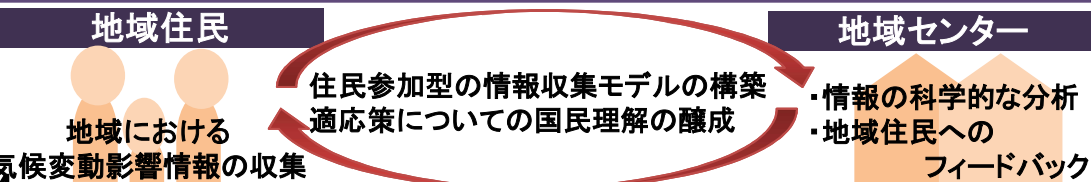


国際連携による気候変動影響評価・計画策定促進



国民参加による気候変動情報収集・分析事業(新規)

- 地域住民参加の下で、気候変動影響の情報収集活動を実施
- 地域気候変動適応センターが情報の分析・フィードバックを行う





背景・目的

- 気候変動の影響は、国内外で現れており、今後深刻化する可能性がある。「パリ協定」により、各国とも適応の取組が求められる。
- 本年6月に気候変動適応法(平成30年法律第50号)が公布され気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等や地方公共団体等に対する技術的助言の役割を国環研が担うこととなった。
- 上記を適切に実施するためには、影響・適応研究を推進して科学的知見の充実を進めることが必要。
- 途上国の適応策支援のため「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を2020年までに構築。

事業スキーム

国立環境研究所へ交付

事業概要

- (1) 気候変動影響及び適応に関する情報や(2)の研究成果を格納した情報プラットフォームの整備及び地方公共団体等における気候変動適応に関する取組推進に対する技術的助言
- (2) ①気候変動影響の観測・監視体制の強化②気候変動の影響予測の高度化③脆弱性評価手法の開発・実施や適応策の検討に係る研究の推進
- (3) アジア太平洋地域の途上国における適応策の推進を支援するための情報基盤として、AP-PLATを構築

期待される効果

- 適応法・適応計画に基づく施策の推進に貢献
- 適応法に基づく気候変動影響評価や国内外の情報基盤整備への貢献

(1) 情報プラットフォームの整備・地方公共団体等への技術的助言

- ① 地方公共団体、事業者、国民など各主体が気候変動への対策を取り組む上で必要となる気候変動情報並びに気候変動影響の観測・監視、影響予測及び脆弱性評価等に関する科学的知見について、総合的な情報プラットフォーム(気候変動適応情報プラットフォーム)を通じて提供。
- ② 地方公共団体や地域気候変動適応センターにおける適応に関する取組に係る技術的助言を実施。



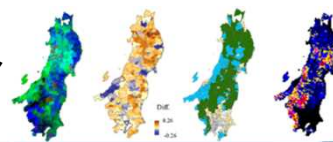
(2) ①観測・監視体制の強化

- 気候変動影響を検出し原因を特定するための総合的な長期観測体制
- ✓ 自然生態系
- ✓ 健康(暑熱環境, 大気汚染)
- ✓ 海洋環境 等



(2) ②影響予測の高度化

- 影響予測や適応策の効果を評価する手法の高解像度化(1kmメッシュ以下)・高度化
- 社会経済状況を勘案したシナリオ分析



(2) ③脆弱性評価・適応策検討

- 地域毎の脆弱性を評価し、適応策実施の優先度を科学的に支援
- 地域の影響予測・脆弱性評価を踏まえた適応策の検討

脆弱性指標	値	レベル
警報システム	●%	5
高齢化率	▲%	3
インフラ普及率	■%	2
一次産業	○%	4
総合評価		B

(3) アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)の構築等を通じた途上国支援

- ① アジア太平洋地域の途上国において、科学的知見に基づく適応策の立案・実施を支援するための情報基盤である「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を2020年までに構築。
- ② (2)を踏まえてアジア太平洋地域への適応研究を展開





環境研究総合推進費関係経費

2019年度予算（案）
5,836百万円（5,107百万円）

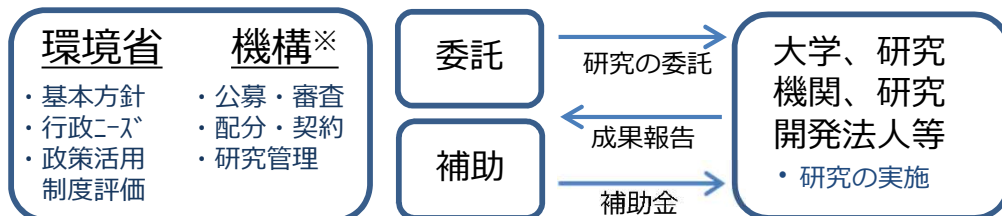
大臣官房総合政策課
環境研究技術室

背景・目的

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。

事業スキーム

競争的資金制度による交付



※（独）環境再生保全機構

事業概要

環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を提示して、公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である。2019年度は「統合イノベーション戦略（平成30年6月15日閣議決定）」を踏まえた、①社会実装を見据えた環境技術開発、若手人材育成の充実と、②気候変動適応法の成立を踏まえた気候変動に関する観測・監視・予測及び評価に関する研究を充実させる。

期待される効果

（ア）環境政策の立案、及び政策の実施、（イ）直面する環境問題解決、（ウ）国際的取り組みや交渉及び政府間パネル等への科学技術的支援、（エ）潜在的な環境リスク要因分析、（オ）環境行政推進に必要な計測分析技術の開発・高度化、（カ）各種審議会・検討会等における指摘への対応、（キ）諸外国との環境政策や研究開発の協力関係構築

公募・審査の実施

・必要性・有効性・効率性等の観点から審査を実施
・行政ニーズ適合性評価を強化

[研究部会（研究領域毎）等]
・統合部会
・低炭素部会
・資源循環部会
・自然共生部会
・安全確保部会
・戦略研究専門部会

「行政ニーズ」提示

研究開発の実施

- (1)戦略的研究開発領域（災害・事故対応研究・気候変動へのシナリオ・適応関連研究等）
 - (Ⅰ) 年間予算：3億円以内、期間：5年以内、FS研究実施
 - (Ⅱ) 年間予算：1億円以内、期間：3年以内
- (2)環境問題対応型研究開発領域（温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等）
年間予算：数百万円～4千万円、期間：3年以内

イメージ

研究成果の評価・活用

・研究成果の評価公表
・中間評価結果は次年度以降の予算等に反映

環境政策への活用

※研究成果をフィードバック



事業目的・概要等

背景・目的

熱中症は、毎年夏を中心に多くの被害をもたらしており、予防策の普及啓発は重要となっている。

加えて、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、夏季の大規模イベント等における熱中症のリスク把握手法の開発や、観客、特に日本の夏になれていない海外からの旅行者等に向けた熱中症予防策を検討する。

事業スキーム

調査の業務発注

環境省
(施策の検討)

結果の報告

事業者
(調査等の実施)

事業概要

- ・熱中症に関する啓発資料作成事業
- ・熱中症対策に係る指導者養成事業
- ・熱中症予防強化月間における熱中症予防事業
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業
- ・熱中症予防対策ガイダンス策定事業

期待される効果

国民の熱中症対策に関する意識を一層高めるとともに、自治体や地域の指導者を通じて、熱中症の発生や重症化予防に向けた取組を進めていただくことで、日本全体として熱中症による被害を減少させる。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて必要な対策に関する知見を収集する。

（熱中症に関する啓発資料作成事業）

- 熱中症について正しい知識を周知するための「熱中症環境保健マニュアル」をはじめとする普及啓発資料を作成し、自治体等に提供

（熱中症対策に係る指導者養成事業）

- 幅広い分野に対応した、熱中症に関する最新のデータ、知見等を発信するシンポジウムを開催

（熱中症予防強化月間における熱中症予防事業）

- 平成25年度に設定した熱中症予防強化月間（7月）におけるイベント活動等を通じ、国民の熱中症に対する意識を高める

（東京オリンピック・パラリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業）

- 平成27年度に作成した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」について、有効性の確認や検証を行い、夏季のイベントにおける普及啓発につなげる
- 外国人旅行者等に対する熱中症に関する普及啓発手法を検討し実施する

（熱中症予防対策ガイダンス策定事業）（新規）【別紙】

イメージ





熱中症対策推進事業のうち 熱中症予防対策ガイドンス策定事業

2019年度予算（案）
75百万円（新規）

環境保健部
環境安全課

背景・目的

平成30年7月は、埼玉県の熊谷市では国内の観測史上最高となる41.1℃の気温を記録するなど、7月中旬の気温としては統計開始以来、最も高くなった。これに伴い、7月の1週間における救急搬送人員数は2万人を超え、1週間の救急搬送人員数としては過去最高となった。

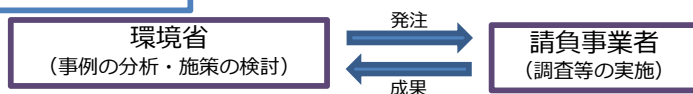
環境省においては、これまでも熱中症対策に係る知見を踏まえて普及啓発資料を作成・配布する等、熱中症対策の普及啓発に係る取組等を行ってきたが、今後地球温暖化が進行すると、猛暑による熱中症のリスクが一層高まる可能性もあり、個人の対策のみならず、イベントの主催者、公民館や高齢者施設の管理者、企業の経営者等が熱中症の危険を踏まえて対応すること、更には、施設の設備や都市構造での暑さ対策等、地域・社会の仕組みまで視野に入れて熱中症予防に取り組む必要がある。また、第196回常会で成立した気候変動適応法に基づく気候変動適応計画や地方公共団体の地域気候変動適応計画にも盛り込み、施策を推進する必要があるため以下ガイドンス策定事業を実施する。

事業概要

- （1）地方公共団体や民間企業等においては、熱中症対策を、普及啓発のみならず、高齢者等熱中症の弱者への公共サービス（福祉見守り、廃棄物ふれあい収集等）と連動させる等の取組が見られる。こうした優良事例の収集分析結果と地方公共団体や民間企業の制度設計事項を抽出したものを取りまとめ、かつ地方公共団体における適応計画の一部としても提案する。
- （2）独自に熱中症対策の実施が困難な多様な民間事業者等が、円滑に効果的な熱中症対策が実施できるようにサポートするため、（1）の分析結果等を活用した実証事業の公募を行い、熱中症対策（暑さ指数、マニュアル・ガイドライン・予防カード等。各省も含む）の実施及びその効果の検証結果に基づき、民間事業者等向けの具体的な熱中症対応ガイドンスを策定・公表する。

2019年度	前～後半	具体的な優良事例の収集、分析及び公表 実証事業の設計及び公募
	後半	実証事業の実施
2020年度		実証事業の実施及び結果とりまとめ
2021年度		実証事業及び優良事例から導出される熱中症対策について地方公共団体及び民間企業向けの具体的な対応ガイドンスとして公表、全国説明会等の開催

事業スキーム



期待される効果

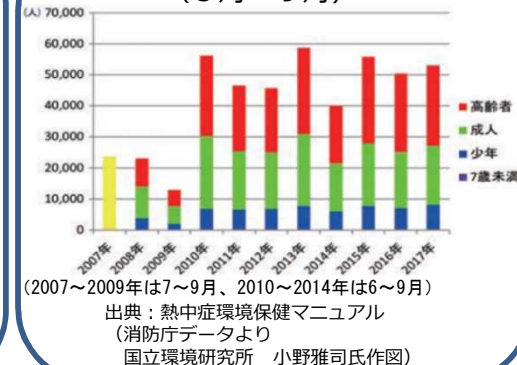
各市町村において、個人への普及活動だけではなく、声かけのようなソフト施策及び壁面緑化・保水性舗装等のハード施策を含めた社会システムの変革を促す。

イメージ

世界、日本、東京の夏
（6月～8月）の平均気温偏差
（1900年からの偏差）



熱中症による救急搬送数
（5月～9月）



地球温暖化に伴う熱中症発生増加

- ・事例や課題の抽出
- ・特徴の分析等

- ・実証事業における熱中症対策効果検証
- ・具体的なガイドンスとして公表
- ・適応計画の一部地として熱中症対策を位置づける。

熱中症対策に係るソフト施策及びハード施策を含めた
社会システムの変革



クールシティ推進事業

2019年度予算(案)
57百万円(38百万円)

水・大気環境局
大気環境課大気生活環境室

事業目的・概要等

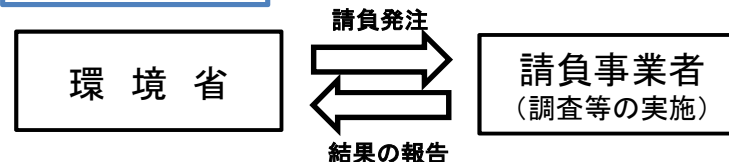
背景・目的

- 気候変動やヒートアイランド現象等による気温上昇に伴う人への暑熱ストレスの増大
- 人工排熱の排出抑制等の「緩和策」には長期的な取組が必要
- ヒートアイランド対策大綱や気候変動の影響への適応計画において暑熱対策は重要な対策として位置

事業概要

- 暑熱対策を中心としたヒートアイランド対策の強化
- ①暑熱対策分野の適応策推進【新規】
 - ②都市部の観光地等における暑さ指数の調査・検討
 - ③効果的な暑さ指数(WBGT)の情報発信の検討【増額】
 - ④熱中症予防情報の発信体制の強化、多言語化【増額】

事業スキーム



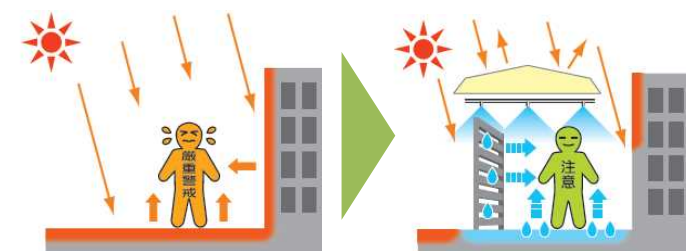
暑熱対策の推進、暑さ指数(WBGT)の発信体制の強化

- ① 政府の「気候変動適応計画」や都道府県及び市町村の「地域気候変動適応計画」の策定の参考となるよう、知見の収集やとりまとめ、これまで検証を行った暑熱対策の情報発信を行う。【新規】
- ② 人が多く集まる都市部の観光地等において、既に公開されている近傍の暑さ指数(WBGT)測定値を活用してより適切な暑さ指数を提供する方法の調査・検討を行う。
- ③ 熱中症対策、暑さ対策の効果を高めるため、暑さ指数の周知及び活用の推進の検討を行う。【増額】
- ④ 平成30年7月豪雨等を踏まえ、災害時でも暑さ指数(WBGT)や熱中症の予防方法、対処方法等の情報を提供出来るよう、熱中症予防情報の発信体制の強化等を行う。また、サイトの多言語化を推進する。【増額】

期待される効果

- 地域気候変動適応計画に健康及び都市生活・国民生活分野の取組として暑熱対策を位置づけ
- 暑さ指数(WBGT)に基づく暑熱回避行動、暑熱対策の推進
- 災害時を含む効果的な熱中症対策の実施

イメージ





一般廃棄物処理施設の整備

2019年度予算（案） 61,500百万円（55,255百万円）
平成30年度第2次補正予算（案） 47,000百万円

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

背景・目的

- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化に対応するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、余熱等も利用した自立・分散型エネルギー拠点としての役割が期待できるとともに、施設の災害対応能力を強化することで、大規模災害時における地域の災害対応拠点としての役割も期待できる。

事業概要

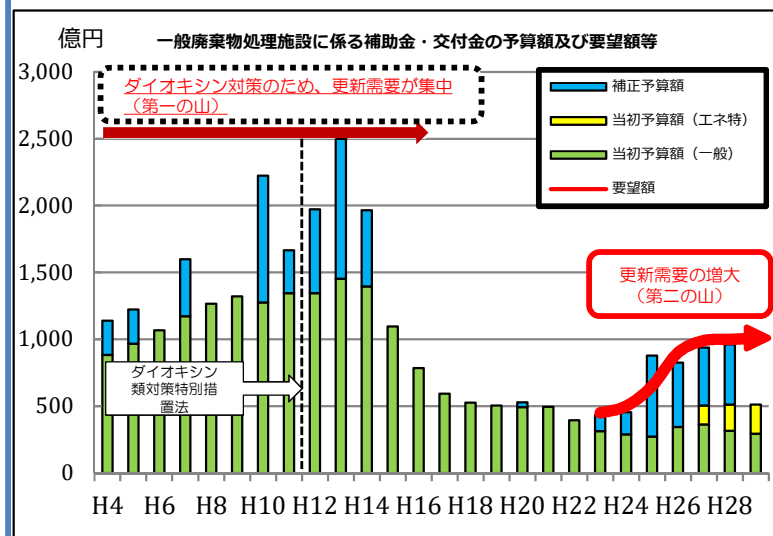
- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。併せて、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化に資する取組も重点的に支援。
- 廃棄物焼却施設からの余熱利用等による低炭素化に資する取組も支援。

期待される効果

- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 地球温暖化対策や災害対策の強化により、地域における自立・分散型エネルギー拠点や災害対応拠点となる処理施設を構築。

事業目的・概要等

イメージ



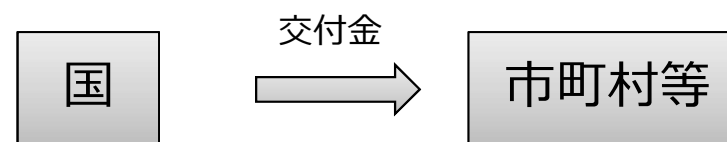
＜廃棄物焼却施設・老朽化の現状＞
全国1,120施設のうち
築20年超：473施設
築30年超：209施設
築40年超：48施設

（施設耐用年数：15～20年程度）



老朽化して休止した処理施設

事業スキーム



【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。



大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業

2019年度予算（案）341百万円（325百万円）
平成30年度第2次補正予算（案）564百万円

環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

事業目的・概要等

背景・目的

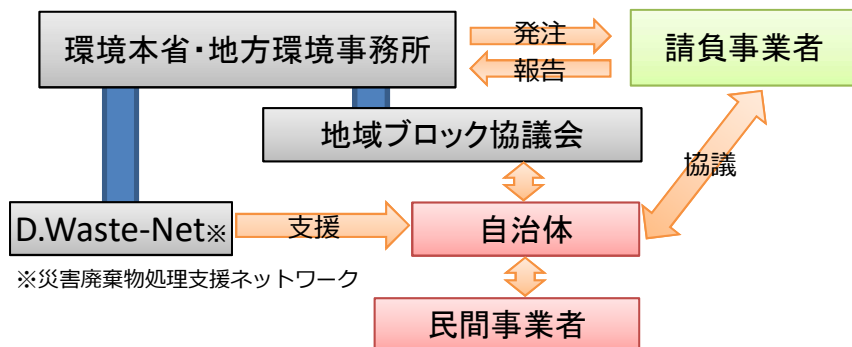
- 平成30年7月豪雨においては、災害廃棄物処理計画の策定がない自治体における初動対応の遅れや、廃棄物処理施設の被災による廃棄物処理業務の継続や広域処理の重要性が指摘されたところ。
- 本年6月に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性の中で「万全な災害廃棄物処理体制の構築」が位置づけられており、災害廃棄物処理計画の策定目標の達成に向けて取組を更に加速する必要がある。
- 東日本大震災を超える規模の首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生も懸念されており、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを行う必要がある。

事業概要

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

1. フォローアップと継続的な情報発信
2. 自治体や民間事業者の国土強靱化対策の加速化
3. 地域ブロック単位での広域的な災害廃棄物連携体制の整備
4. 全国レベルでの広域的な災害廃棄物連携体制の整備

事業スキーム



イメージ

1. 災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信

- 生活様式や社会構造の変化等を踏まえた災害廃棄物処理実績の検証
- シンポジウムや「災害廃棄物対策情報サイト」を通じた情報発信



2. 自治体や民間事業者の国土強靱化対策の加速化

- モデル事業の実施

処理計画策定モデル事業	図上演習モデル事業
仮設処理施設モデル事業	BCP策定モデル事業

- 人材育成の取組

3. 地域ブロック単位での広域的な災害廃棄物連携体制の整備

- 広域連携のための行動計画の策定・見直し、セミナーの開催、自治体間の人材交流
- 広域輸送モデル事業や情報伝達訓練、現地支援演習等

4. 全国レベルでの広域的な災害廃棄物連携体制の整備

- 大規模災害に備えた技術的課題に対する検討
- D.Waste-Netの総合力強化のための意見交換会や勉強会等の開催



期待される効果

災害時の対応体制を平時から整備することにより、災害発生時に国民の生活環境が保たれ、早期の復旧・復興につながる。



浄化槽の整備

2019年度予算（案）11,577百万円（10,021百万円）
平成30年度第2次補正予算（案）1,000百万円

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

背景・目的

- 全国に、未だに約1,200万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、**生活雑排水が未処理の状態**。
 - 浄化槽は①処理性能が高い②設置コストが安い③地震に強い等の特徴があり、今後の役割は増大。新設が禁止されている**単独処理浄化槽（約400万基）の合併槽への転換が最優先課題**。
 - **廃棄物処理施設整備計画における2022年度目標では、①浄化槽整備区域の普及として区域内の浄化槽人口普及率を70%、②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進として、区域内の合併処理浄化槽の基数割合を76%、③省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量として12万トンCO2としている。**
- ⇒**市町村の浄化槽の整備を推進**し、地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築を目指す。
- ⇒単独処理浄化槽の**宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換促進**や、**浄化槽台帳を活用した維持管理の生産性向上**を図る。
- ⇒省エネ化が遅れている**中・大型浄化槽の低炭素化**を強力に推進し、同時に既存施設の長寿命化を図る。

事業概要

<循環型社会形成推進交付金>（交付率1/3）

- 浄化槽設置整備事業（個人設置型：（通常事業1/3））
 - ・ 単独転換に伴う宅内配管工事費の助成（上限額を設定）
- 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型：（通常事業（1/3）））
 - ・ 単独転換に伴う宅内配管工事費の助成（上限額を設定）
 - ・ 浄化槽整備区域の共同浄化槽の設置及び管渠への助成（1/3,1/2）
 - ・ 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業の補助要件の緩和及び拡大（1/3,1/2）

※環境配慮の性能要件見直し（1/2：個人・市町村設置型）

<二酸化炭素排出抑制事業費等補助金>

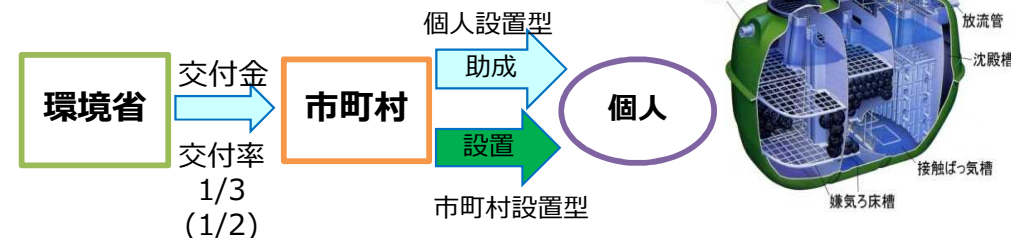
- 省エネ型浄化槽システム導入推進事業（1/2）（間接補助）

期待される効果

- 污水处理未普及が解消され、地域の水環境保全が図られるとともに、地域での快適な暮らしが確保され、**地方創生に大きく寄与**
- 浄化槽を活かした災害に強いまちづくりを推進し**国土強靱化に貢献**
- 浄化槽の省エネ化を推進し、浄化槽システムの**低炭素化を実現**

事業スキーム

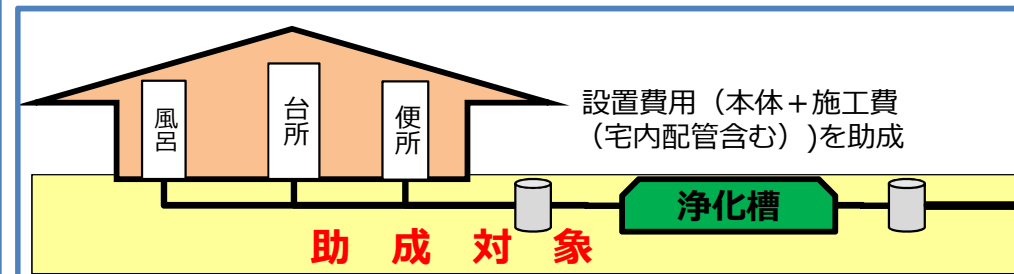
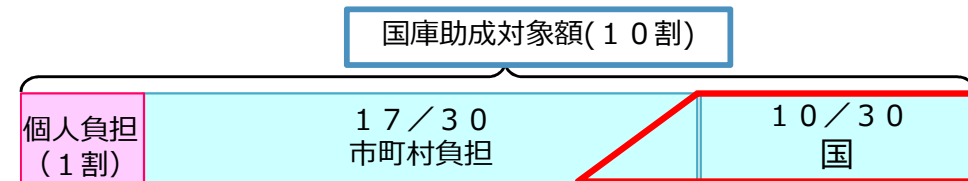
<循環型社会形成推進交付金>



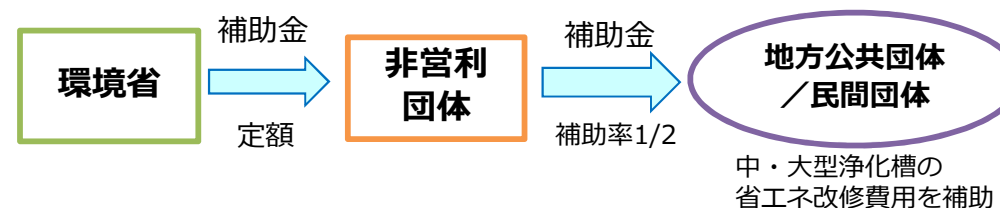
● 浄化槽設置整備事業（個人設置型）



● 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）



<二酸化炭素排出抑制事業費等補助金>





浄化槽長寿命化計画策定 推進事業

2019年度予算（案）18百万円（新規）
平成30年度第2次補正予算（案）60百万円

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

背景・目的

- 設置後40年以上経過し、破損等により汚水が適正に処理されていない単独処理浄化槽が増加。合併処理浄化槽についても設置後30年経過し、破損が発生した場合の土壌や地下水の大腸菌群の流出等、生活環境の悪化が懸念される。
- 生活環境の保全に向けて、浄化槽の破損や不適正の発生を予測・予防し、設備更新や維持管理の厳格化など、適切な処置を講じる必要がある。
- ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化の観点も踏まえ「浄化槽長寿命化計画」策定ガイドラインを作成し、浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進する必要がある。

事業概要

- 浄化槽長寿命化計画策定のためのガイドラインの検討、作成

事業スキーム



期待される効果

- 浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進することで国土強靱化および災害対応力の強化を図る
- ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図る

イメージ

データ解析

個別計測データ
浄化槽台帳

ガイドライン策定・公表

浄化槽長寿命化
計画ガイドライン
20xx年x月

更新
に基
政計
の促進

市町村において 長寿命化計画を策定



現状

既設単独浄化槽の約30%
が設置後40年経過



最悪の事態



浄化槽破損・漏水

浄化槽長寿命化計画ガイドラインを策定・公表

ガイドラインに沿って市町村が長寿命化計画を策定
→ 浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕等を実施し、
国土強靱化および災害対応力の強化を図る



海岸漂着物等地域対策推進事業

2019年度予算（案） 400百万円 （400百万円）
平成30年度第2次補正予算（案） 3,100百万円

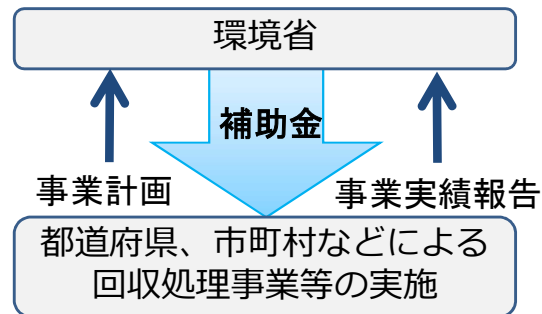
水・大気環境局
水環境課海洋環境室

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2、定額※（※流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。2023年度までの時限措置。）
 - 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10
- さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置

期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

イメージ

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境

沿岸居住環境

船舶航行

観光・漁業



海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、
海洋環境の保全等を図る。



生物多様性保全推進支援事業

2019年度予算（案）
136百万円（95百万円）

自然環境局
自然環境計画課生物多様性主流化室
野生生物課希少種保全推進室・外来生物対策室

背景

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全 / 種の保存法改正による特定第二種国内希少野生動植物種制度、認定希少種保全動植物園等制度の創設等に伴う活動強化

1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動

下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する

①外来生物対策

- ②重要地域の保全・再生
- ③広域連携生態系ネットワーク構築
- ④国内希少野生動植物種等対策(H29までに採択された事業のみ)
- ⑤地域・民間の連携促進活動への支援



2. 動植物園等による生息域外保全

動物園・植物園・水族館等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・繁殖の取組を支援する



3. 国内希少種の保全活動

地域・民間等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全活動を支援する



ヒアリ等新たに直面する課題を踏まえ、**特定外来生物**については、地域の実情に応じた**早期防除**が重要

【新規】4. 地域における特定外来生物の早期防除計画策定の支援

地域に未侵入や侵入初期の種を対象に、早期発見・防除の効果を高めるため、地域計画の策定を支援する

- ・関係者との連携による、侵入監視や初動対応の体制構築
- ・効率的・効果的な防除方法の把握
- ・必要な資材等の準備



- 事前に整理・共有し、早期防除の基盤形成
- 計画的に対処することにより、将来コストの低減に寄与

【拡充】早期防除事業の加速

- ・社会的影響の大きい種
- ・地域固有の課題を有する種



- 局所根絶することにより、地域はもとより我が国の将来コストの低減に寄与

事業スキーム

事業内容

国

交付金

活動
団体

(交付割合)
右表の通り

交付対象事業

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動

- 1. 生物多様性保全推進支援事業
 - ① **特定外来生物防除対策（拡充）**
 - ② 重要生物多様性保護地域保全再生
 - ③ 広域連携生態系ネットワーク構築
 - ④ 地域民間連携促進活動
- 2. 国内希少野生動植物種生息域外保全
- 3. 国内希少野生動植物種保全対策事業
- 4. **特定外来生物早期防除計画策定支援事業**

交付対象者

交付割合

1	①地方公共団体、地域生物多様性協議会 ②、③地域生物多様性協議会 （地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等で構成） ④地域連携保全活動支援センター、地方公共団体	1 / 2 以内
2	動物園・植物園・水族館等	定額補助（1種につき上限2,000千円）
3	地方公共団体・NPO法人・民間企業等（NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認）	定額補助（分布状況調査及び保全計画検討：上限2,500千円、生息環境改善等：上限1,500千円）
4	地方公共団体、地域生物多様性協議会	定額補助（1件につき上限2,500千円）



指定管理鳥獣捕獲等事業費

2019年度予算（案） 500百万円（830百万円）
平成30年度第2次補正（案） 1,100百万円

自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室

背景・目的

事業目的・概要等

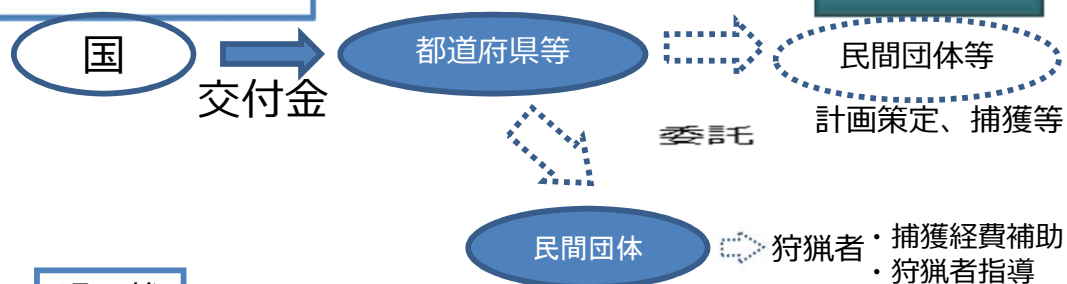
- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化。
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後の2023年度までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を公表。捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 今後、ニホンジカは半減目標の達成に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があるほか、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要であることから、従来の都道府県毎の捕獲等の取組に加えて、複数の都道府県が参加する広域協議会を設置し、都道府県域を越えた広域的な調査や捕獲等を進め半減目標達成のための取組を促進する。

事業概要



- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県及び都道府県等が連携した広域協議会が実施する捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 事業実施主体：○指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県(①～⑤)
○複数の都道府県が参加して設置する広域協議会(①、③、④)
○シカ又はイノシシの食肉利用等を行う処理加工施設がある都道府県(⑥)

事業スキーム



イメージ

現 状

- 指定管理鳥獣捕獲等事業は、市町村による捕獲が難しい奥山、鳥獣保護区、高標高地等の低密度地域における捕獲が中心のため、都道府県の捕獲目標は低く、また、捕獲数は低調。
- 従来の都道府県別の目標に基づく取組では、平成35年度の生息数半減目標の達成に不十分であり、今後の数年間で大量の捕獲が必要。
- また、多くの都道府県では、捕獲の担い手である認定鳥獣捕獲等事業者の質の向上を図ることが課題。

新たな課題

- ① 捕獲経験の少ない低密度地域における捕獲手法の確立。
- ② 急速に高密度地域が拡大しているニホンジカについて、集中的かつ広域的な個体群の管理を担う都道府県による市町村と連携した管理の強化が必要。
- ③ 都道府県境を超えた広域連携による捕獲体制の整備・確立。
- ④ 公的な捕獲事業を担う認定鳥獣捕獲等事業者の更なる確保・育成や捕獲技能の向上とともに、認定鳥獣捕獲等事業者相互間による技術の伝授や研鑽を進めることが必要。

期待される効果

都道府県関係部局間や市町村等との連携強化及び広域連携による指定管理鳥獣の捕獲強化の推進により、ニホンジカ、イノシシの生息頭数の半減に向けた捕獲の加速化を推進。

交付対象事業	交付割合
① 実施計画策定等事業	➢ 事業費5,000千円を上限とする定額補助（都道府県） ➢ 事業費10,000千円を上限とする定額補助（広域協議会）※ただし、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	➢ 事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	➢ 事業費10,000千円を上限とする定額補助
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	➢ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ズビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	➢ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ズビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援	➢ 1頭当たり9千円を上限とする定額補助（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ➢ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額補助



環境で地方を元気にする 地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費

2019年度予算（案）
500百万円（新規）

大臣官房
環境計画課

背景・目的

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。

事業概要

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

①地域循環共生圏創造に向けた環境整備

地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の、事業計画実現の中核となる人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。

②地域循環共生圏創造支援チーム形成

地域・自治体が、各地域の取組の特性や地域経済循環分析等を踏まえ、経済合理性と持続可能性を有し、民間活力・資金の最大限の活用、広域連携を視野に入れた地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。また、事業計画策定の中心となる地域のキーパーソンを「地域リエゾン」として選任する。

チームと地域リエゾンの緊密な協働の下、官民協働で事業計画を策定し、KPIを活用したPDCAを徹底し、実現に際しては、関連する予算事業等により支援していく。

③総合的分析による方策検討・指針の作成等

先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。

④戦略的な広報活動

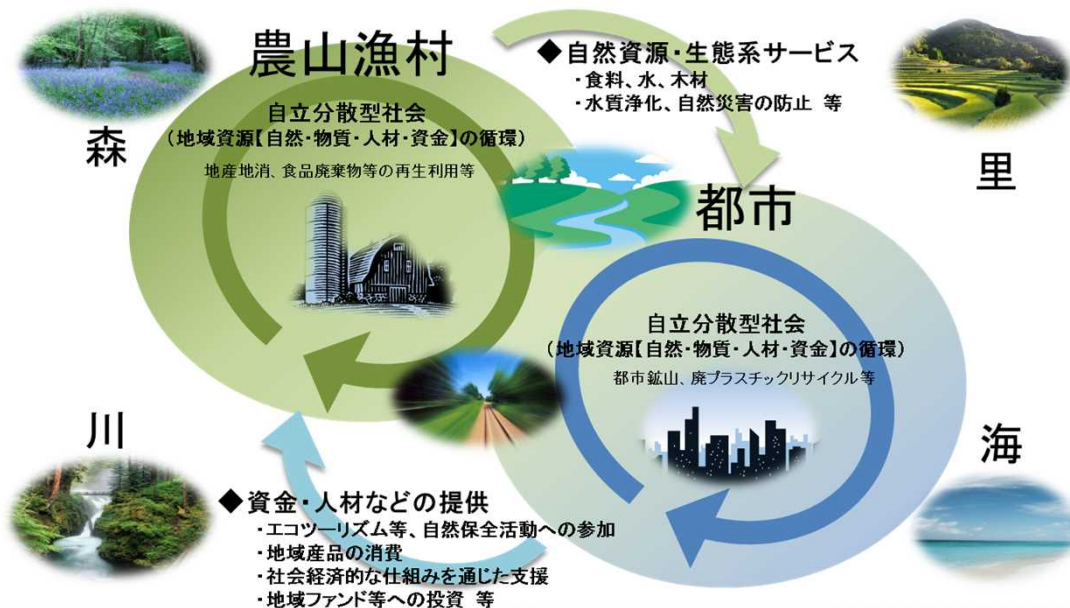
都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウムの開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

事業目的・概要等

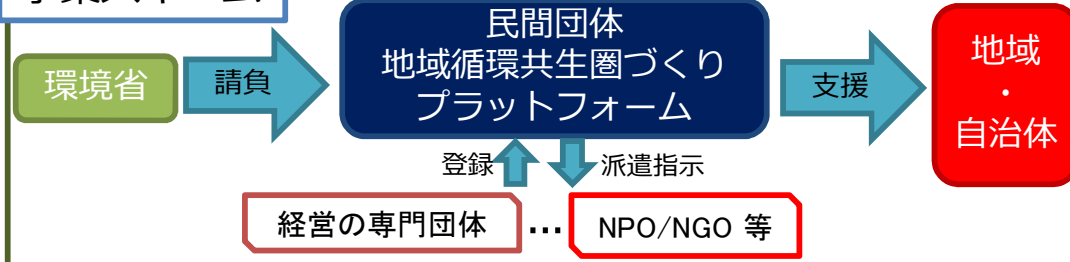
地域循環共生圏

イメージ

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



事業スキーム



期待される効果

今後5年間で地域循環共生圏の創造に取り組み、地域の経済・社会の課題を同時解決し、環境ビジネスの創出などによる地域活性化に貢献していく。

実施期間：2019～2023年度



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業

2019年度予算（案）
6,000百万円（新規）

地球環境局
地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室（他）

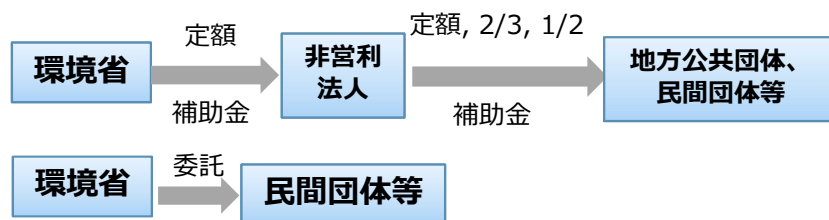
背景・目的

- 「SDGs」や「パリ協定」を踏まえ、脱炭素イノベーションによる地域社会・経済システムの変革が不可避。
- このため、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造が必要。
- 特に、脱炭素と関連の深い地域エネルギーや地域交通分野において、民間の知見・資金を最大限活用した経済合理性、持続可能性を有する自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの確立を目指す。

期待される効果

- 自治体主導の取組として、電気自動車（EV）等も活用しつつ地域の再生可能エネルギー（再エネ）自給率を最大化。災害にも強い自立・分散型地域エネルギーシステムを構築し、地域での大幅なCO2削減を実現
- EV等の電動モビリティサービスによる地域の交通分野での大幅なCO2削減を実現

事業スキーム



実施期間：31年度（2019年度）～35年度（2023年度）

事業内容

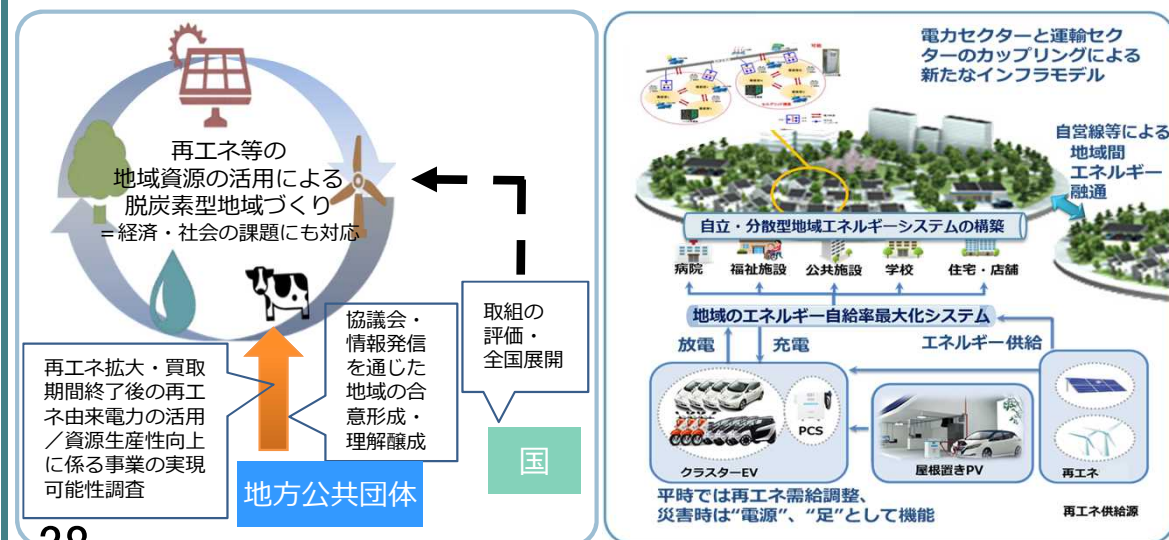
（１）地域エネルギー、地域交通分野での地域循環共生圏構築のための検討経費

- 経済合理性、持続可能性を有する脱炭素型地域エネルギーシステムの確立や電動モビリティの活用に向けた調査、検討を国として実施。
- また、経済合理性や持続可能性を有する脱炭素イノベーションによる地域課題解決に向け、地方公共団体、企業、地域住民等が行う協議会運営や実現可能性調査等を支援。

（２）地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業

- 太陽光発電、蓄電池等の再エネ・蓄エネ設備、自営線等を活用し、災害に強い自立・分散型地域エネルギーシステム構築に向けた事業を支援。
- また、地域の特性に応じた再エネと電動モビリティ（EV、グリーンスローモビリティ、電動二輪等）を活用した持続可能な脱炭素型地域交通モデルの構築に向けた実証事業を支援。

※事業の実施に当たっては、KPIを活用したPDCAを徹底する。





(1) 地域エネルギー、地域交通分野での地域循環共生圏構築のための検討経費

事業目的・概要等

背景・目的

- 脱炭素インフラのあり方については、全国画一的なものではなく、地域資源のポテンシャル等の地域特性に応じ、「地域内電力融通需給」、「第4世代地域熱需給（50～70℃程度の熱供給、熱源の多様化、熱と電気の双方向化）」、「再エネを活用したCO2フリーガス（高温熱需給）」等の最適な組合せによる自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築が重要。
- このため、国内外の既存の知見等を収集・整理した上で、2050年を見据えた自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルのあり方を検討する。
- また、各地で自治体や企業、さらには住民が一体となって、経済合理性、持続可能性を有する地域循環型の取組を底上げし、推進していくための効果的な支援策を強化し、第五次環境基本計画に謳われた「地域循環共生圏」の構築に資する、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。

事業スキーム

- (1) - 1、(1) - 2、(1) - 3及び(1) - 4.④



実施期間：31年度（2019年度）～35年度（2023年度）
（(1) - 1、(1) - 3については、平成31年度（2019年度））

- (1) - 4. ①、②、③



実施期間：31年度（2019年度）～35年度（2023年度）

事業概要

(1) - 1. ユーティリティ3.0を踏まえた地域の脱炭素インフラ構築検討事業

- ① 脱炭素インフラ構築に向けた国内外の知見収集・分析、及びそれらに基づく、2050年を見据えた脱炭素インフラのあり方を検討する。
- ② 「脱炭素水道システム」のモデル的な実施や横展開のための課題抽出と普及方法を検討する。

(1) - 2. CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入実証事業

- 先端技術を活用したグリーンスローモビリティの新たな導入方法を実証する。

(1) - 3. EV/FCバス・トラック等のユースケース毎の航続距離等の特性に関するデータ収集及び事業性検証FS調査

- 将来の地域の公共交通・物流分野の主軸を担う電動バス・トラック等の利用促進に向けた開発を推進するため、ユースケース毎に満たすべき航続距離等の特性に関するデータ収集及び事業可能性についての調査を実施する。

(1) - 4. 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ① 地域資源を活用した環境社会調和型の再エネ事業・買取期間終了後の再エネ活用事業の実現可能性調査支援
- ② 地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査支援
- ③ 住民参加型協議会の運営及び情報発信支援
- ④ ①～③を踏まえた取組の評価・検証及び全国展開のための広報活動

期待される効果

- 地域循環共生圏の実現による地域社会・経済の活性化。
- 2050年を見据えた地域における脱炭素インフラのコンセプトの構築。
- 先端技術の活用によるグリーンスローモビリティのより省エネ効果の高い導入方法の確立。
- ユースケース毎のスペック設計によるEV/FCバス・トラック等の普及促進。
- 再エネの拡大・買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など、地域資源を活かした脱炭素型地域づくりに係る事業の事例の形成・横展開。

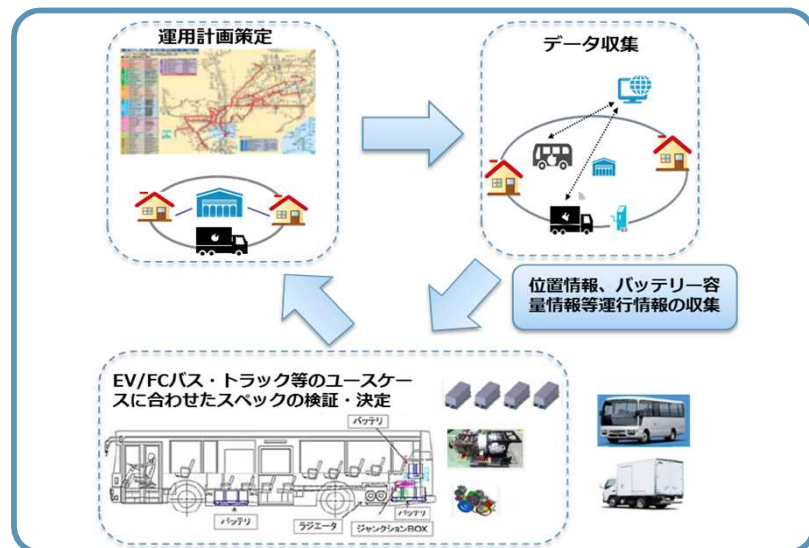


(1) 地域エネルギー、地域交通分野での地域循環共生圏構築のための検討経費

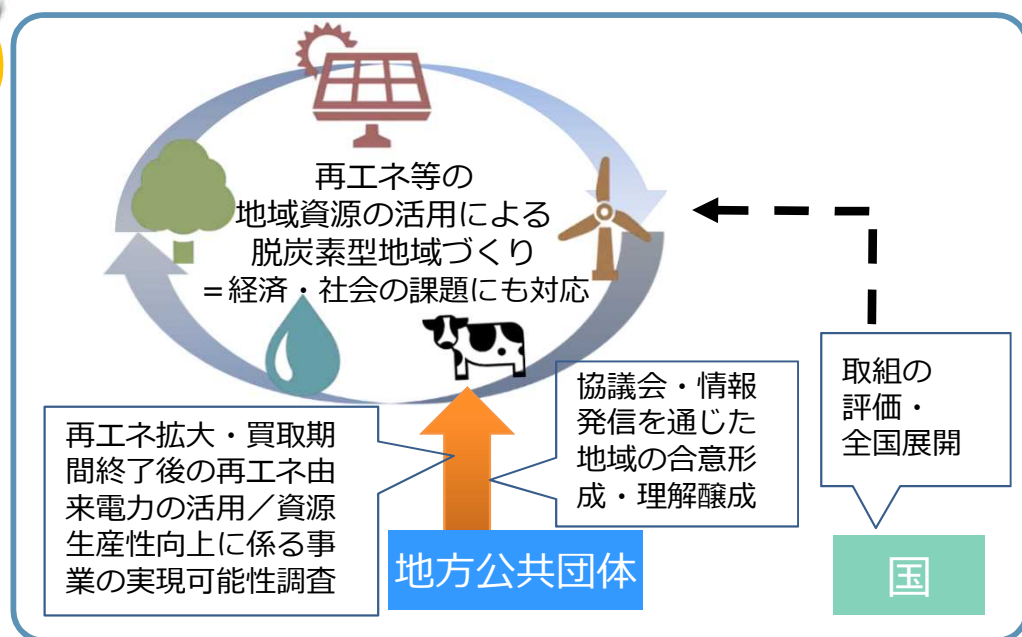
イメージ

(1) - 3. EV/FCバス・トラック等のユースケース毎の航続距離等の特性に関するデータ収集及び事業性検証FS調査

(1) - 2. CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入実証事業



(1) - 4. 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業



(1) - 1. ユーティリティ3.0を踏まえた地域の脱炭素インフラ構築検討事業



(2) 地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや 脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業

事業目的・概要等

背景・目的

- 2050年温室効果ガス80%削減の長期目標達成に向けては、省エネのみならず、エネルギーの脱炭素化が不可欠であり、再エネの地産地消を可能とするインフラが求められている。
- 本事業では、2050年のあるべき脱炭素型社会インフラを見据え、自営線等を活用し、地域の再エネ自給率を高めた防災性の高い、自立・分散型地域エネルギーシステム構築を目指す。
- また、近年、モビリティの新たな世界的潮流として自動車の「CASE」（コネクト、自動運転、シェア、電動化）が注目されている。
- 電動モビリティ（EV、超小型モビリティ、グリーンスローモビリティ、電動二輪等）は、運輸部門からのCO2直接排出をゼロ化することから長期目標実現の方向性に合致しているとともに、大容量バッテリーを搭載していることから、地域の再エネの自家消費率向上へ多大なる期待が寄せられている。
- 本事業では、地域交通のゼロエミッション化を目標に、自動車CASE、電動モビリティを活用した脱炭素型地域交通モデルの構築も目指す。

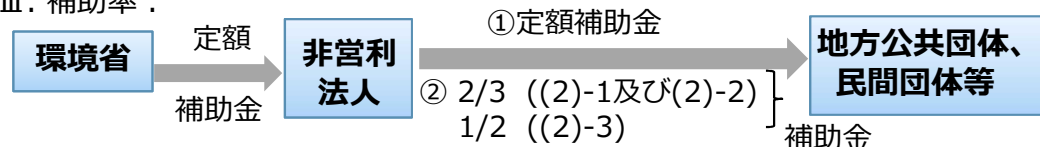
事業スキーム

I. 補助対象：非営利法人

II. 間接補助対象：

- (2)-1: 地方公共団体（民間団体との共同申請可）又は地方公共団体と共同申請する民間団体等
- (2)-2: 地方公共団体(※)又は地方公共団体と連携し、配電網地中化整備後に特定送配電事業者となることの出来る民間企業等
(※) 事業実施後、自ら特定送配電事業者となるもの又は地方公共団体に代わり特定送配電事業者となる民間企業等と共同申請をするものに限る。
- (2)-3: 地方公共団体、民間団体等

III. 補助率：



IV. 実施期間：31年度（2019年度）～35年度（2023年度）

事業概要

(2)-1. 地域の再エネ自給率最大化を実現する自立・分散型地域エネルギーシステム構築事業

- ① 地域の再エネ自給率最大化を実現し、同時に防災性の高い自立・分散型地域エネルギーシステムを構築するため、(1)－4. ①又は②等において実施したF Sの結果も踏まえ、事業性が見込まれる地域の再エネ自給率最大化計画の策定を支援する。
- ② ①で策定した事業計画等に基づき、再エネ、蓄電池の組合せや自営線等を活用した、防災性の高い自立・分散型地域エネルギーシステムのモデル構築に必要な設備等の導入を支援する。

(2)-2. 配電網の地中化による再エネ・省エネの推進と防災能力の向上支援事業

- ① 特定送配電事業を行う範囲、必要な設備等の計画や関係団体との調整に要する費用を支援する。
- ② 配電網の地中化や昇圧化、必要な供給力の50%以上を発電・蓄エネ出来る設備等の特定送配電事業を行うために必要な施設整備費用に対して支援を行う。

(2)-3. 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築事業

- ① (1)－4. ①又は②等において実施したF Sの結果も踏まえ、事業性が見込まれる電動モビリティ（EV、超小型モビリティ、グリーンスローモビリティ、電動二輪等）を活用した地域交通の脱炭素化計画の策定を支援する。
- ② ①で策定した事業計画等に基づき、各地域の実情に応じた最適な脱炭素型地域交通モデル構築に必要な設備等の導入について支援する。

※ (2)－1、(2)－3ともに、(1)－4. ③で設置された地域協議会等と連携の上実施すること。

※ (2)－1については、(2)－2又は(2)－3の事業と組み合わせることも可能。

期待される効果

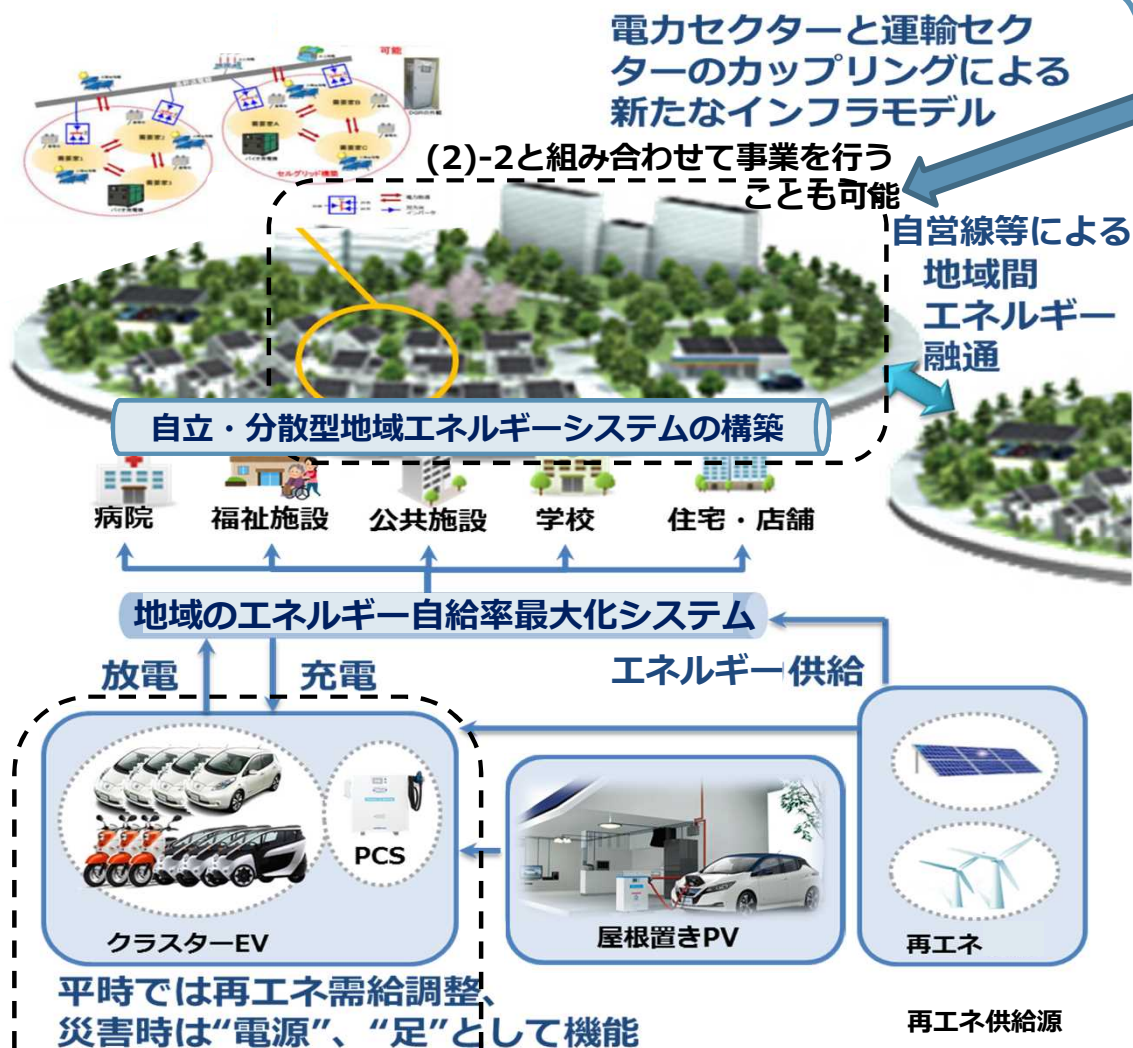
- 費用負担の大きい定置用蓄電池をEV等の移動体蓄電池と併用することで、費用負担を大幅に削減し、自営線等を活用した持続可能性・防災性の高い自立・分散型地域エネルギーシステムを構築する。
- 「地域交通版「RE100」」の実現に向けた取組の促進



(2) 地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業

イメージ

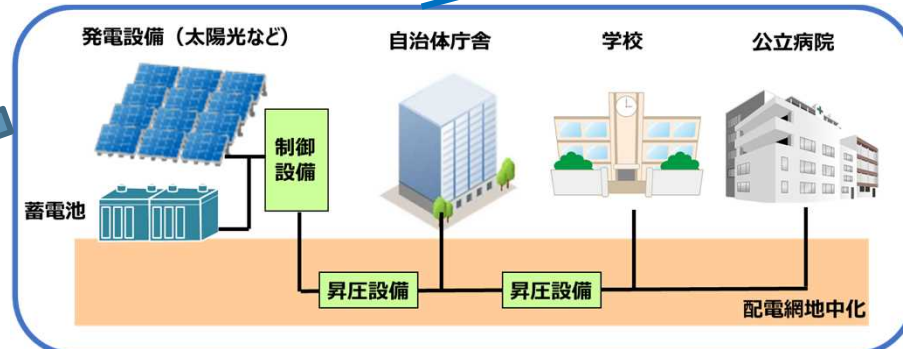
(2)-1 地域の再エネ自給率最大化を実現する自立・分散型地域エネルギーシステム構築事業



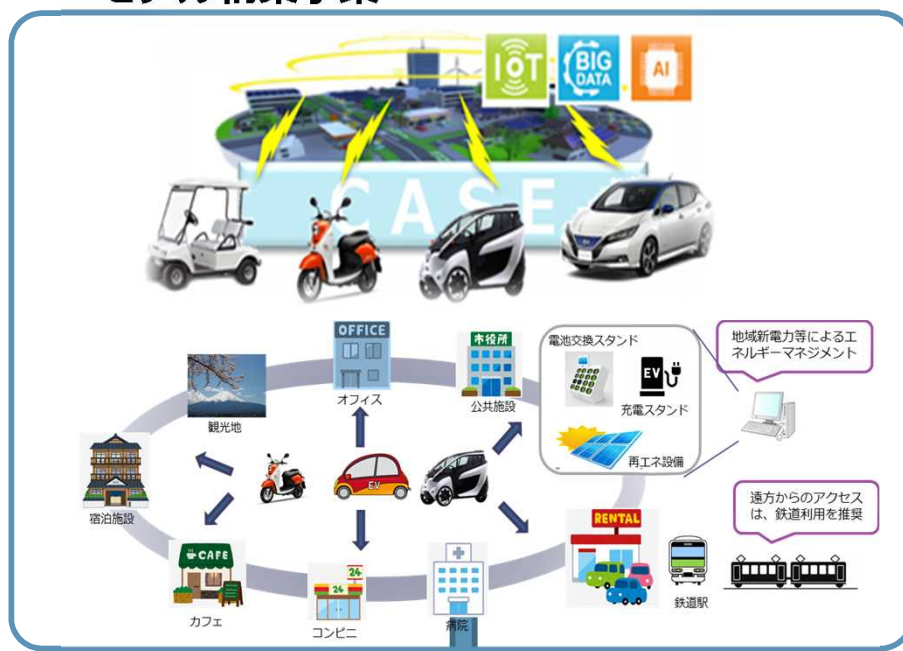
(2)-3 と組み合わせて事業を行うことも可能

(2)-2 配電網の地中化による再エネ・省エネの推進と防災能力の向上支援事業

特定送配電事業者が管理・運営



(2)-3 自動車CASE活用による脱炭素型の地域交通モデル構築事業





国立公園満喫プロジェクト等推進事業

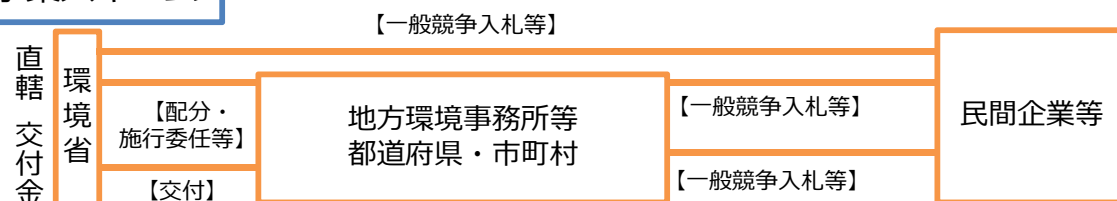
2019年予算（案）
16,253百万円（11,700百万円）

自然環境局 総務課・自然環境計画課・
国立公園課・国立公園利用推進室・
野生生物課・自然環境整備課

背景・目的

平成28年3月30日に観光ビジョン構想会議（議長：内閣総理大臣）がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、『「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは8箇所の国立公園で、「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定し、2020年までに、外国人国立公園利用者数を年間490万人から1000万人に増やすことを目指す』ことが求められている。これまでに、国立公園の統一的ブランドイメージを広く海外に発信するためのプロモーション、ツアーコンテンツの発掘・磨き上げ、利用者数以外の質に関するプロジェクトの評価指標の開発等を実施。

事業スキーム



事業概要

先行的、集中的に取り組むを進める8公園を中心に、利用拠点の滞在環境の上質化や多言語解説充実、ビジターセンター等の再整備や機能充実、公園施設の長寿命化対策、宿舍施設の省CO2改修支援等を実施し、国立公園の磨き上げとインバウンド向けの対応機能の強化を図る。また、新宿御苑の活用や一括情報サイト構築等による海外への情報発信を強化することで、国立公園の誘客を強化する。

期待される効果

観光ビジョンに掲げられた外国人国立公園利用者数に関する数値目標（2020年までに1000万人に増やす）の達成を目指す。

今後の取組

★国立公園の磨き上げ

－利用拠点の滞在環境の上質化



- －野生動物観光のコンテンツづくり推進
- －多言語解説の整備・充実
- －ビジターセンターのインバウンド対応機能強化とVR等を活用した展示の充実



★新たなプロモーション

- －予約まで一気通貫可能な国立公園一括情報サイト構築
- －新宿御苑における国立公園の情報発信強化

地域における誘客力強化

- －地域・事業者と旅行会社・OTA等とのマッチング機会造成
- －マーケティング結果を踏まえたコンテンツの充実等、誘客力強化支援
- －自然ガイドの養成



（★：国際観光旅客税による事業）

基盤的な利用施設の整備

- －登山道・遊歩道の再整備
- －ビジターセンターの充実
- －キャンプ場リニューアル
- －休憩場所（カフェ、ベンチ等）の整備

ステップアッププログラムの推進

- －利用者負担による保全の仕組みづくり
- －自治体・民間団体等と連携して取組を推進

成果の水平展開

- －8公園の成果を全国の国立公園に展開

国立公園を軸とした地方創生

観光消費額の増加

- ・国立公園を目的地に訪れる外国人観光客が増加

民間投資の喚起

- ・上質なホテル、カフェ等の進出
- ・ガイド産業の活性化
- ・宿舍施設の省CO2化投資促進
- ・PPP/PFI手法による整備

国立公園の魅力の再発見・再構築

- ・外国人のみならず日本人も国立公園の魅力を満喫
- ・地域に経済効果をもたらし、一層の自然環境の保全に再投資



背景・目的

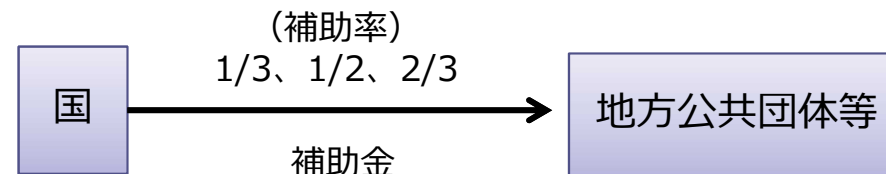
- 地域新電力のような、地域の再生可能エネルギーの活用等により低炭素化を推進する事業体には、民間の創意工夫の下、地域における面的な低炭素化を、事業として持続的に展開することが期待できる。
- こうした事業体が自立的に普及するには、地方公共団体の積極的な参画・関与の下、地域金融機関の資金や事業性評価等のノウハウを最大限に活かして、市民や地元企業等の地域の資金による出資を促すことが必要である。

事業概要

地方公共団体の積極的な参画・関与の下、低炭素化事業を実施する事業体を地域金融機関、地元企業、一般市民等の出資によって設置する場合に、事業化（事業体の立ち上げ又は拡充）に係る費用の一部を補助する。

事業スキーム

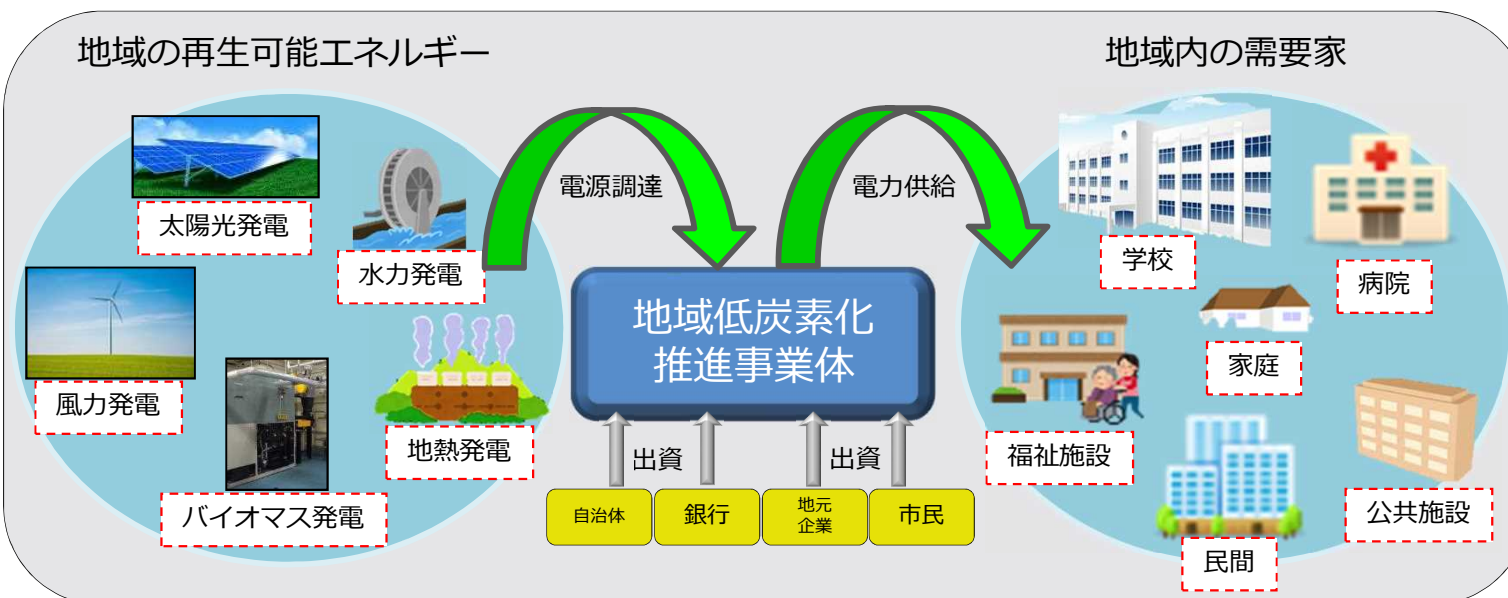
実施期間：平成30年度～32年度（2020年度）（最大3年間）



期待される効果

- 地域の低炭素化の自立的な普及を促進する事業体の形成
- 将来的な他地域への自立的普及に向けた事業モデルの確立

イメージ



<事業体の主な特徴（例）>

- 地方公共団体の積極的な参画・関与
- 地域金融機関の協力（資金調達、事業性の評価等）
- 地元企業や一般市民の出資
- 電源調達に占める再エネ比率の向上（CO2排出係数の低減）
- 需給管理等の事業ノウハウ蓄積
- 地域課題の同時解決 等



背景・目的

- 気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定の下、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）に基づき、国内の温室効果ガスの大幅な排出削減が喫緊の課題とされている。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」（以下「**事務事業編**という。）を策定し、PDCA体制を通じて**公共施設等からの温室効果ガス排出の削減**に努めるとされている。
- 国は、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充、また、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促し、国が定めた2030年度に2013年度比温室効果ガス26%減、とりわけ地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減の目標に向けて本事業を推進する。

事業概要

○事務事業編に基づく**省エネ設備等導入支援事業**

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行うおとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。

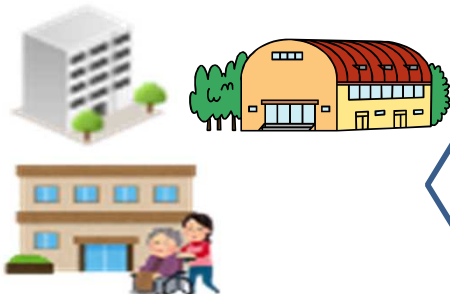
事務事業編の強化・拡充

- ・首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



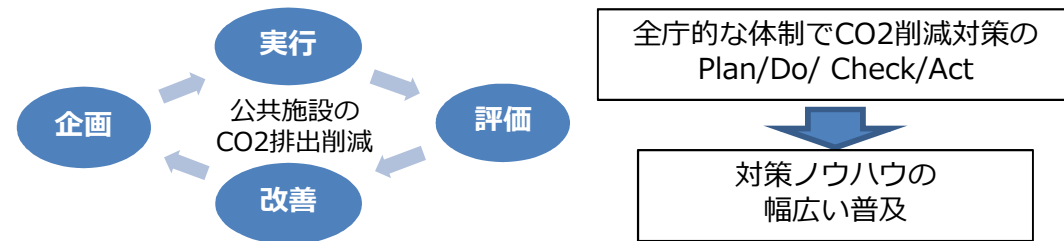
空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等

導入



公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入

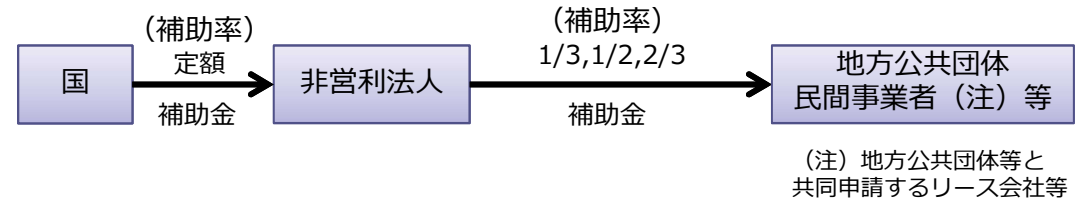
カーボン・マネジメントのイメージ



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（2020年度）



補助対象：地方公共団体等

補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間：公募時に原則2年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。



背景・目的

2015年12月にパリで開催されたCOP21において2020年以降の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源を保全・強化することの重要性が確認された。現在、特別作業部会（APA）の下、パリ協定の実施細則に関する検討が行われている。

我が国の吸収量を正確に把握すべく、継続してインベントリの作成・改善にあたり、削減目標において吸収量が適切に評価されるよう、実施細則の策定に積極的に参加していく。

また、2019年5月には2006年IPCCガイドラインの改良報告書が公表される予定である。本ガイドラインに基づき我が国が適切に報告を行うため、同報告書の内容の分析を行うとともに、算定に必要な体制の検討を行う。

事業概要

1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応

2030年目標の達成等のため、吸収源に係る国際ルールが我が国にとって適切なものとなるよう、対応する。

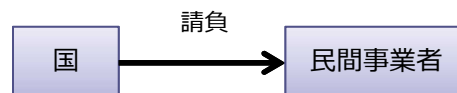
- (1) パリ協定における土地利用分野のアカウンティング(計上)の指針に関する国際交渉への対応
- (2) REDD+の実施に関する政策的・技術的課題の検討および交渉

2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等

吸収源分野のインベントリや各種報告書の作成・評価、算定方法の改善等を行う（IPCCインベントリガイドライン動向把握、関連文献分析含む）。

事業スキーム

民間事業者への請負。

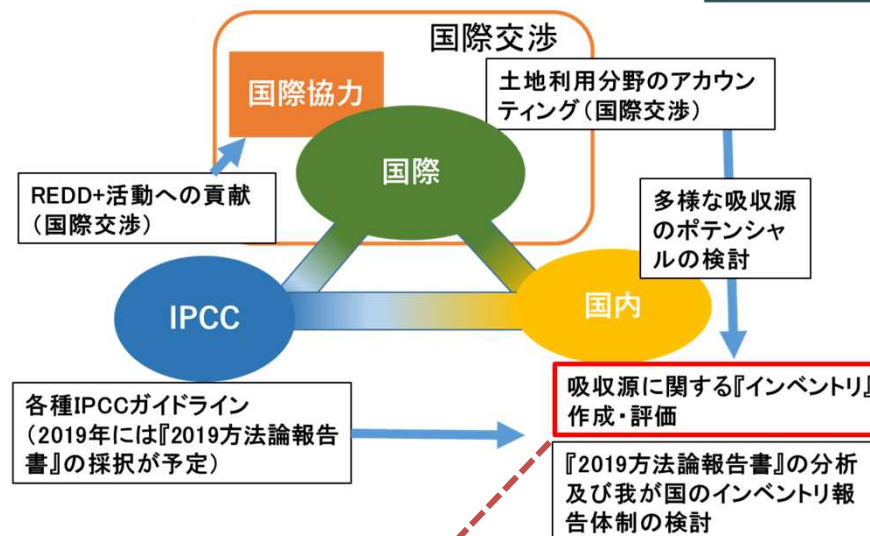


期待される効果

- ・ パリ協定の実施細則の交渉に貢献し、2030年目標の達成のため、我が国にとって適切なルールとなることを確保。
- ・ 各国が温室効果ガスインベントリを作成する際に用いる「IPCCガイドライン」の精緻化作業に我が国の知見を反映させる。
- ・ REDD+の資金メカニズムの制度づくりへの貢献等を通じ、REDD+活動を促進。
- ・ 2020/2030年目標の達成のため、吸収源のインベントリの作成・検証、方法論の改善。

事業目的・概要等

イメージ



吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等

温室効果ガス排出量算定方法検討会

複数の分科会に分かれており、本事業では森林等吸収源分科会を担当

環境省地球環境局

(とりまとめ)

温室効果ガスインベントリ（毎年）、隔年報告書（次回はH31年度）、国別報告書（次回はH33年度）をUNFCCCへ提出

- (1) 京都議定書の下での吸収源分野のインベントリ作成・評価、算定方法の改善。
- (2) 隔年報告書及び国別報告書の審査への対応。
- (3) 2019年IPCCインベントリガイドラインの分析及び我が国における対応の検討
- (4) 湿地ガイドライン・京都議定書補足ガイドラインの分析及び対応の検討。
- (5) 多様な吸収源についての国内外のポテンシャル評価・技術的課題の整理（バイオ炭の検討も含む）



一般廃棄物処理施設の整備 (うち、廃棄物処理施設を核とした 地域循環共生圏構築促進事業)

2019年度予算(案)
25,950百万円(25,740百万円)

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

事業目的・概要等

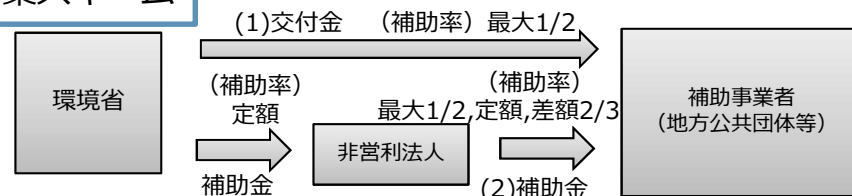
背景・目的

- 東日本大震災と原子力発電所の事故を起因としたエネルギー需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入支援が必要。
- 廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- また、廃棄物焼却施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取組を支援する。

事業概要

- (1) 交付金 (20,000百万円)
- ・新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設): 1/2、1/3交付
 - ・改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設): 1/2交付
 - ・計画・調査策定(計画支援・長寿命化・集約化): 1/3交付
- (2) 補助金 (5,950百万円)
- ・新設(エネルギー回収型廃棄物処理施設): 1/2補助
 - ・改良(エネルギー回収型廃棄物処理施設): 1/2補助
 - ・電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備: 1/2補助 (EVパッカー車は差額の2/3補助)
 - ・熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を利活用するための設備: 1/2補助
 - ・廃棄物焼却施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査: 定額補助

事業スキーム

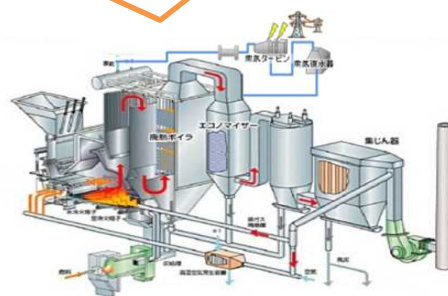


期待される効果

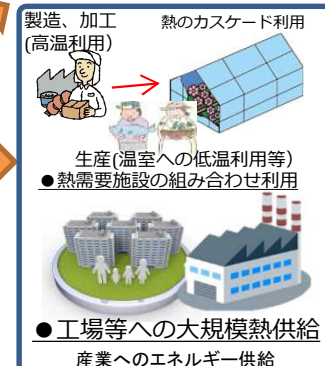
- ・ ゴミ焼却施設及び周辺施設におけるCO2排出抑制
- ・ 廃棄物焼却施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用

イメージ

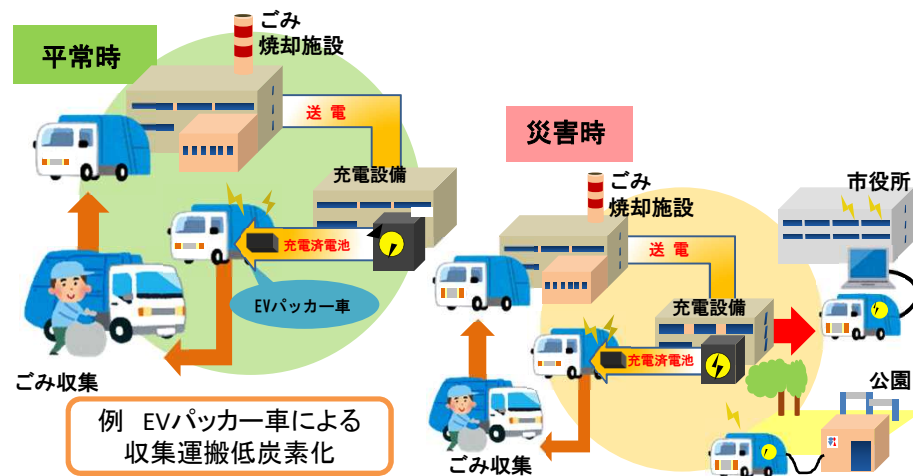
高効率ゴミ発電設備等の導入により、
周辺施設への電気・熱供給を可能とする。



電気・熱の供給



廃棄物処理施設を中心とした自立・分散型の 「地域エネルギーセンター」の構築



廃棄物発電電力を有効活用



食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費

2019年度予算（案）
93百万円（70百万円）

環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

背景・目的

我が国では食品リサイクル法（平成12年法律第116号）に基づき食品廃棄物のリサイクルが進められている。食品廃棄物のリサイクル率は、法制定時に比べて改善（37%→85%）されたものの近年横ばい傾向にあり、更なるリサイクルの促進に向けた対策が必要。その際、過去の食品廃棄物の不正転売事案を踏まえつつ、食品廃棄物の適正処理に継続的に取り組んでいく必要がある。

一方で、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品ロスに関しては、環境・経済・福祉等の様々な観点から国内外で注目されてきている。国際的には、国連持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つに食品ロスの削減が掲げられている。国内では、第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）にも削減目標が掲げられただけでなく、国会でも、食品ロス削減の推進に係る法律の制定に関する議論がなされており、次の通常国会において審議がなされる見通しである。食品ロス削減のためには、国民一人ひとりに食品ロスについて周知を図る必要があるが、その際に地方自治体が果たす役割が大きい。他方で、自治体等の中には、食品ロスの削減に係る取組に充てられる予算・人員が限られている自治体もある。

事業概要

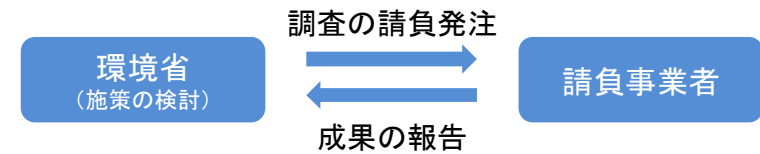
1. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進事業

- 食品リサイクルが進んでいない地域においてその原因を明らかにするとともに、国、自治体、食品関連事業者及び再生利用事業者等が実施可能な対策について検討する。また、再生利用事業者による食品リサイクルの効率化に係る工夫等について調査し、結果を関係者間で共有することで、食品リサイクルの促進を図る。
- 食品関連事業者及び再生利用事業者等向けのセミナーを開催するなどして食品廃棄物処理に係るマッチングを図る。
- 食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導を継続的に実施する。

2. 地域力を活かした食品ロス削減等促進事業

- 地方自治体の家庭系食品ロスの排出実態調査及び削減計画策定を支援する。
- 地方自治体向けの食品ロス削減マニュアル及び地方自治体が活用可能な普及啓発資料を作成し、提供することで、地方自治体による食品ロス削減対策を促進する。
- 学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。
- 食品ロスに係るHPを整備するとともに食品ロス削減全国大会を開催するなどして、全国規模での普及啓発を行い、消費者の間での食品ロスに関する認知度の向上を図る。

事業スキーム

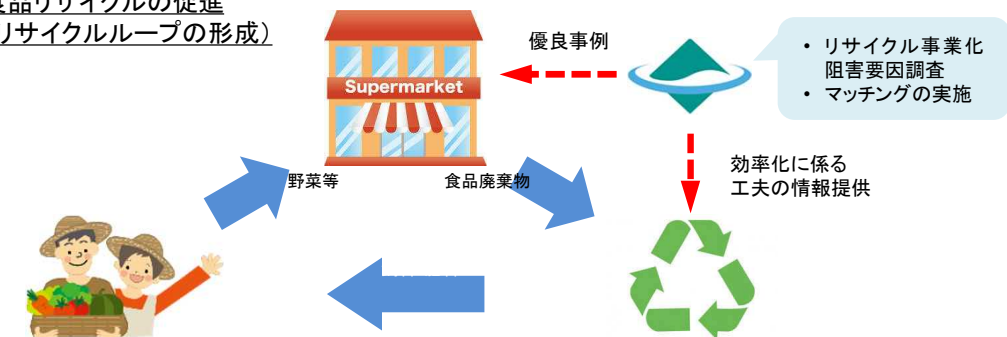


期待される効果

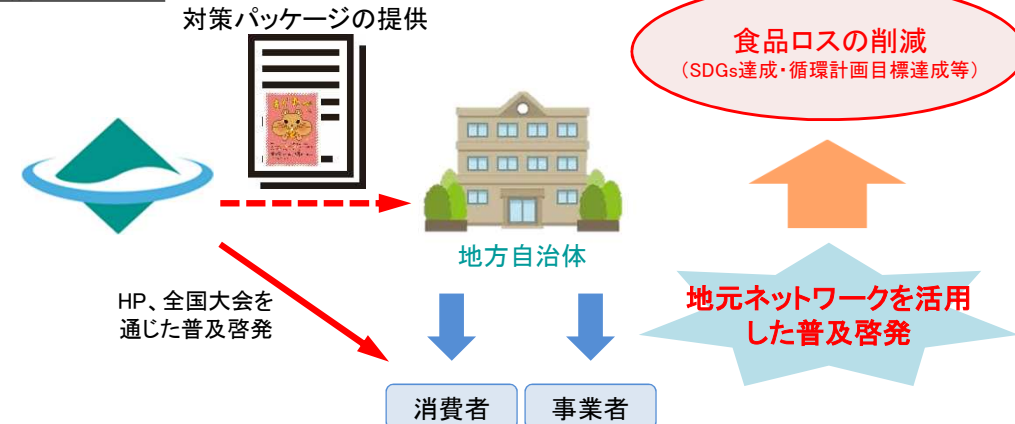
- ・食品廃棄物の適正処理と食品リサイクルの促進の同時達成
- ・日本全体での効果的・効率的な家庭系食品ロスの削減

イメージ

食品リサイクルの促進 (リサイクルループの形成)



食品ロスの削減





背景・目的

- ・2030年度に2013年度比26%のCO2削減の目標を達成するためには、家庭・業務部門においては約4割という大幅な排出削減が必要であり、平成28年5月には、国民一人一人の自発的な行動を促進するため、普及啓発を強化するという国の方針を明示した改正温対法案が成立、地球温暖化対策計画が閣議決定された。
- ・目標達成のためには、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要である。特に、2018年3月に閣議決定された第5次環境基本計画においても、「低炭素型の商品・サービスの利用といった賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を展開する。」とされたところであり、地域你的生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進し、住民の意識改革や自発的な温暖化対策への取組の拡大・定着を目指す。
- ・本事業を実施することにより、2020年度までに国民の地球温暖化防止の取組の必要性についての理解度（関心度）90%以上、「COOL CHOICE」の認知率50%以上、個人賛同600万人、企業賛同40万団体を得ることを目的とする。

事業概要

- (1) 地方公共団体等と連携したCO2排出削減促進事業 700百万円
(2) 地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業 142百万円

期待される効果

本事業を実施することにより、2020年度までに国民の地球温暖化防止の取組の必要性についての理解度（関心度）90%以上「COOL CHOICE」の認知率50%以上、個人賛同600万人、企業同40万団体を得る。

（1）地方公共団体等と連携したCO2排出削減促進事業

地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、基礎自治体の首長が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」を地域内における企業・民間団体等の各主体と連携して、通年にわたり展開する普及啓発活動に対して支援する。

補助対象：定額補助（平成28年度～）

取組実施：約1,700自治体に対して100箇所程度、民間企業等10箇所程度
環境省→非営利法人→市区町村

地方公共団体と連携して事業を行う民間企業等



（2）地域コミュニティを活用した地球温暖化対策啓発事業

地域の積極的な取組もさることながら、住民のマインドに対しても行動を起こすための意識改革や自分事化を重層的・波状的に訴えかける必要がある。

地球規模や身近な温暖化の現状、さらには国、地域並びに企業の取組等を、地域コミュニティが運営する情報媒体を活用して継続的に情報発信することで、地域住民の意識に温暖化問題を浸透させる。



補助対象：定額補助
（平成29年度～）

取組実施：27カ所程度
環境省→非営利法人→民間企業等



背景・目的

- 2030年のCO2削減目標達成のためには、家庭部門からのCO2排出量を約4割削減しなければならない。
- その達成には、住宅の省エネルギー性能の向上等を図る必要があり、このためには、戸建・集合住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH、ZEH-M）の社会実装及び一層の普及を促進する必要がある。
- また、より低炭素性能の優れた先進素材や再エネ熱活用を促進することにより住宅の低炭素化を促進する。
- 加えて、既存住宅の省エネ化に資する高断熱建材を用いた住宅の断熱改修を推進する必要がある。

事業概要

1. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

- ① 戸建住宅（注文・建売）において、ZEHの交付要件を満たす住宅を新築・改修する者に補助を行う。（定額：70万円/戸）
- ② 集合住宅（賃貸・分譲）（一定規模）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。（補助率：2/3）
- ③ 集合住宅（賃貸・分譲）（一定規模以下）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に補助を行う。（定額：60万円/戸）
- ④ ①、③の要件を満たす住宅に、低炭素化に資する素材を一定量以上の使用、先進的な再エネ熱利用技術を活用した住宅を建築する際に別途定額補助を行う。
- ⑤ ①、③の要件を満たす住宅に、蓄電池を設置する者に定額の補助を行う。（2万円/kWh（上限額：20万円/台））

事業実施期間：① 平成30年度～32年度（2020年度）

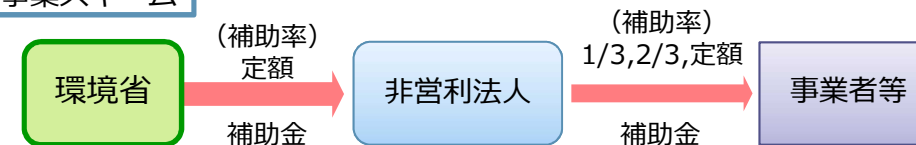
②、③、④、⑤ 平成30年度～34年度（2022年度）

2. 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省連携事業）

- ① 既存戸建住宅について高性能建材導入に係る経費の一部を補助する。
（定率1/3（上限額：120万円/戸））
- ② 既存集合住宅について高性能建材導入に係る経費の一部を補助する。
（定率1/3（上限額：15万円/戸））
- ③ ①の事業に加え、住宅用太陽光発電設備（10kW未満）が設置されており、一定の要件を満たして(1)家庭用蓄電池、(2)蓄熱設備を設置する者に対し補助を行う。
 (1)家庭用蓄電池 設備費 2万円/kWh、上限額：20万円/台
 工事費 上限額：5万円/台
 (2)家庭用蓄熱設備 上限額：5万円/台

事業実施期間：平成30年度～32年度（2020年度）

事業スキーム



期待される効果

- 戸建住宅及び集合住宅のZEH化、断熱リフォームの推進による既存住宅の高断熱化等を進め、住宅の低炭素化を促進し、家庭部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- 低炭素化に優れた素材（CLT等）、先進的な再エネ熱利用技術を使用したZEH（-M）となる住宅を供給し普及の端緒を開く。
※ CLT：直交集成板（Cross Laminated Timber）
- 再生可能エネルギーの自家消費に対するインセンティブを提供することで、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業のうち ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業

事業目的・概要等

背景・目的

- 大手住宅メーカーのみならず、地場工務店や設計事務所が戸建ZEHを建設・設計することを促進するため、注文戸建ZEHに対する支援を実施する。また、ZEH化が進んでいない建売戸建住宅、集合住宅のZEH、ZEH-M化に向けた支援を合わせて実施する。
- 加えて、より低炭素性能の優れた先進素材や再エネ熱活用に向けた支援を行う。

事業概要

- ① 戸建住宅（注文・建売）において、ZEHの要件を満たす住宅を新築・改修する者に定額の補助を行う。
- ② 集合住宅（賃貸・分譲）（一定規模）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に定率の補助を行う。
- ③ 集合住宅（賃貸・分譲）（一定規模以下）において、ZEH-Mとなる住宅を新築する者に定額の補助を行う。
- ④ ①,③の要件を満たす住宅に、低炭素化に優れた素材を一定量以上使用または先進的な再エネ熱利用技術を活用する者に定額の補助を行う。
- ⑤ ①,③の要件を満たす住宅に、蓄電池を設置する者に定額の補助を行う。

事業スキーム

間接補助対象：戸建住宅（注文・建売）を建築・改修する者
集合住宅（賃貸・分譲）を建築する者

補助率等：①定額（70万円/戸）
②2/3
③定額（60万円/戸）
④定額（①,③に加えて設備毎に定額交付）
⑤2万円/kWh（上限額：20万円/台）

事業実施期間：① 平成30年度～32年度（2020年度）
②,③,④,⑤ 平成30年度～34年度（2022年度）

期待される効果

- 家庭部門のCO2削減目標達成のため、戸建住宅（注文・建売）のZEH化を進めるとともに、集合住宅（賃貸・分譲）のZEH化の端緒を開き、2030年までに新築住宅の平均でZEHを達成する。
- 省エネ性能表示や「環境性能」の検索条件の整備と普及啓発を一体的に行い、低炭素型の住宅を選好する機運を高め、市場展開を図る。
- 低炭素化に優れた素材、先進的な再エネ熱利用技術を使用したZEH（-M）となる住宅を供給し普及の端緒を開く。

イメージ

環境省

補助金

非営利法人

低炭素化のための追加コストへの補助

住宅供給事業者等



①ZEHへの支援



②ZEH-Mへの支援

<参考：低炭素素材>
CLT：直交集成板（Cross Laminated Timber）



③ZEH（-M）に対する低炭素素材・再エネ熱利用技術の導入への支援



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業のうち 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

事業目的・概要等

背景・目的

- 住宅の省エネ・低炭素化については、新築住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援のほか、既存住宅について高性能・省CO2な断熱材や窓などの設備による断熱リフォームを進め、住宅の低炭素化を総合的に促進する必要がある。
- また、2019年度以降、固定価格買取制度（FIT）の買取期間が終了する住宅用太陽光発電が出現することから、その有効活用のため家庭用蓄電池、家庭用蓄熱設備の普及に向けた支援を行う。

事業概要

- ①既存戸建住宅及び②既存集合住宅について、高性能建材導入に係る経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）の一部を補助する。
- ①の事業の実施に加え、
 - ③住宅用太陽光発電設備（10kW未満）が設置済の一定の要件を満たした住宅において、
 - ・家庭用蓄電池
 - ・冷媒に自然冷媒等を用いた家庭用蓄熱設備を設置し自家消費を優先した運転とする者に対し設備費と工事費の一部を補助。

事業スキーム

間接補助対象：既存戸建住宅を改修する者、既存集合住宅を改修する者

補助率等：①既存戸建住宅：定率1/3（上限額：120万円/戸）
②既存集合住宅：定率1/3（上限額：15万円/戸）
③定額（①に加えて定額交付）

・家庭用蓄電池 設備費 2万円/kWh
（上限額：20万円/台）

工事費 上限額：5万円/台

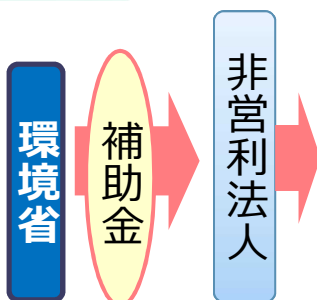
・家庭用蓄熱設備 上限額：5万円/台

事業実施期間：平成30年度～32年度（2020年度）

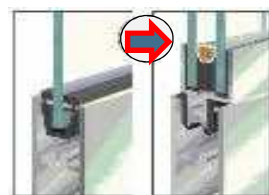
期待される効果

- 家庭部門のCO2削減目標達成のため、住宅の断熱リフォームを進め、2020年度までに断熱リフォームの倍増（2011年度（32万件）比）を図る。
- 家庭用蓄電池の普及により、再生可能エネルギーの自家消費に対するインセンティブを提供することで、再生可能エネルギー普及拡大を図り、段階的にFITの買取期間終了後における家庭部門のCO2排出量削減を図る。

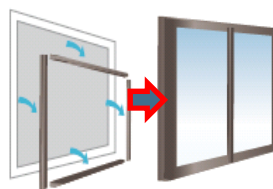
イメージ



既存住宅を改修する者



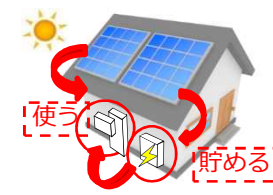
ガラスの交換



外窓交換・内窓設置



天井・壁・床等の断熱



蓄電池又は蓄熱設備



背景・目的

- 2030年のCO2削減目標達成には、業務その他部門におけるCO2排出量の約4割の削減が必要とされる。
- その達成には分野に関わらず広く業務用施設等において大幅な低炭素化を推進する必要がある、その促進に必要な以下の事業を実施する。

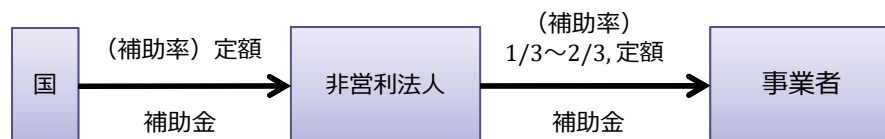
事業概要(連携省庁)

- 1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携)**
地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。なお、CLT等の新たな木質部材を用いるZEBについて優先採択枠を設ける。
- 2. 既存建築物における省CO2改修支援事業(一部国土交通省連携)**
既存の民間建築物及び地方公共団体所有施設において、①運用改善によるさらなる省エネを実現するための体制を構築しCO2削減に努める事業、②オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書(グリーンリース(GL)契約等)を結び、協働して省CO2化を図る事業、③空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- 3. 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業**
自然公園法に基づく認可を受けた国立公園内の宿舎事業施設(ホテル、旅館等)であって、外国人宿泊者受入対応のための改修も併せて実施する施設に対し、省CO2性の高い機器等の導入を支援。
- 4. 上下水道施設の省CO2改修支援事業(厚生労働省、国土交通省連携)**
上下水道施設における小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備、IoT等を用いた下水処理場の省エネ化のために必要な監視システム、運転制御システム等の導入・改修を支援。

期待される効果

新築建築物におけるZEBの実現と普及、既存建築物における設備改修及び運用改善による省エネの実現、省エネ技術の導入促進による上下水道施設の低炭素化を促進する。

事業スキーム



事業目的・概要等

1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

①『ZEB』・Nearly ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

- ・補助対象者 建築物を所有する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、断熱、BEMS装置等の導入費用
- ・補助率 2/3 (延床面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延床面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物(面積上限なし)
※上限5億円/年(延床面積2,000㎡未満の既存民間建築物は上限3億円/年)
- ・補助要件 Nearly ZEB(※1)以上の建築物であること。
※1:設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減(再生可能エネルギー除く)、かつ基準一次エネルギー消費量から75%以上削減(再生可能エネルギー含む)となる建築物。

②ZEB Readyの普及に向けた先進的省エネルギー建築物支援事業

- ・補助対象者 建築物を所有する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、断熱、BEMS装置等の導入費用
- ・補助率 新築建築物: m単価定額(延床面積2,000㎡未満)
1/2(延床面積2,000㎡以上10,000㎡未満、地方公共団体は上限なし)
※上限5億円/年
既存建築物: 1/2(延床面積2,000㎡未満、地方公共団体は上限なし)
※上限3億円/年(地方公共団体は上限5億円/年)
- ・補助要件 ZEB Ready(※2)の建築物であること
※2:設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減(再生可能エネルギー除く)、かつ基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満削減(再生可能エネルギー含む)となる建築物。

2. 既存建築物における省CO2改修支援事業

①民間建築物等における省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 建築物を所有する民間企業等
- ・補助対象経費 改修前に比べ30%以上のCO2削減に寄与する空調、照明、BEMS装置等の導入費用
- ・補助率 1/2(上限5,000万円)
- ・補助要件 既存建築物において改修前に比べ30%以上のCO2削減
運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築

②テナントビルの省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 テナントビルを所有する法人、地方公共団体等
- ・補助対象経費 改修前に比べ15%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用(設備費等)
- ・補助率 1/3(上限4,000万円)
- ・補助要件 ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結

③空き家等における省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 空き家等を所有する者
- ・補助対象経費 改修前に比べ15%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用(設備費等)
- ・補助率 2/3
- ・補助要件 空き家等を改修し、業務用施設として利用

3. 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 国立公園事業者(宿舎事業、民間事業者に限る)
- ・補助対象経費 再エネ設備、省CO2改修費用(設備費等)
- ・補助率 1/2(太陽光発電設備のみ1/3)

4. 上下水道施設の省CO2改修支援事業

- ・補助対象者 水道事業者・下水道管理者等
- ・補助対象経費 再エネ設備、省CO2改修費用(設備費等)
- ・補助率 1/2(太陽光発電設備のみ1/3)

事業実施期間 1. 2. 31年度(2019年度)~35年度(2023年度)
3. 平成30年度~35年度(2023年度) 4. 平成28年度~35年度(2023年度)

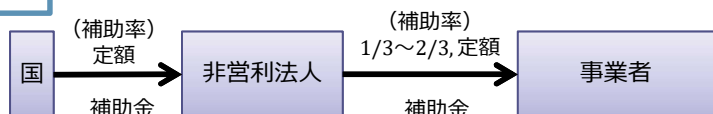


業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業等

背景

2030年のCO2削減目標達成のためには、業務その他部門において約4割のCO2削減が必要。このために業務用ビル等の大幅な低炭素化が必要であり、テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進するとともに、先進的な業務用ビル等（ZEB（ビル内のエネルギー使用量が正味でほぼゼロとなるビル））の実現と普及拡大を目指す。

事業概要



1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの実現とさらなる普及拡大のため、ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援。
2. 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
既存の民間建築物及び地方公共団体所有施設において、①運用改善によるさらなる省エネを実現するための体制を構築しCO2削減に努める事業、②オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業、③空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。

事業実施年度：31年度（2019年度）～35年度（2023年度）

期待される効果

「地球温暖化対策計画」において提言する、将来の新築建築物の平均におけるZEB化（2030年）及び既存の業務用施設等の低炭素化促進を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

事業目的・概要等

事業スキーム

1. ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
 - ①『ZEB』・Nearly ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
 - ・補助対象者 建築物を所有する法人、地方公共団体等
 - ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、断熱、BEMS装置等の導入費用
 - ・補助率 2/3（延床面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延床面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし））
※上限5億円/年（延床面積2,000㎡未満の既存民間建築物は上限3億円/年）
Nearly ZEB（※1）以上の建築物であること。
※1：設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギー除く）、かつ基準一次エネルギー消費量から75%以上削減（再生可能エネルギー含む）となる建築物。
 - ②ZEB Readyの普及に向けた先進的省エネルギー建築物支援事業
 - ・補助対象者 建築物を所有する法人、地方公共団体等
 - ・補助対象経費 ZEB実現に寄与する空調、断熱、BEMS装置等の導入費用
 - ・補助率 新築建築物：㎡単価定額（延床面積2,000㎡未満）
1/2（延床面積2,000㎡以上10,000㎡未満、地方公共団体は上限なし）
※上限5億円/年
既存建築物：1/2（延床面積2,000㎡未満、地方公共団体は上限なし）
※上限3億円/年（地方公共団体は上限5億円/年）
 - ・補助要件 ZEB Ready（※2）の建築物であること
※2：設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギー除く）、かつ基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満削減（再生可能エネルギー含む）となる建築物。
2. 既存建築物における省CO2改修支援事業
 - ①民間建築物等における省CO2改修支援事業
 - ・補助対象者 建築物を所有する民間企業等
 - ・補助対象経費 改修前に比べ30%以上のCO2削減に寄与する空調、照明、BEMS装置等の導入費用
 - ・補助率 1/2（上限5,000万円）
 - ・補助要件 既存建築物において改修前に比べ30%以上のCO2削減
運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築
 - ②テナントビルの省CO2改修支援事業
 - ・補助対象者 テナントビルを所有する法人、地方公共団体等
 - ・補助対象経費 改修前に比べ15%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）
 - ・補助率 1/3（上限4,000万円）
 - ・補助要件 ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結
 - ③空き家等における省CO2改修支援事業
 - ・補助対象者 空き家等を所有する者
 - ・補助対象経費 改修前に比べ15%以上のCO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）
 - ・補助率 2/3
 - ・補助要件 空き家等を改修し、業務用施設として利用

①ZEB実現に向けた先進的 省エネルギー建築物実証事業

最新の環境技術を導入しZEBの実現
と普及拡大を目指す

（補助事業例）



②既存建築物等における省CO2改修支援事業

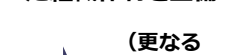
オーナーとテナントが協働
で低炭素化を促進



オーナー → テナント

(省CO2化)

運用改善による更なる
省CO2を目的とし
た組織体制を整備



(更なる
省CO2化)

運用
改善

空き家等に省
CO2設備を導入し、低炭素
な業務用施設の
普及を促進



イメージ



業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

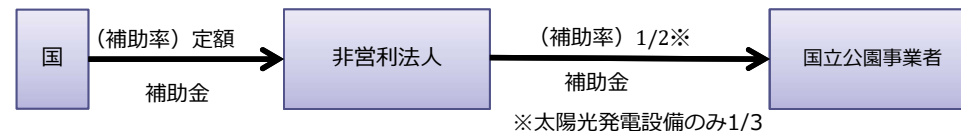
背景・目的

- 2030年のCO2削減目標達成に向け、業務その他部門において約4割のCO2削減が必要。
- 宿泊業は一般にエネルギー等の消費量及びCO2削減余地が大きい。また、「国立公園満喫プロジェクト」の推進により、国立公園内の宿舎事業施設は今後インバウンド対応のための改修需要が高まる。
- 従って、当該改修機会を捉え、国立公園内の宿舎事業施設の省CO2改修を促し、CO2排出量の大幅削減を目指す。

事業スキーム

- ・ 補助対象者 国立公園事業者
(宿舎事業、民間事業者に限る)
- ・ 補助対象経費 再エネ設備、省CO2改修費用（設備費等）
- ・ 補助率 1/2（太陽光発電設備のみ1/3）

事業概要



自然公園法に基づく認可を受けた、国立公園内の宿舎事業施設（ホテル、旅館等の民間建築物）に対する省CO₂性能の高い機器等の導入に係る費用を支援する。

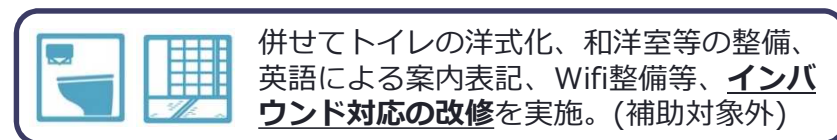
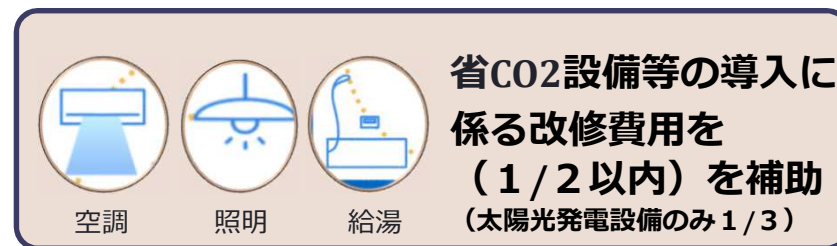
期待される効果

- 国立公園内の宿舎事業施設の省CO2改修の促進により、当該施設の低炭素化を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- 併せて、国立公園内の宿舎事業施設のインバウンド対応も進むことから、満喫プロジェクトに掲げられた「2020年に国立公園を訪れる訪日外国人旅行者を1,000万人に」という目標の達成に貢献する。

イメージ



【対象施設】
自然公園法の事業認可を受けた、国立公園内の民間のホテル、旅館等の宿舎事業施設



国立公園内の宿舎の大幅な低炭素化を実現。
これにより「2030年CO2削減目標」を達成



2020年までに、国立公園を訪れる訪日外国人旅行者を「年間1,000万人」へ





業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業のうち 上下水道施設の省CO2改修支援事業

事業目的・概要等

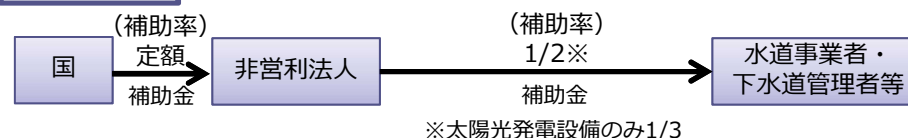
背景・目的

- 上水道部門においては年間約73億kWh（全国の電力の約0.9%）を消費している。上水道施設は小水力発電のポテンシャルを有しており、近年では小水力発電設備の低コスト化が進展している。本事業では、水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入をなお一層推進する。
- 一方、下水道部門は、我が国のCO2排出量の約0.5%を占める。平成28年には排出抑制等指針（下水道部門）が策定されたほか、IoT等を活用したCO2削減技術の実証等の下水処理場での省CO2化技術の開発が進展している。本事業では、下水処理場の施設更新における省CO2技術の導入促進及び維持管理における低炭素化を図る。

期待される効果

- 再エネ・省エネ技術の導入促進による上下水道施設の低炭素化、IoT等を用いた制御技術の普及展開による下水処理施設の低炭素化

事業概要



①上水道システムにおける省CO2促進モデル事業

- 補助対象経費：小水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備

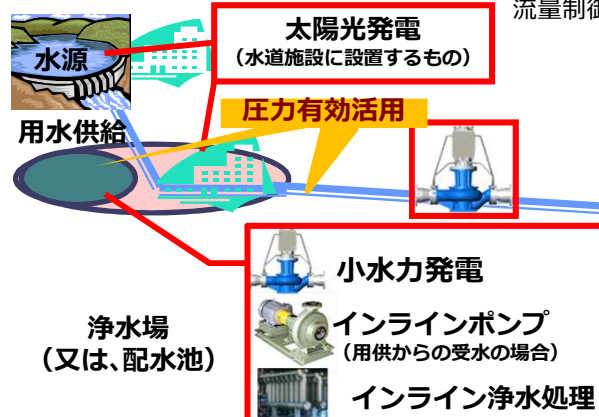
②下水処理場における省CO2化推進事業

- 補助対象経費：下水処理場の常用電源として整備する太陽光発電設備等の再エネ設備、IoT等を用いた下水処理場の省エネ化のために監視システム等、運転制御システム等を改修又は付加的に設置

イメージ

①上水道システムにおける省CO2促進モデル事業

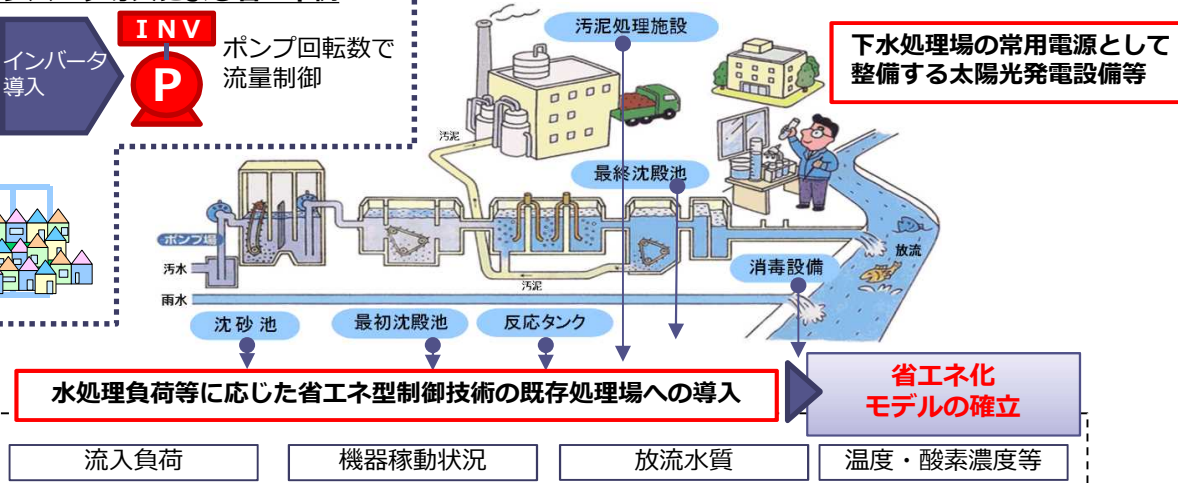
- 未利用圧力等の有効利用による省エネ・再生可能エネルギー設備導入例



- ポンプへのインバータ導入による省エネ例



②下水処理場における省CO2化推進事業





公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業

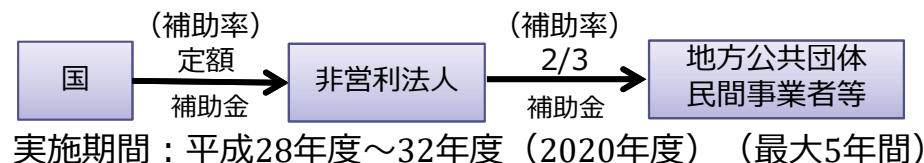
2019年度予算（案）
2,600百万円（2,600百万円）

地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

背景・目的

- パリ協定等を踏まえ、各地域での徹底したCO2排出削減を進めることが必要であり、公共施設等についても、再エネの最大限の導入と徹底的なエネルギー消費削減の姿を示していくことが重要。
- 一方、現在は施設ごとに再エネ設備を個別に導入する場合が多く、各施設からのCO2排出を全体として効率よく削減している事例は少ない。
- そこで、本事業では、これまでの実証等の成果を踏まえ、公共施設等に再エネや自営線等を活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入するなどした上で、地区を超えたエネルギー需給の最適化を行うことにより、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルを確立する。また、より効率的なモデルの普及展開を支援し、各地域で徹底したCO2排出削減を積極的に進める。

事業スキーム



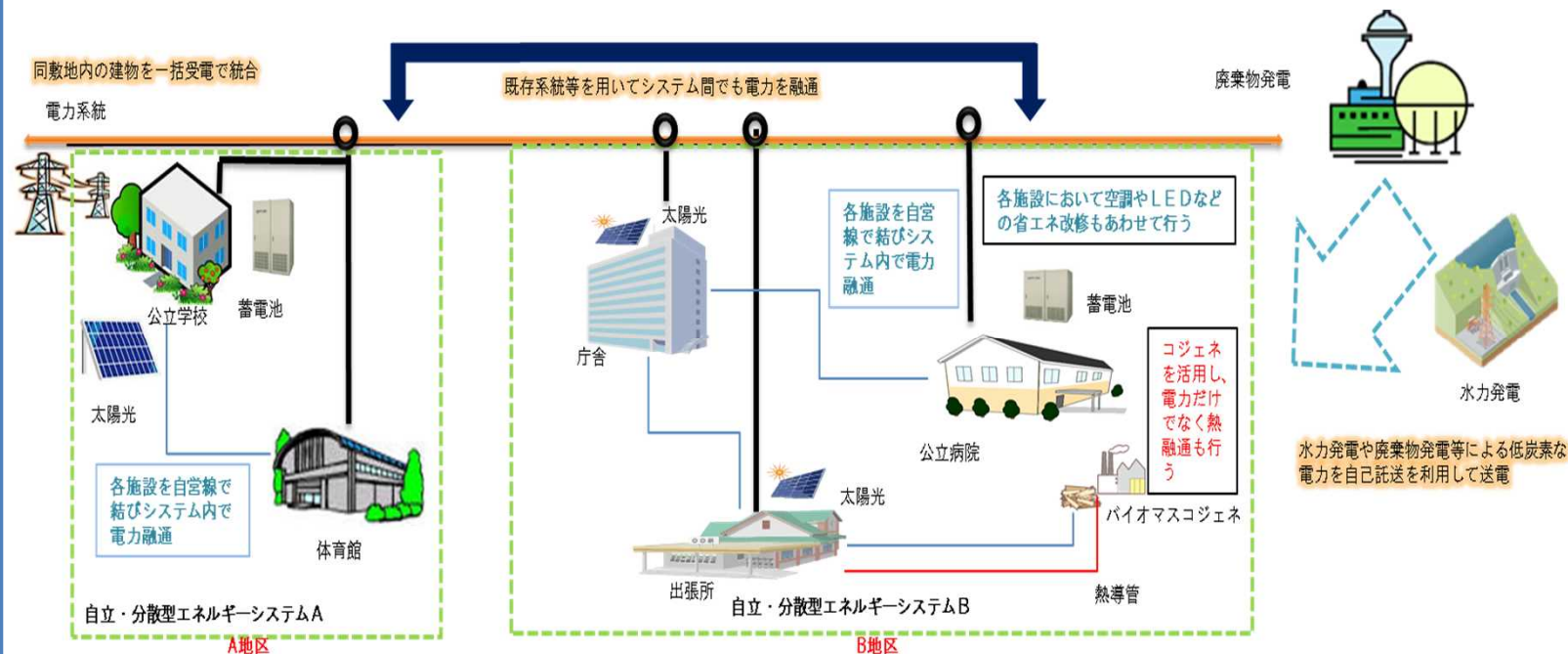
事業概要

- 公共施設等複数の施設が存在する地区内において再エネや自営線等を活用し、電気や熱を融通する自立・分散型エネルギーシステムを構築する。更に複数の自立・分散型エネルギーシステムを自己託送等により繋いで電気を融通し、FITによる売電に頼らず自己完結型で再エネ等を効率的に利用する。同時に、個々の施設の効率の低い設備を高効率化し、エネルギー消費量を削減することで、対策コストを削減しながらCO2排出削減を行う。
- 上記対策により、エネルギー消費量とコスト負担を削減しつつ、再エネ等により低炭素なエネルギーの供給を最適化するモデルを構築し、地域での徹底したCO2排出削減を行う
- また、環境省・米国エネルギー省（DOE）間で情報共有をしながら、先進的モデルの確立を目指す。

期待される効果

- 従来の個別の公共施設に対するCO2排出削減対策より効果的・効率的な地域全体でのCO2排出削減対策の先進的モデルを10件程度確立する。
- 確立したモデルの他地域展開により、地域単位でのCO2削減対策を強化する。

イメージ



- 再エネや自営線の導入、一括受電への切り替え等により自立・分散型エネルギーシステムを構築。地区内で電気や熱を融通し、蓄電池等も活用してエネルギー自立性を高める。
- 省エネ改修等によりエネルギー需要量を抑え、コストを削減。
- 余った再エネ電気等は、離れた施設間でも自己託送等とエネルギー制御・管理により融通することで、無駄なく利用。
- 通常の再エネ・蓄電池等の導入のケースと比べ、コストを削減することで普及拡大を促進する。

※再エネ電気は固定価格買取制度による売電をせず施設全体で利用を完結する。



高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務

2019年度予算（案）
100百万円（13百万円）

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

背景・目的

我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45（1970）年に7%を超え、さらに、平成6（1994）年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け、現在、26.7%に達している。今後、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2060年には39.9%に達して、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

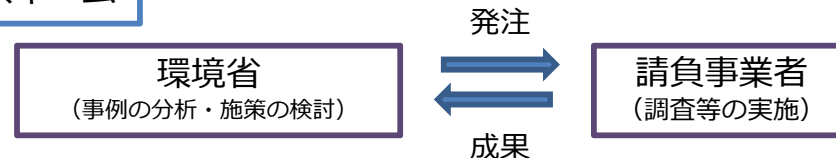
高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える事例も生じており、既に一部市町村等においては高齢者ごみ出し支援（「ふれあい収集」等）が開始されている。

こうした傾向は今後数十年にわたり続くものと見込まれ、全国の自治体において、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要性が生じており、これに応じた廃棄物処理の課題及び今後目指すべき方向性を検討し、今後の廃棄物処理のあり方や施策の立案を進める必要が生じている。

事業概要

- (1) 各家庭あるいは事業所での適切な分別、ごみの排出や収集運搬を含めた処理全体の各段階において、高齢化社会に対応した処理体制について検討する。特に、一部自治体で取組が始まっている高齢化社会に対応した収集運搬等の処理システムについても、事例の抽出、課題の抽出、特徴の分析等を行う。また、高齢化社会に対応した処理体制を構築するために、収集運搬業務の負担減や効率改善につながる方策について調査分析する。
- (2) (1) の成果を受け、自治体の規模、地理条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた収集運搬等の制度設計のためのガイドライン案を作成する。
- (3) ガイドラインの作成に当たっては、ごみ出し支援における課題等を抽出するため、モデル自治体において実際に制度設計及び高齢者ごみ出し支援をテスト的に行うモデル事業を実施し、その結果をガイドラインに反映させ、市町村等に広く提示する。

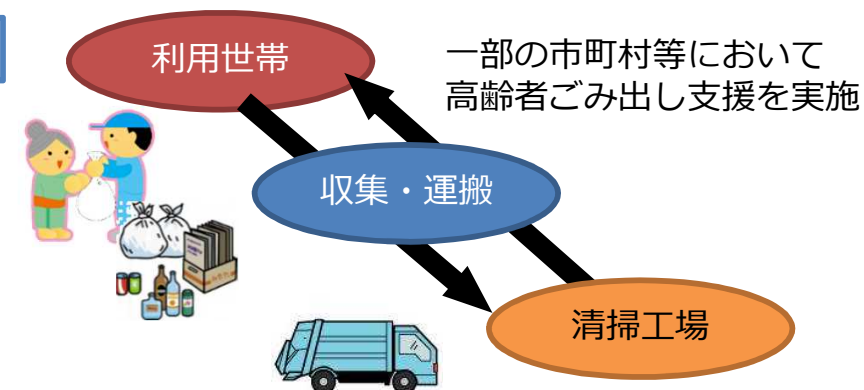
事業スキーム



期待される効果

各市町村において、地域の実情に応じて高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築をしていくに当たって必要とされる情報を提供する。また、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築に併せ、関連すると考えられる他の施策（福祉等）との連携可能性についても模索し、高齢化社会に対応したごみ処理システムを構築する。

イメージ



高齢化社会や核家族化の進展

- ・ 事例や課題の抽出、特徴の分析等
- ・ 収集運搬の制度設計のためのガイドライン作成、市町村等への周知
- ・ ごみ出し支援モデル事業の実施

高齢化社会に対応したごみ処理システムの構築



背景・目的

◆動物愛護管理法

- 平成25年9月に施行された改正法附則において、必要な措置を講じることとされており、調査・検討が必要
- 改正法を受けて策定された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬・猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す（適正飼養の徹底が全ての前提）
- 地震等の災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化
- 高齢者等の社会福祉施策におけるペットの扱いについて関係省庁や自治体と連携した調査・検討が必要

主な事業概要

- 動物適正飼養推進・基盤強化事業【147百万円(131百万円)】
- 動物収容・譲渡対策施設整備費補助【203百万円(145百万円)】

期待される効果

- 改正法の附則に係る措置についての調査・検討の推進等
- 災害発生時におけるペット連れ避難者の救護の適切な実施
- 社会福祉施策連携による適正飼養促進を通じた引取り数減少
- 施設の拡充・改善を図ることで、適正飼養啓発の場の確保による引取数の減少や返還・譲渡機会の増大につながり、もって殺処分数・殺処分率の削減に寄与する。
- 災害時のペット連れ被災者の円滑な避難と広域的な支援体制の整備

イメージ

動物適正飼養推進・基盤強化事業

動物愛護管理法附則等に基づく調査、検討、等

- 総合的普及啓発（法律に基づく動物愛護週間行事の実施等）
- 各種基準やガイドラインの作成
- 基本指針改訂のための調査検討
- 人と動物の共生する社会の実現推進

販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査

- マイクロチップの技術・政策的課題の調査、情報管理体制の検討等
- 国内外における先進的取り組み及び制度等の調査

災害を想定したペットの適正飼養及び支援体制等強化推進事業、等

- 改訂した「人とペットの災害対策ガイドライン」をふまえたボランティア等との連携のあり方を検討
- 自治体を対象に広域支援・受援体制の整備に係るモデル図上訓練の実施、等

社会福祉施策と連携したペット適正飼養対策事業

- 国内外の事例収集・ヒアリング等の実施
- ガイドライン策定等に向けた検討会開催
- 連携の枠組み・仕組み構築に向けた試行的取り組みの実施

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

保管施設の新築・改築・改修 返還・譲渡のためのスペース確保 ペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備

動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修等の事業に対して、補助金を交付

- 交付先：都道府県、政令市、中核市
- 補助率：1／2以内





子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） （うち、地域の子育て世代との対話事業）

2019年度予算(案)
49百万円（新規）

環境保健部
環境リスク評価室

イメージ

背景・目的

- ✓ 化学物質の利用は生活を豊かにするため、質量ともに増えているが、子どもの健康影響については未解明な点が多い。エコチル調査では、この点について科学的に研究を推進
- ✓ これから、エコチル調査の研究成果として学術雑誌での掲載が増えていく見通し（将来的には、化学物質管理等での活用も期待）
- ✓ 一方で、子育て世代は身の回り物に含まれる化学物質に漠然とした不安を抱えている。リスクに関してネット・TV・雑誌で報道されるが、判断に悩む例は少なくない。正しくわかりやすい情報提供が必要
- ✓ さらに、自分の関心に引き付け受け止め、暮らしの中で上手に向き合うための施策が必要
- ✓ 子育て世代と関係者が化学物質のリスクについて向き合うことが可能な機会を広げるため、本事業を行う

事業概要

- ① 基本情報として、化学物質やその健康影響の一般的な内容を伝えるパンフレットや、エコチル調査の研究成果をわかりやすく伝えるQ&A等の素材を作成し、提供
- ② 子育て世代と、地域での双方向性の対話を通じ、化学物質のリスクとの上手な向き合い方の実践活動を促進。実践例は事例集・ガイドライン化し、全国展開

事業スキーム

環境省 → 事業者

期待される効果

- ✓ 子育て世代が、化学物質のリスクと上手に向き合うことが可能（正しくリスクを低減する行動等）
- ✓ 「子育て世代」同士や医療、行政、科学学習等の関係者が化学物質のリスクについて対話し、寄り添い支え合う地域環境（地域循環共生圏）

小児を取り巻く環境と健康影響
について未解明な点が多い現状

子育て世代の不安の解消

- ① 子育て世代の悩み・不安に沿った形で基本情報をわかりやすくまとめ提供
- ② 加えて、化学物質のリスクと上手に向き合うため、自分の関心に引きつけ、受け止める機会を増やす



子育て世代と地域の関係者と双方向性の対話（本事業）

①パンフレットやQ&A等対話の基本情報

基本情報を活用し地域で実践例を創出



- ✓ 対話の内容
 - ・化学物質のリスクとの向き合い方や暮らし方について実践上の課題や方法等
- ✓ 対話の場・機会の例
 - ・妊娠中に母親学級・父親学級で
 - ・ママ友とサークル等で子育ての悩みとともに など

②効果的な対話の実践に向けた事例集・ガイドライン

- ✓ 実践例を生かして、全国へ対話の拡大



安全・安心な子育て環境の実現

- ✓ 化学物質のリスクと上手に向き合う
- ✓ みんなで支える子育て世代（地域循環共生圏）



背景・目的

事業目的・概要等

- 我が国の約束草案で示されたCO2排出量の2030年度26%削減目標及び2050年80%削減目標を達成するために、将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを実現するための技術を開発・実証し、将来に向け着実に社会に定着させることが必要。
- 特に、将来にわたるエネルギー制約から、エネルギー消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを早期に実現することが重要。本事業により、社会全体の大幅なエネルギー消費量削減のキーとなる、デバイス（半導体）を高効率化する技術イノベーションを実現する。

事業概要

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パワコン、サーバー、動力モーター、変圧器、加熱装置等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う。
（ノーベル物理学賞（LED）を受賞したGaN関連技術を最大限活用）
- 当該デバイスを照明、パワコン、自動車のモーター等へ実装し、エネルギー消費量削減効果の検証を行う。並行して、量産化手法を確立し、事業終了後の早期の実用化を図る。

事業スキーム

- 委託対象：民間団体・大学等
- 実施期間：平成26年度～33年度（2021年度）

期待される効果

- 2021年度までに低転位密度の大口径・高品質GaN基板を活用した高効率なGaNパワー・高周波・光デバイスの実証を目指す。
- 本技術の実用化により、様々な電気機器のエネルギー消費量を徹底的に削減するとともに、エネルギー消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを実現する。

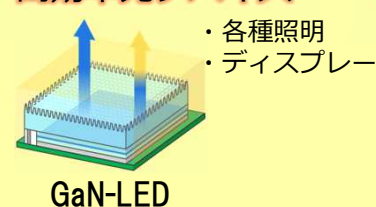
技術開発の対象

ライフスタイルの変革

イメージ

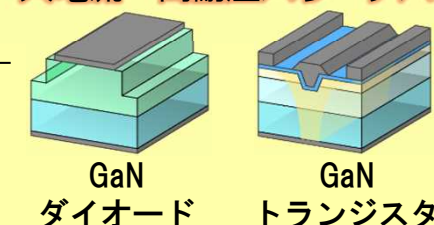


高効率光デバイス



- ・各種照明
- ・ディスプレイ

大電流・高耐圧パワーデバイス



- 導入先
- ・自動車・電車
 - ・変電所
 - ・パワコン
 - ・業務用加熱装置
 - ・サーバー

これまでの事業の主な成果



【GaNインバータに適したモーターの駆動】

世界で初めてGaNインバータでEV用モーターを駆動。従来のインバータに対してインバータ損失を72%低減した。

【1kV級GaN基板上横型トランジスタの開発】

1,000V印加時のリーク電流約1 μ Aと非常に低い値を実現した。また、誘導負荷回路の800Vスイッチングにおいて、業界トップクラスの高速スイッチングを実現。



再エネ等を活用した水素社会推進事業

2019年度予算（案）
3,480百万円（3,480百万円）

地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

背景・目的

- 水素は、利用時においてCO₂を排出せず、再生可能エネルギー等のエネルギー貯蔵にも活用できることから、地球温暖化対策上重要なエネルギーである。一方、水素は化石燃料から製造する場合が多く、製造の過程等でCO₂が排出されている。そのため低炭素な水素の利活用を推進する必要がある。
- また、水素設備単体の導入が先行し、本格的な水素市場の拡大に不可欠な水素サプライチェーン及びそれを低炭素化する技術が確立していない。
- このため、地球温暖化対策の観点からは、再生可能エネルギー等を活用した波及効果・事業性の高い水素サプライチェーンの確立、水素の幅広い利活用方法の確立が重要である。

事業概要

- (1) 水素利活用CO₂排出削減効果等評価・検証事業
水素の製造から利用までの各段階の技術のCO₂削減効果を検証し、サプライチェーン全体で評価を行うためのガイドラインを策定・改善する。
また、地域の特性を活かしながらCO₂削減を実現するための水素の利活用方策等について調査・情報発信を行うほか、水素に関連する複数のエネルギーキャリアについて、製造から利用までのライフサイクルでのCO₂削減効果、利活用時の課題等を比較検討・評価することを通じて、波及効果・事業性の高い低炭素水素の利活用の推進を図る。
- (2) 地域連携・低炭素水素技術実証事業
地方自治体と連携の上、地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した低炭素な水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証する。そして、低炭素な水素サプライチェーンのモデルを確立する。

事業目的・概要等

事業スキーム

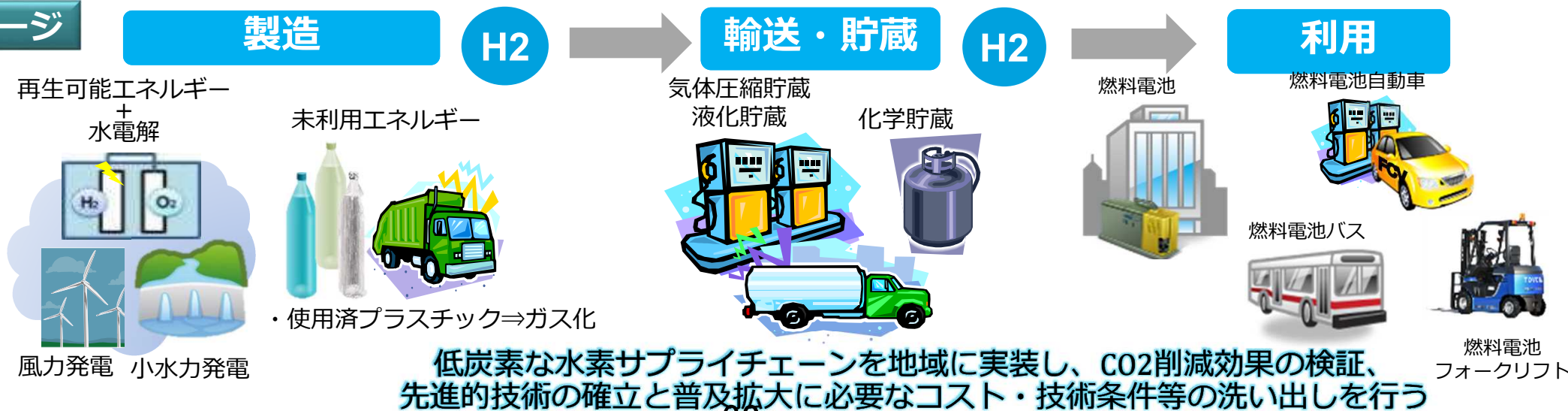
実施期間：平成27年度～33年度（2021年度）



期待される効果

- 今後導入拡大が予想される水素のCO₂削減効果の評価手法確立及び低炭素化促進によるCO₂排出削減対策の強化
- 地域における低炭素な水素サプライチェーンの水平展開

イメージ





二酸化炭素の資源化を通じた 炭素循環社会モデル構築促進事業

2019年度予算（案）
1,970百万円（1,970百万円）

地球環境局 地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

事業目的・概要等

背景・目的

- 2030年度26%、2050年80%の温室効果ガス総排出量削減に向けて低炭素社会を構築するには、二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、排出された二酸化炭素を資源として活用する技術を実用化することで、二酸化炭素の削減だけでなく炭素循環の促進に努めることが重要である。
- 二酸化炭素を資源として製造する化学物質は多岐にわたり、これまでの化石燃料由来の物質を代替していくことが可能である。しかしながら、二酸化炭素の資源化を本格的に進めるには、目的とする化学物質を製造し社会で活用する炭素循環社会モデルの構築と社会への普及啓発及びライフサイクルの観点から二酸化炭素が削減されているかどうか等の検証を行うことが必要となる。
- そこで本事業では、炭素循環社会及び低炭素社会の構築促進を目指し、二酸化炭素の資源化を実現するための課題を克服する炭素循環社会モデルの構築と普及啓発及び本モデル事業による二酸化炭素削減効果等の検証評価を実施する。

事業概要

- (1) 二酸化炭素の回収・資源化を通じた炭素循環社会モデル事業
- 清掃工場などの産業施設から回収した二酸化炭素を原料として、化学物質を製造し社会で活用する一連のモデル的取組を通じて炭素循環モデルの構築や二酸化炭素削減効果等の検証・評価を行う。
- (2) 人工光合成技術を活用した二酸化炭素の資源化モデル事業
- 二酸化炭素の資源化に適用可能な人工光合成技術を活用するモデル的取組を通じて炭素循環モデルの構築や二酸化炭素削減効果等の検証・評価を行う。

事業スキーム

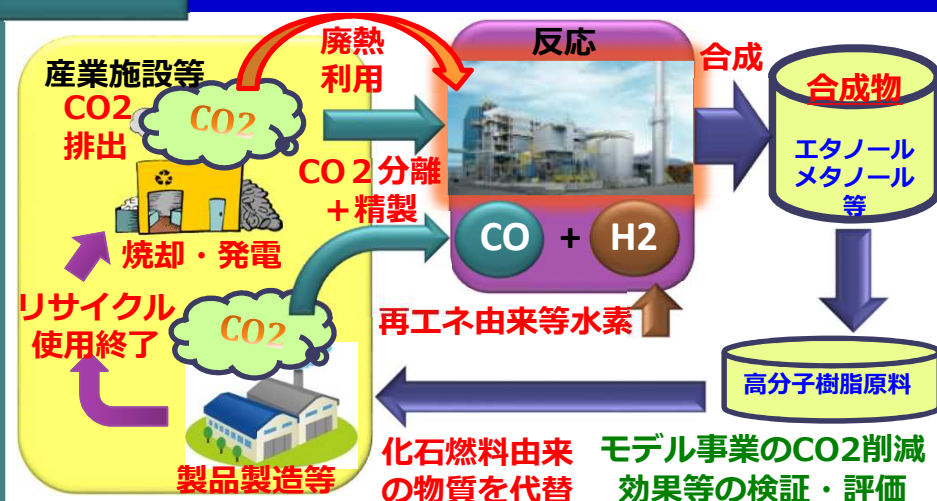
- 委託対象：民間団体、大学、公的研究機関等
- 実施期間：平成30年度～34年度（2022年度）

期待される効果

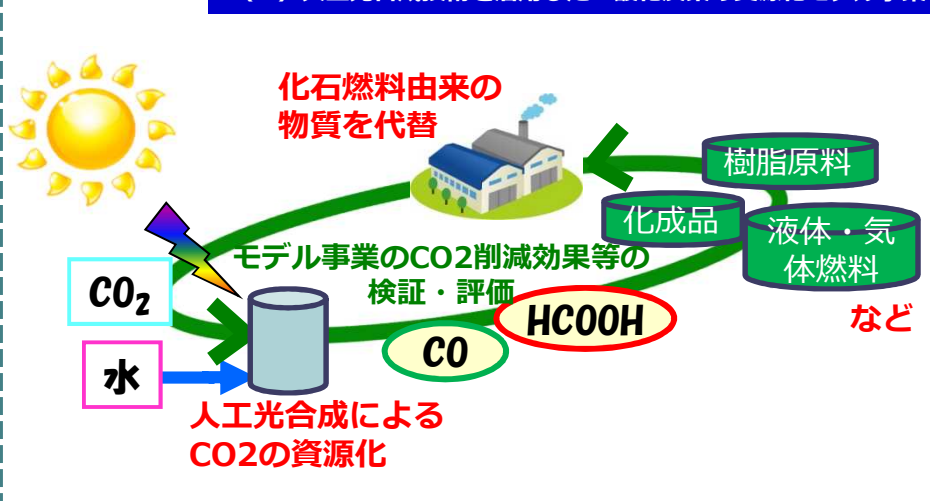
- 二酸化炭素の資源化による化学物質を活用し、化石燃料由来の物質等を代替していくことで、低炭素社会及び炭素循環社会を構築する。
- 本事業により二酸化炭素の資源化による炭素循環モデルを構築し、2022年度までに当該モデルを4件程度確立する。

イメージ

(1) 二酸化炭素の回収・資源化を通じた炭素循環社会モデル事業



(2) 人工光合成技術を活用した二酸化炭素の資源化モデル事業





事業目的・概要等

背景・目的

- 2030年の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、再エネ・省エネ製品（低炭素製品）の普及を進め、既存のエネルギー消費形態の転換を図ることが不可欠であるが、急速な製品導入の結果、処理時のCO₂排出が増大する可能性がある。
- そのため、低炭素製品のリユース・リサイクル段階での省CO₂化を図ることが不可欠であり、低炭素製品について、本事業において当該技術・システムの実証・事業性評価を行う。
- 評価された設備・システムについては、「省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業」の対象とすることを検討し、社会実装を進める。

事業概要

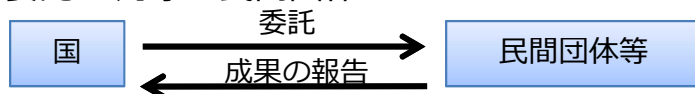
- 再生可能エネルギー設備など温暖化対策のための新製品・素材（低炭素製品）のリユース・リサイクルに係る技術・システムの実証・事業性評価を委託により実施し、リユース、リサイクル段階の省CO₂化を進める。
- 低炭素製品のリユース・リサイクルに係る技術・システムの動向調査を実施。

期待される効果

- 再生可能エネルギー設備等の低炭素製品のリユース・リサイクル段階における省CO₂型の技術・システムの確立
- 上記技術・システムの社会実装によるCO₂削減
- 環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化

事業スキーム

- 実施期間：平成29年度～（最大3年間）
- 委託 対象：民間団体



低炭素製品のリユース・リサイクル段階の課題を実証事業により解決

導入段階

①低炭素製品が急速に普及

(例)

燃料電池



有害な触媒を含むため処理が高コスト、また感電の危険性

ガリウム



LEDに含まれ、また一部の太陽光パネルに使用

リチウムイオン電池



車の電動化・再エネ普及により急速に利用が拡大し、材料となるコバルトの逼迫が課題

ルテニウム



希少だがハードディスク、スパッタリングターゲット飛散物等からの回収が進んでいない

リユース・リサイクル段階

②低炭素製品の処理時のCO₂排出が増大

技術・システムの実証を進め、リユース・リサイクル段階の低炭素化を図り温暖化対策を推進

・リユース・リサイクル段階の低炭素化
⇒リユース・リサイクル等の効率化を進めることで、
処理段階における温室効果ガス排出を抑制



再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業

2019年度予算（案）
2,570百万円（2,570百万円）

水・大気環境局
自動車環境対策課

背景・目的

- 水素は、利用時においてCO₂を排出せず、再生可能エネルギー（再エネ）の貯蔵にも活用できることから、地球温暖化対策上重要なエネルギーである。
- 低炭素な水素社会の実現に向けて、燃料電池自動車の普及・促進を図るためには、再エネ由来の水素ステーションの導入及び燃料電池車両等の導入による社会インフラ整備の加速化が急務である。
- 未来投資戦略2017及び水素基本戦略において、2020年度までに再エネ由来水素ステーション100箇所程度整備するとの目標が掲げられている。基本戦略では更に、FCフォークリフトを2020年度までに500台程度、FCバスを2020年度までに100台程度の導入の目標設定をしている。

事業概要

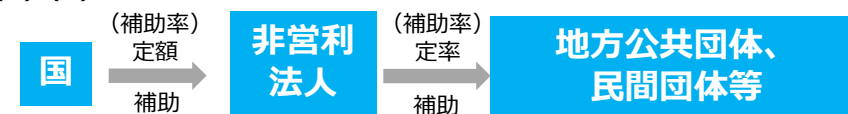
- (1) 地域再エネ水素ステーション導入事業【経済産業省連携事業】
太陽光発電等の再エネを活用して、地方公共団体等が行う再エネ由来水素ステーションの施設整備に対して支援する。
- (2) 地域再エネ水素ステーション保守点検支援事業
再エネ由来水素ステーションや燃料電池自動車等の活用促進に向け、稼働初期における保守点検に対して支援する。
- (3) 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
【一部国土交通省連携事業】
燃料電池車両の普及・促進が期待される、燃料電池バス及び産業用燃料電池車両の導入に対して支援する。

事業スキーム

- (1) 実施期間：平成27～31年度（2019年度）
補助率：3/4
- (2) 実施期間：平成30～32年度（2020年度）
補助率：2/3
- (3) ・産業用燃料電池車両（燃料電池フォークリフト）
実施期間：平成29～31年度
補助率：エンジン車との差額の1/2
・燃料電池バス
実施期間：平成30～32年度（2020年度）
補助率：車両本体価格の1/2

（ただし、平成30年度までに導入した実績のある団体については車両本体価格の1/3）

(1) (2) (3)



期待される効果

- 再エネ由来水素ステーションの確実な整備とともに、産業用燃料電池車両を導入することによる低炭素な水素社会の実現に向けた社会インフラの普及・促進

製造

再生可能エネルギー + 水電解 → H₂



H₂

利用

燃料電池自動車



燃料電池
フォークリフト



燃料電池バス



イメージ

低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進を図るため、再エネ由来の水素ステーション、燃料電池バス・燃料電池フォークリフトの導入を支援



電動化対応トラック・バス導入加速事業

2019年度予算（案）
1,000百万円（新規）

水・大気環境局
自動車環境対策課

事業目的・概要等

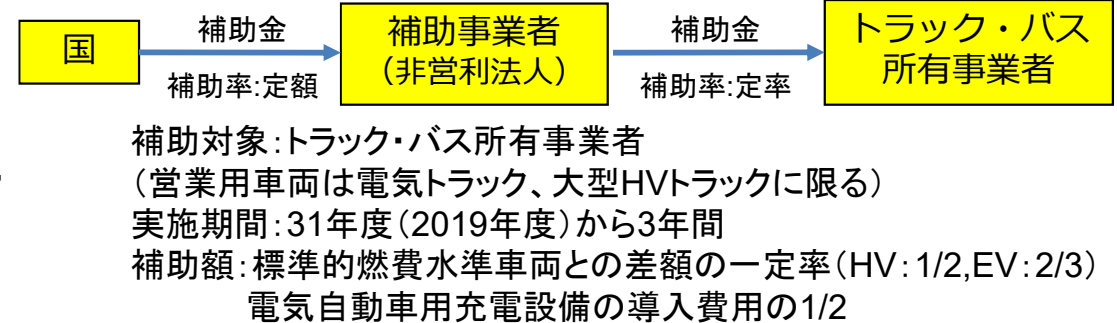
背景・目的

- 温暖化対策目標の達成に向けて、運輸部門のCO2排出量の3割を占めるトラック・バスからのCO2削減が重要。
- 一方で、電動化対応トラック・バスは、ディーゼルトラックに比べ車両価格が高いこと、トラック・バス向けの充電設備が十分でないことが、普及に向けて大きな課題。
- 電動化対応トラック・バスの普及に不可欠な充電インフラの整備にも補助することで、普及初期の導入加速を支援。

事業概要

- 電動化対応トラック・バスの導入を支援。
- 事業所及び営業拠点への充電インフラの整備を支援（EV、PHV）。

事業スキーム



期待される効果

- 電動化対応トラック・バス（EV、HV）の導入加速
(2025年度の新車販売中の比率約8.6%)
- 運輸部門における効率的な電動化対応車両の導入方法が確立。

事業イメージ

補助対象トラック・バス

	対象とする車両 の環境性能※	2019年度時点で想定されるもの	
		トラック	バス
大型	最新の燃費基準 +10%程度以上	HV	EV、HV
中型	同10%程度以上	HV	PHV、EV
小型	同15%程度以上	EV、HV	EV

※HVにのみ係る要件

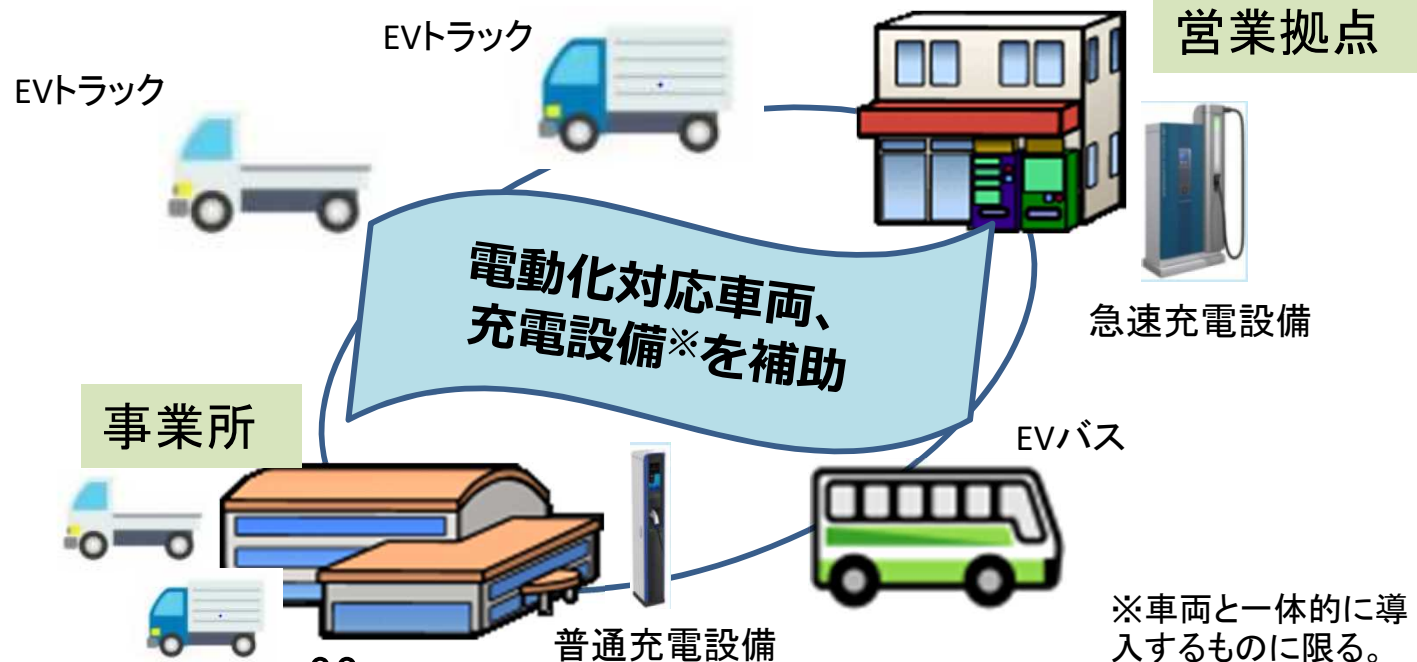
充電設備

《種類》

- ・急速充電設備
- ・普通充電設備

《設置場所》

- ・事業者の敷地等





背景・目的

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動に関して科学的・技術的・社会経済的な見地から最新の知見をとりまとめ、5～7年のサイクルで報告書（評価報告書本体、特別報告書など、約5～8本/サイクル程度）としてとりまとめて公表している。

IPCC第49回総会は、各国の温室効果ガス（GHG）排出量目録（インベントリ）の算出方法の改良報告書を採用する予定。我が国は第23回気候変動枠組条約締約国会議（COP23）において本総会の招致の意向を表明。本報告書は、日本に技術支援ユニット（TSU）が設置されているインベントリタスクフォース（TFI）の成果物である。エネルギー起源CO2等のGHG排出量を把握・報告することは、先進国・途上国双方において、適切なGHG削減策の策定の前提となる。パリ協定において、これらGHG削減目標の達成状況を把握する際には、IPCCによる方法論に基づくよう明記されている。

事業スキーム

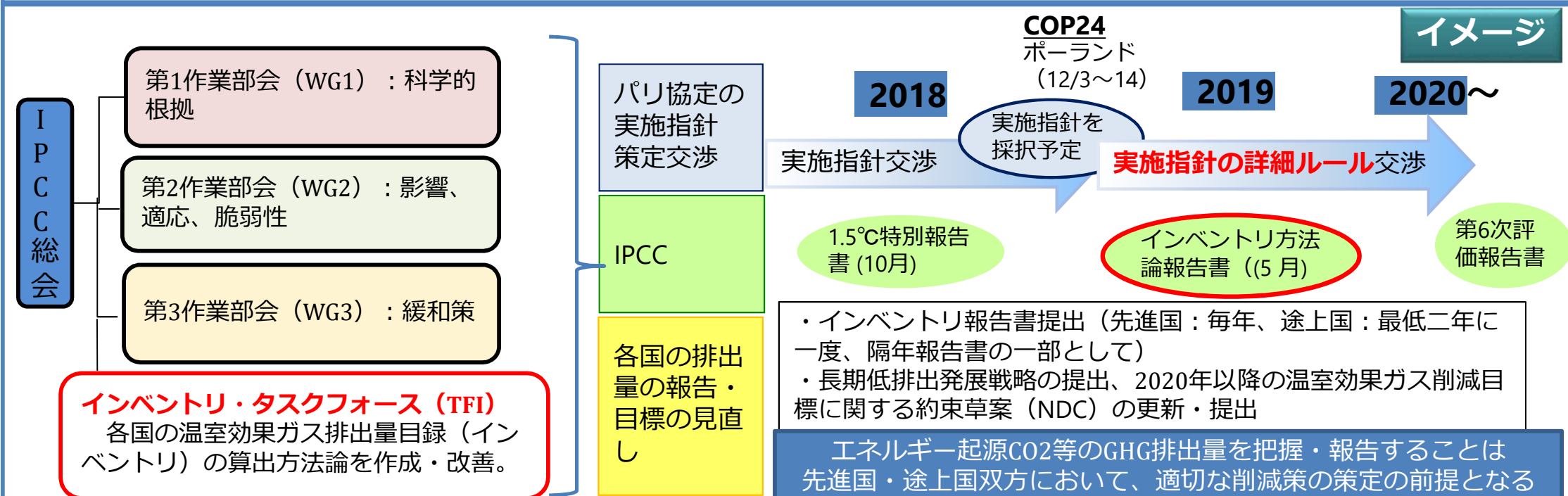
委託対象：民間企業等

事業概要

IPCC総会は、195のIPCC参加国政府代表者及びIPCCの議長団が参加し、今後の活動方針や、成果物である報告書の採択を行う、IPCCの最高意思決定機関である。本業務では、2019年5月に開催が予定され、我が国が招致の意向を示しているIPCC第49回総会及びその関連会合の円滑な実施のための支援業務を行う。

期待される効果

- パリ協定の実施に不可欠なガイドラインを採用する総会をホストすることにより、パリ協定の実施のための詳細ルール構築に積極的に貢献する。
- 我が国のインベントリタスクフォースに対する長年の貢献を国内外に広くアピールする（1999年以来、我が国より本タスクフォースの共同議長を継続して輩出し、その技術支援ユニット（TSU）も日本に設置）。





二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業のうち プロジェクト補助

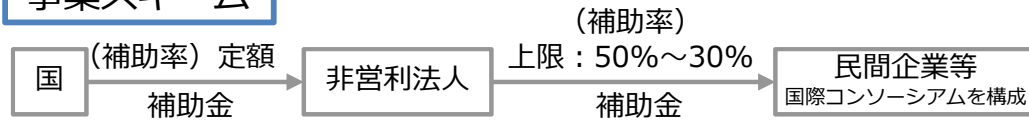
2019年度予算（案）
8,100百万円（7,100百万円）

地球環境局
市場メカニズム室

背景・目的

- パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要。我が国は約束草案に基づきJCMの構築・実施を通じ、コスト制約や導入実績がないため導入が進んでいない優れた低炭素技術等の普及を促進しており、これにより途上国の低炭素社会への移行及び世界的な排出削減を実現する。
- 本事業により、民間活力を活用しつつ優れた低炭素技術等を導入するプロジェクトに対し一部支援を行うことで、途上国の削減目標達成に貢献しつつ、我が国の約束草案の目標達成に活用する（5000万～1億トン削減）。

事業スキーム



事業実施期間：平成25年度～42年度（2030年度）

事業概要

JCM導入が見込まれる途上国で、優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減する設備・機器の導入を行う事業者に対し、当該事業費（初期コスト）の一部を補助する。
 （設備等の導入後、JCMプロジェクトとしての登録、削減量の測定・報告・検証（MRV）の実施及びクレジットの発行を行い、当該クレジットの1/2以上を日本国政府の口座へ納入する。）

期待される効果

- 本事業により、年間約30～60万t-CO2の国際的なCO2排出削減を実現するとともに、その削減の我が国の貢献分をJCMを通じてクレジット化し、我が国の約束草案の目標達成に貢献する。
- 本事業の波及効果として、他機関とも連携しつつ、優れた低炭素技術等の途上国における水平展開を促進し、実質的な排出削減に貢献するとともに、海外における低炭素技術等の市場を拡大する。

イメージ

JCMはインフラシステム輸出戦略における
先進的な低炭素技術の海外展開支援の柱の施策

非営利法人(執行団体)

50%～30%を上限として初期コストの一部を補助
民間活力を活用し補助率低減等よりコスト低減及び自立的普及を促進



導入技術の例

低炭素技術を活用した設備・機器の導入



JICA等

連携

JICA等支援プロジェクト

- ・ 海外投融資等の資金協力
- ・ 事業開発等金融等

- 途上国におけるGHG排出削減及び日本の約束草案の目標達成への活用（日本のクレジット獲得含む）
- 導入技術の横展開・波及効果による更なる削減の推進
- 途上国における低炭素技術市場の拡大



二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業のうちADB拠出

2019年度予算（案）
1,000百万円（1,000百万円）

地球環境局 国際連携課
国際協力・環境インフラ戦略室

背景・目的

- アジアの途上国においては、今後社会インフラの整備が急速に進むと考えられ、低炭素型の社会インフラ整備を行うことが極めて重要。
- 「環境インフラ海外展開基本戦略」（平成29年7月）や「海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）」（平成30年6月）に基づき、二国間クレジット制度（JCM）などを活用した個別プロジェクト支援を行い、途上国が最先端の低炭素社会へ移行できるように支援する。
- これらの取組により、世界全体での抜本的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、優れた環境技術の途上国における導入を促進する。

事業スキーム

拠出先：アジア開発銀行信託基金
事業実施期間：平成26年度～

事業概要

ADBの社会インフラ・プロジェクトでより一層、優れた低炭素技術の採用を促進するため、ADBの信託基金により追加コストを支援する。これにより、優れた低炭素技術の導入をすすめ、最先端の低炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。

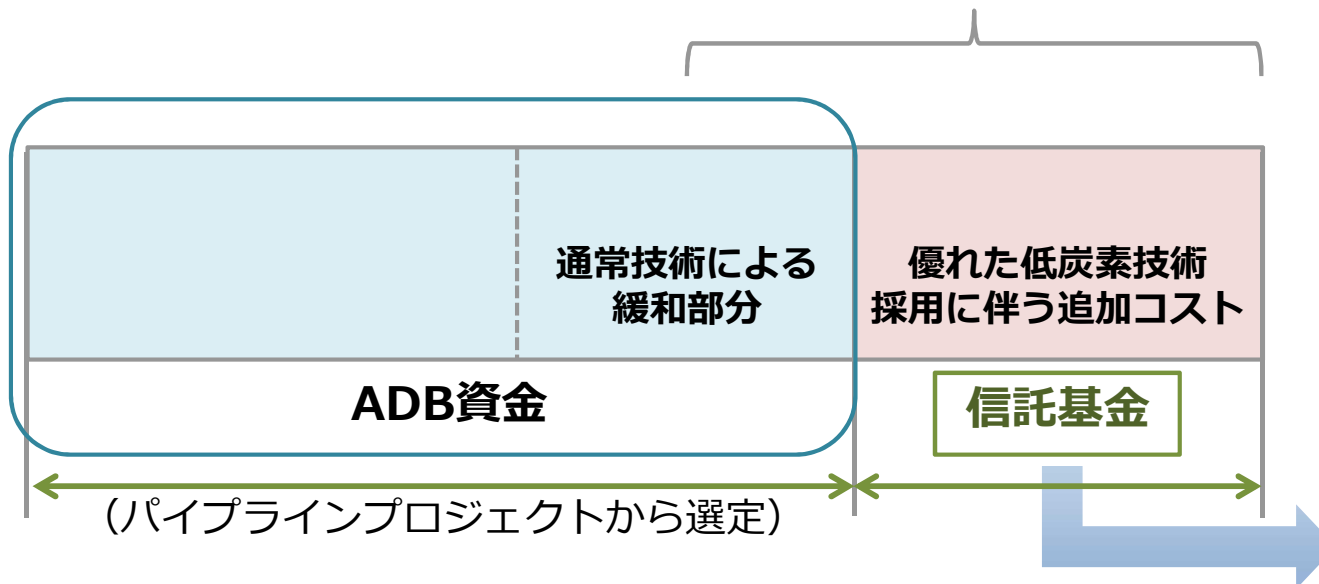
期待される効果

- アジア各国で実施されるADBプロジェクトで、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた低炭素技術の採用が促進され、JCMを通じて2030年度までに他のJCM資金支援事業と合わせて累積で5,000万～1億t-CO₂の排出削減・吸収が見込まれることにより、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。
- ADBの社会インフラ・プロジェクトを通じて導入された優れた低炭素技術が、通常技術と比べライフサイクルコストの観点で経済的・社会的に優れていることを明らかにすることで、途上国側の市場の障壁を下げ、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

事業目的・概要等

GHG削減

イメージ



具体的な低炭素技術の事例

- 高効率排水処理設備（水分野）
- 廃棄物発電技術（都市分野）
- 高効率蓄電池システム（エネルギー分野）
- 高効率送電線（エネルギー分野） 等

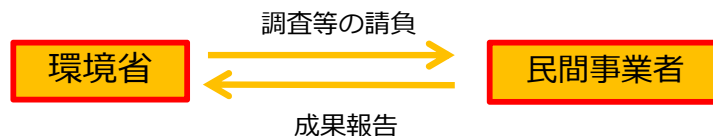
JCMプロジェクトに対する無償資金の供与に加え、民間プロジェクトへの譲許的融資やツーステップ・ローン等にも活用



背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の懸念
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び資源循環において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理の実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、環境インフラ輸出により我が国の経済を活性化する

事業スキーム



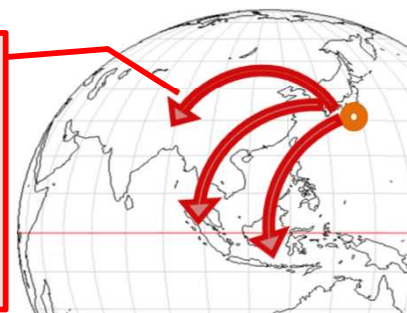
期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムを国際展開 → 世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開 → 我が国経済の活性化

事業概要

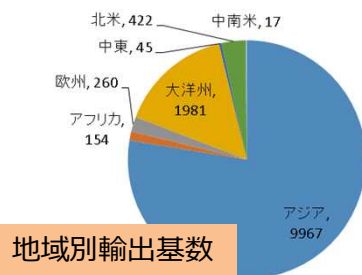
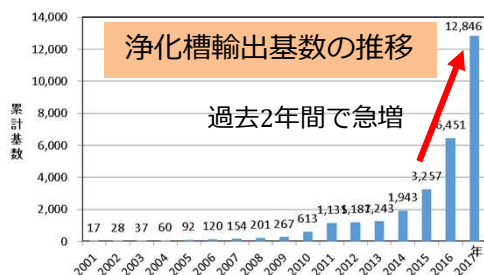
- 政府、自治体、事業者等が相互に連携し、制度の導入支援と、廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムの輸出をパッケージ化
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけ、戦略的に支援

- ・国際展開に踏み出せる事業者を対象
- ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

- (1) アジア諸国の3R・廃棄物処理・浄化槽関連情報の収集、情報提供、我が国循環産業・技術の海外発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応
- (4) 集合処理・個別処理の長所を踏まえた污水处理施設普及案件形成、及び制度・維持管理体制整備



我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

- 海外展開の具体的な計画段階にある廃棄物処理・リサイクル・浄化槽事業に対する、事業実現のための支援
- (1) 事業実現可能性(FS)調査(新規参入枠・自治体連携も考慮)
- (2) 情報発信・現地合同ワークショップ等で事業実施の協力関係構築
- (3) 事業の円滑運営に向けた現地関係者の能力開発事業
- (4) アフリカのきれいな街プラットフォームの取組促進(アフリカの廃棄物管理向上方策策定)
- (5) ASEAN6国(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー)における取組促進(ガイドライン作成、入札情報収集など)
- (6) 中東等における取組促進(廃棄物発電の普及戦略の策定など)



我が国循環産業の戦略的国際展開による 海外でのCO₂削減支援事業

2019年度予算（案）
253百万円(253百万円)

環境再生・資源循環局
総務課循環型社会推進室

背景・目的

アジア諸国を中心に、**都市人口と廃棄物発生量が急増**し、エネルギー需要が高まるとともに処分場の立地制約や崩落・火災事故等の被害が顕在化している。他方で、大量に発生する**廃棄物はエネルギーを生む重要な資源**であり、廃棄物エネルギーの市場が急速に創出・拡大する今後数年間の事業化を重点的に後押しすることで、我が国の優れた廃棄物エネルギー利用技術をスペックインさせ、適正な技術のデファクト・スタンダード化を図る必要がある。

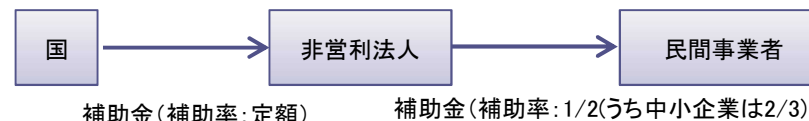
こうした状況を踏まえ、本事業では、技術や経験を有する**我が国の循環産業の国際展開を後押し**することにより、**アジア諸国等でのCO₂の大幅削減と廃棄物処理に貢献**する。（※日本再興戦略やインフラ輸出戦略に記載）

事業概要

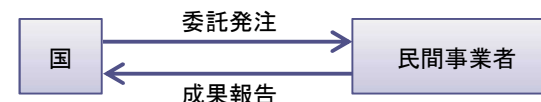
- I. 循環産業国際展開モデルの構築（補助） 203百万円（203百万円）
先進的な廃棄物発電事業の国際展開の実現可能性調査等について、廃棄物分野の二国間協力や自治体間連携、温対法排出抑制等指針、CO₂削減効果等を考慮しつつ、補助を実施。
- II. 循環産業国際展開モデルの拡大支援（委託） 50百万円（50百万円）
新たな廃棄物発電事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注や契約に関するノウハウを持った支援機関を当該国へ派遣し、優れた廃棄物発電事業の拡大を支援することで、CO₂の更なる削減に貢献。

事業スキーム

I. 循環産業国際展開モデルの構築（補助）



II. 循環産業国際展開モデルの拡大支援（委託）

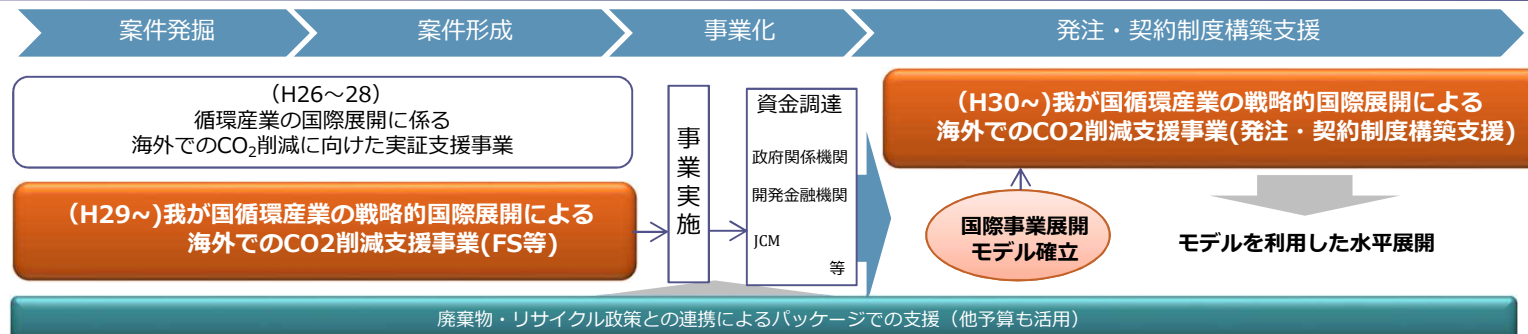


事業期間: H30年度 ~ 32年度(2020年度)

期待される効果

- 42年度(2030年度)までに6件の事業化等により、約32万tCO₂/年(2030年度時点)削減。
- 国際展開経験が少ない我が国循環産業の国際展開を後押しし、途上国におけるCO₂の排出削減を図るとともに廃棄物問題を改善し、我が国経済に貢献する。

事業イメージ





いぶき(GOSAT)シリーズによる排出量検証に向けた 技術高度化事業等

2019年度予算(案)
1,975百万円(1,812百万円)

地球環境局
研究調査室

背景・目的

事業目的・概要等

イメージ

- 世界初の温室効果ガス(GHG)専用衛星「いぶき」(GOSAT)は、平成21年の打上げ以降、全球のGHG(二酸化炭素とメタン)の吸収・排出量の地理的分布と季節変動・経年変動(大気中の濃度増加)を把握することにより世界に大きく貢献している。宇宙基本計画工程表(平成29年12月改訂)に基づき平成30年度には後継機「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、3号機の開発に着手した。
- 地球大気全体のGHG濃度の状況を把握し、気候変動に関する科学の発展および政策に継続的に貢献するため、GOSAT-2の運用とともに3号機の開発等を行う。

事業概要

1. GOSAT-2の運用

GOSAT-2衛星を軌道上で安定運用させるため、運用計画を作成し追跡管制を行う。また観測センサが取得したデータを地上で受信、記録、処理を行う。

2. 排出量検証に向けた技術高度化

観測データから算出したGHG濃度と地上や航空機、船舶等で観測したデータと比較検証することで、GHG排出量推計精度の改善と信頼性の向上を図る。

3. 3号機の開発

継続的な地球大気全体のGHG観測体制を確立するため、世界各国の宇宙機関との連携のもとGOSAT-2を高度化した3号機の開発を進める。

4. 情報発信・衛星観測データの利活用支援

GOSATシリーズにより観測したデータを世界各国に普及するため、各国に向けた観測成果の情報発信、観測データの利用手引書や支援ツールの作成等、利活用の支援を実施する。

事業スキーム

委託対象：民間団体等
実施期間：平成18年度～

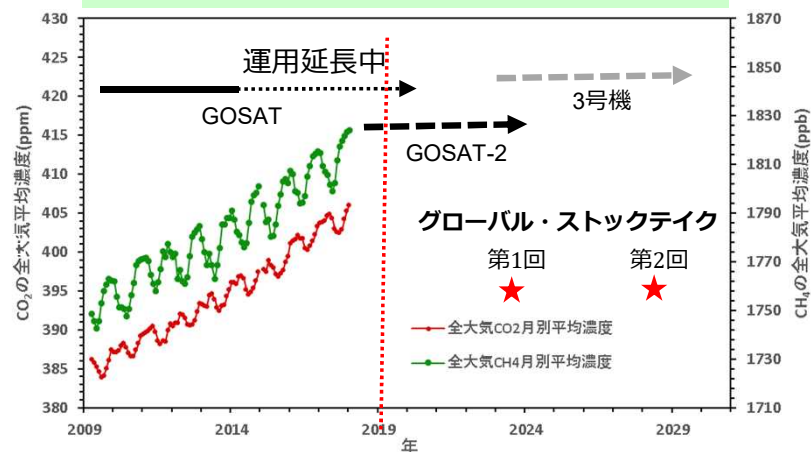
期待される効果

- 各地の濃度状況を定期的に情報発信することにより、地球温暖化対策とその効果に対する国内外の関心を高める。
- 各国が自らGOSATシリーズの観測データを活用することで、エネルギー起源GHG排出状況を把握・検証可能となり、排出量削減に向けた政策決定に貢献する。
- パリ協定に基づく世界各国のGHG排出量報告の透明性確保と世界全体での排出削減努力の進捗評価に貢献する。

GOSATシリーズは、地球大気全体の二酸化炭素およびメタンの濃度の継続把握および、パリ協定に基づく各国のGHGインベントリ報告の透明性の確保、ならびに大規模排出源の監視を目指します。



排出量検証に向けた技術高度化





生物多様性国家戦略推進費

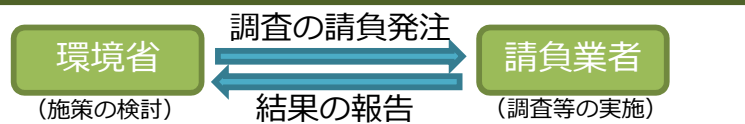
2019年度予算（案）
36百万円（36百万円）

自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室

背景・目的

平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成32年（2020年）に対象期間を終えることから、目標達成状況の最終評価、我が国の生物多様性の状況の総合評価を行うとともに、次期国際目標及び国家戦略の策定に向けた検討を行う。また、生態系を活用した気候変動への適応や防災・減災を進め、社会の強靱性（レジリエンス）向上を図る。

事業スキーム



事業概要

1. 国家戦略実施状況の点検・取組の加速
2. ポスト愛知目標及び次期生物多様性国家戦略の検討
3. 生態系を活用した手法による社会の強靱性の向上

期待される効果

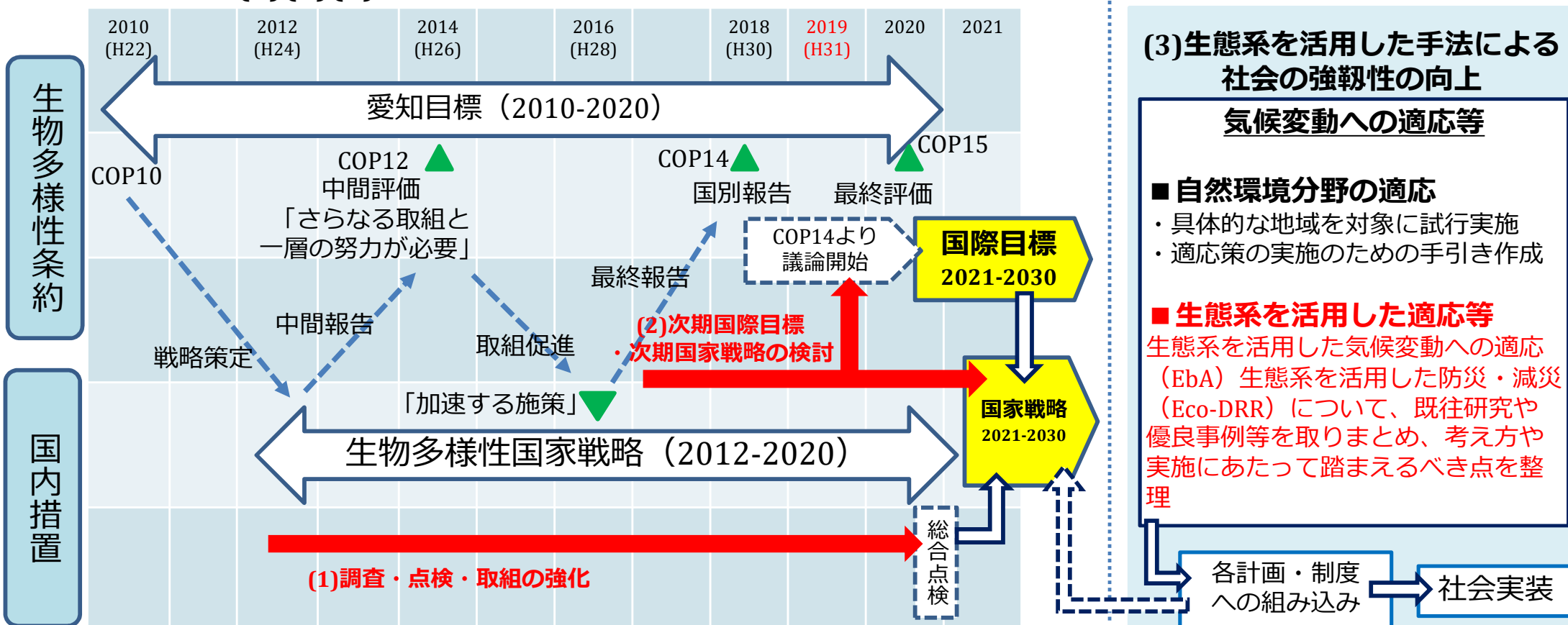
- 現状の的確な把握による課題抽出と、2020年以降の保全戦略の明確化による、生物多様性保全の取組の一層の充実・強化・加速
- 生物多様性保全と気候変動への適応の総合的解決

事業目的・概要等

(1)(2)(4) 生物多様性国家戦略の推進等

※赤字：2019年度の事業内容

イメージ





愛知目標の中間評価（2014年10月の生物多様性条約COP12で採択）
→現在の施策を続けるだけでは多くの目標達成が困難で、
主流化を始めとした追加的な対応が目標達成のために必須とされた。

主要な愛知目標・SDGsの達成に向けた検討

資源動員戦略

資源動員目標達成に向けた調査・分析
福利に着目した資源動員の促進

遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる
利益の公正かつ衡平な配分（ABS）

名古屋議定書国内措置の実施
ABS指針の実施

生物多様性・生態系サービスの価値の
国家勘定・企業会計等への算入

自然資本会計に関する検討・推進

条約関連会合
（2020年以降の新たな枠組み、保護地域、外来種等）

条約関連会合への
専門家派遣

日中韓生物多様性政策対話

日中韓の協力による
新たな枠組みに関する検討

愛知目標の達成に向けた国内の施策を加速化させるとともに、
2020年以降の新たな枠組みの検討に向け積極的に貢献

背景・目的

- 水銀に関する水俣条約（水俣条約）が平成29年8月に発効したことから、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく関連施策の適切な運用を図る。
- 水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、条約に規定されるガイダンス、有効性評価に資するモニタリングデータ等の水俣条約の運用体制の整備支援をするとともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援を行う。

事業目的・概要等

事業概要

○水銀汚染防止法施行経費

- 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源管理に関する報告制度の着実な運用及び情報分析等を行う。また、水銀に関するマテリアルフローをとりまとめ、2019年中に水俣条約第3回締約国会議（COP3）に提出する。さらに、特定水銀使用製品の製造等の禁止について着実な施行を担保するため、水銀含有実態調査を実施する。
- 水俣条約発効後5年以内に実施することとされている附属書の再検討に係る議論に対応するために必要な検討を行う。また、水俣条約締約国の最初の報告が2019年末とされていることから、必要な情報の取りまとめを行う。

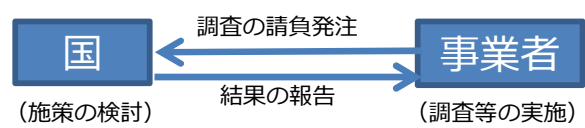
○水俣条約運用体制の整備支援

- 水銀対策先進国として、条約の技術ガイダンスや有効性評価枠組みの策定に係る議論を主導する。また、条約の有効性評価に資するモニタリングデータ等の収集・整備を進め、グローバルモニタリング計画への技術インプットを行うとともに、アジア太平洋地域においてデータ共有のネットワーク化を進める。

○我が国水銀対策手法の国際展開

- 途上国における水銀対策ニーズの調査結果をふまえ、日本企業との情報交換会開催、海外関係機関への働きかけ、技術の普及につながる各国法制度整備に向けた支援等を行う。実施においては、米国等の関係国及び関係国際機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

事業スキーム

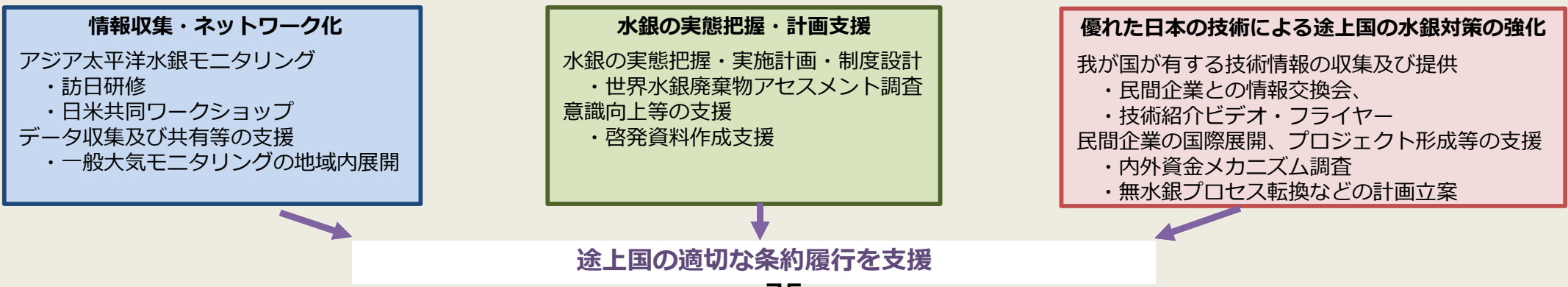


期待される効果

国内外の水銀対策を推進し、グローバルな「マーキュリー・ミニマム」の実現に貢献する。

水銀マイナsprogram（MINAS）

（これまでの成果事例）





2019年度予算（案）
（一般分） 12百万円(12百万円)
（特会分） 690百万円(690百万円)

地球環境局
低炭素社会推進室

背景・目的

- パリ協定・COP21決定において、各国は「貢献」（削減目標）の作成・提出・維持、削減目標の5年毎の提出・更新、削減目標は前進を示すこと等が規定。また、全ての国が長期の温室効果ガス低排出発展戦略を2020年までに策定・提出するよう努めるべきとされた。
- G7伊勢志摩サミット首脳宣言において、2020年の期限に十分に先立って長期の温室効果ガス低排出発展戦略を策定・提出することにコミットした。
- 平成28年5月13日に2030年度26%削減、2050年度80%を目指すとする地球温暖化対策計画も閣議決定され、目標達成に向けた対策・施策の着実な実施が求められている。

事業スキーム

委託対象：民間団体 実施期間：平成29～32年度(2020年度)

事業概要

(1) 我が国の「貢献」の更新・提出・前進のための経費

パリ協定で規定された削減目標の提出・更新に備え、再生可能エネルギーの導入拡大や交通・社会システムの低炭素化を始めとする目標達成のための対策・施策の検討、見直しを実施。

また、長期低炭素発展戦略の検討・策定状況も踏まえ、長期的視点を考慮して地球温暖化対策計画の見直しを実施。

(2) 長期低排出発展戦略策定及び推進経費

「長期大幅削減に向けた基本的考え方」（平成30年3月）を活かして、政府全体の長期低排出発展戦略を策定する。また、長期大幅削減に向けて着実に移行を進める仕組みについて検討する。

期待される効果

- 我が国の2030年度26%削減目標の更新・前進
- 長期低排出発展戦略の策定・提出

パリ協定 ・ 5年毎の「貢献」（削減目標）の提出・更新
・ 削減目標の前進
・ 長期の温室効果ガス低排出発展戦略の策定

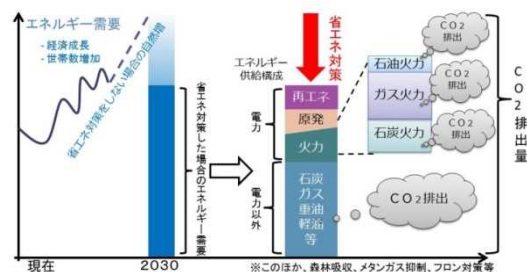
**地球温暖化
対策計画**

- ・温暖化対策計画の着実な実行
- ・温暖化対策の3年毎の見直し

(1) 我が国の「貢献」の更新・提出・前進のための経費

①削減目標達成のための
対策・施策検討費

NDCの提出・更新等・長期的視点からの地球温暖化対策計画見直しに向けて、削減目標達成のための対策・施策の検討や見直しを行う。



②再生可能エネルギーの最大限の導入

③社会・交通システムの低炭素化

（２）長期低排出発展戦略策定及び推進経費

政府全体の長期低排出発展戦略の検討に取り組み、2020年の期限に十分に先立った提出を目指す。
長期的視点から移行を進める仕組みを検討する。

＜長期低炭素発展戦略策定による効果＞

- パリ協定の長期目標及び今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスの達成のために不可欠
- 長期的に目指すべき社会像を提示することは民間企業や他国に対する社会の低炭素化に向けた力強いシグナル
- 国民・企業の行動喚起や内外の投資の呼び込み



地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

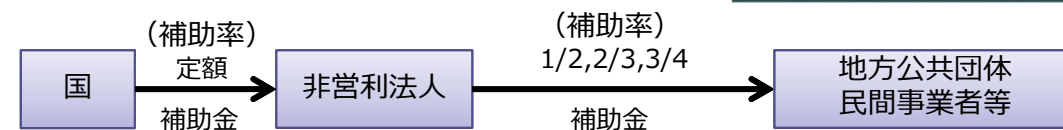
2019年度予算（案）3,400百万円（新規）
平成30年度第2号補正予算（案）21,000百万円

大臣官房環境計画課
地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

背景・目的

- 近年の豪雨・台風、地震等を踏まえ、地域の避難施設等では、災害時のエネルギー供給の確保が喫緊の課題となっている。
- 第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コジェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入すること（中略）で、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素化、資源循環で整合的な取組を推進する。」とされているところ。
- 本年9月の北海道胆振東部地震では、体育館等の避難施設に予め設置された太陽光発電設備と蓄電池から電力が供給され、避難住民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始に寄与。
- このため、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施する。

事業スキーム



事業目的・概要等

事業概要

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附属設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、蓄電池等を導入する事業

期待される効果

イメージ



自立・分散型エネルギーとして活用し、災害時でも避難施設等で照明・空調等を利用可能に（防災）

平時

平時の施設の運営に伴う温室効果ガス排出を抑制（CO2削減）



災害時にも活用できる再エネ設備等



再エネ



蓄エネ



高効率空調



コジェネレーション

公共施設 （避難施設、防災拠点等）



民間施設 （避難施設、物資供給拠点等）





再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業

2019年度予算（案）
5,000百万円（5,400百万円）

大臣官房環境計画課
ほか

背景・目的

2016年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間：平成28年度～32年度（2020年度）（最大5年間）



事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

期待される効果

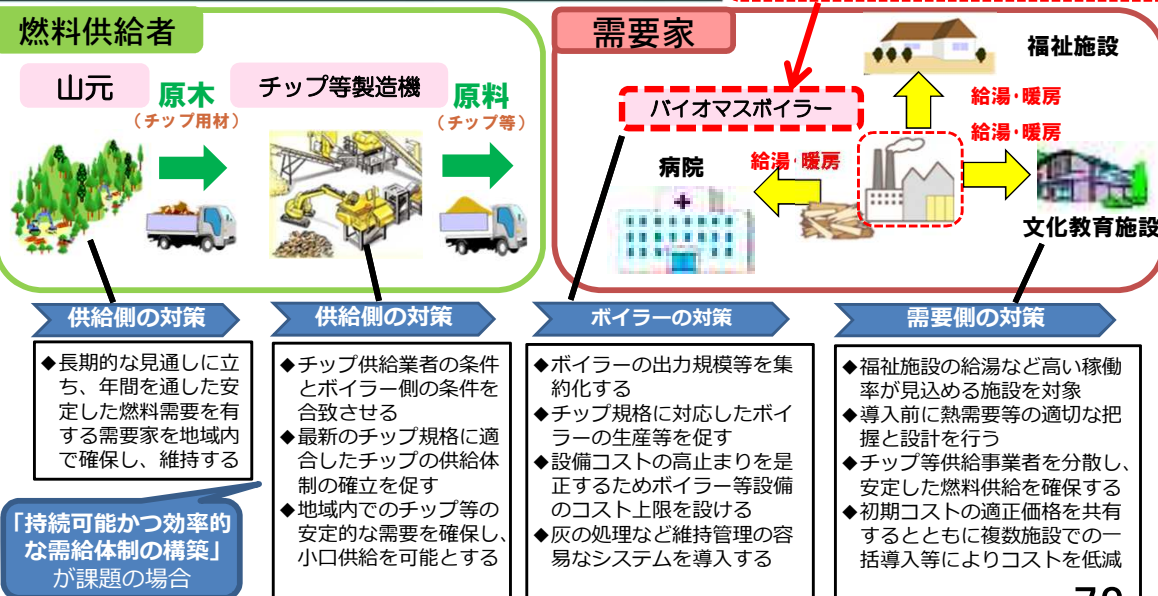
再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。

また、営農地における地域の実情に応じた、再生可能エネルギーの普及拡大を図るための方策が確立され、段階的なCO₂削減を図ることが可能となる。

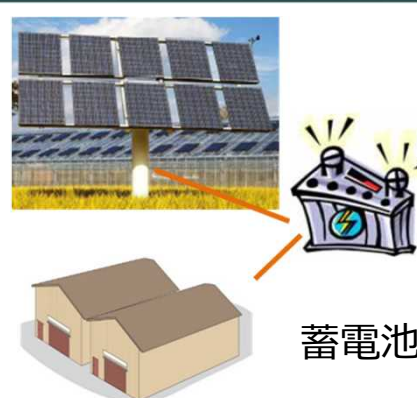
さらに、地域特性に応じた蓄エネ等技術の導入方策が確立され、段階的CO₂削減が可能となる。

事業イメージ（木質バイオマスの例）

設備補助対象は、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する設備と付帯設備

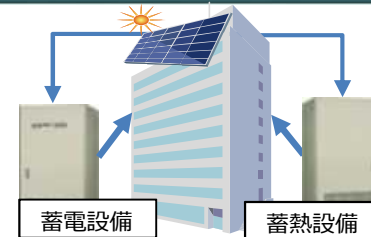


（営農前提の導入例）



農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への供給

（蓄エネ等の例）



（離島・海洋再生エネの例）





背景・目的

排出量の増加が顕著である業務部門と最大排出部門となっている産業部門における排出量の大幅削減を実現するには、先進的な設備導入支援及び費用効率性向上を促す仕組みや、更なる排出量削減に取り組む事業者の裾野拡大が必要。なお、低炭素社会実行計画では、設備の新設・更新時に“利用可能な最高水準の技術”を最大限導入することを前提に、2020年のCO2削減目標を設定することが掲げられている。

また、国内排出量取引制度の検討にあたっての実証として、参加者間で取引（売買）できる排出枠を付与して取引を可能とすることで、事業全体で着実なCO2排出量削減を実現するとともに、排出量取引に対する事業者の意識醸成、制度面での課題の整理、知見の蓄積を図る。

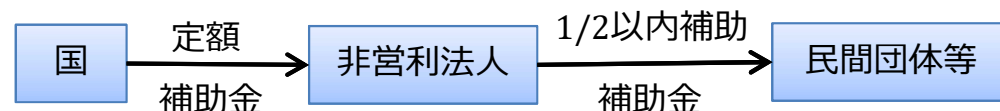
事業概要

- L2-Tech認証製品の導入、運用改善※等によりCO2削減目標を掲げ達成した事業者に対して設備導入費用の一部を補助（L2-Tech認証製品は1/2、それ以外の機器等は1/3）
- 削減約束量を上回る削減を達した場合、他の制度参加者へ売却できる排出枠を付与

- ※ ●L2-Tech認証製品の導入比率は製品価格ベースで50%以上
- 運用改善等による削減目標は全体の削減目標の10%以上

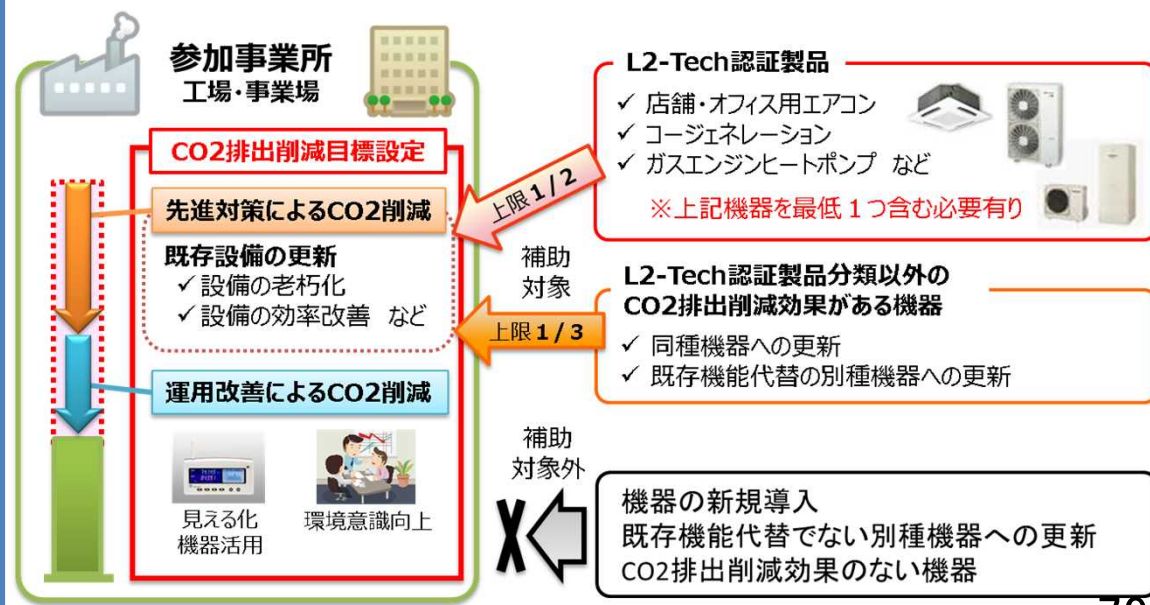
事業スキーム

実施期間：平成24年度～32年度（2020年度）

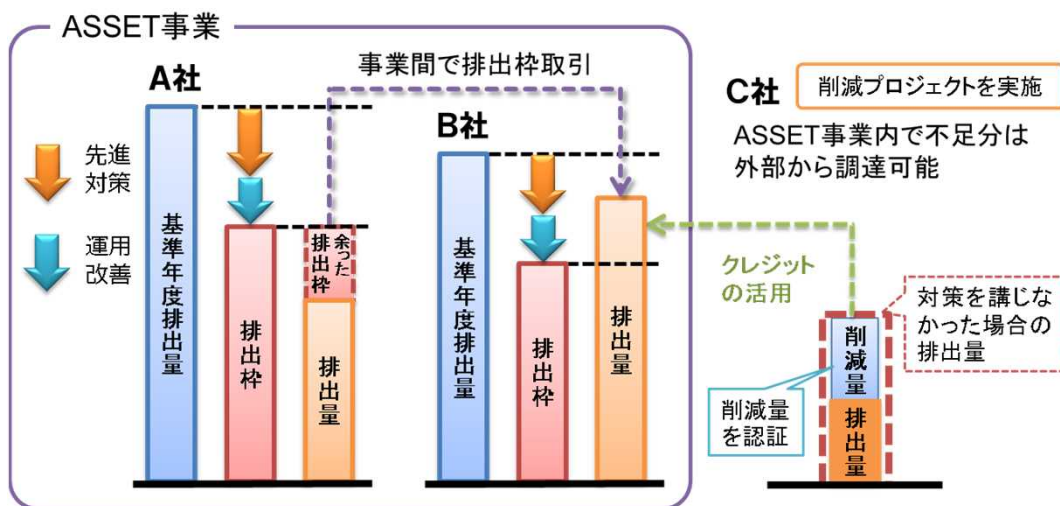


期待される効果

- L2-Tech認証製品の効果検証
- 先進対策と運用改善による大幅排出量削減
- 排出量取引に対する事業者の意識の醸成



排出枠取引イメージ





風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業

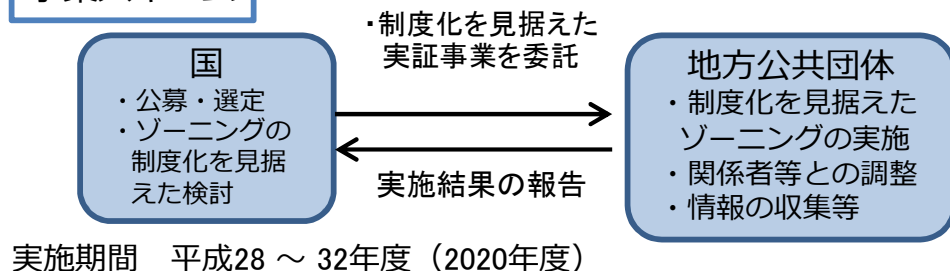
2019年度予算（案）
400百万円（400百万円）

大臣官房環境影響評価課
環境影響審査室

背景・目的

- 風力発電については、環境影響評価手続の迅速化が求められるとともに、特定の地域に事業が集中する状況にあり、環境影響への適切な対応が課題となっている。
- これらの課題に対応し、環境影響に適切に配慮した形での再生可能エネルギーを導入していくためには、地域の自然的条件・社会的条件を評価し、導入促進に向けた促進しうるエリアや環境保全を優先することが考えられるエリア等を設定するゾーニングが有効である。ゾーニングの効果を担保するためには、環境影響評価におけるゾーニングの制度化を見据えた検討が必要不可欠である。

事業スキーム



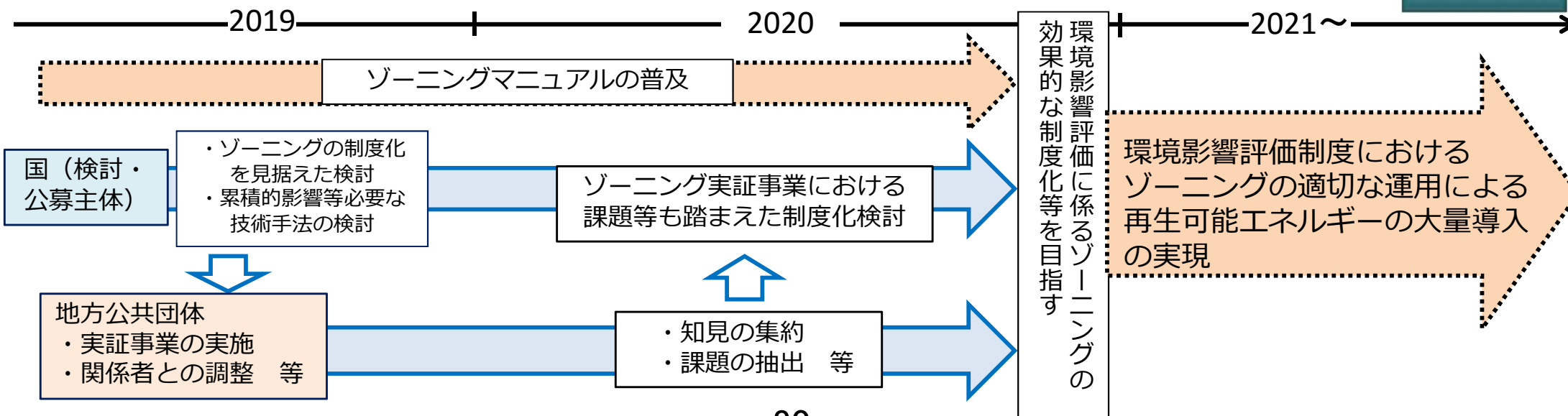
事業概要

- 実証事業におけるゾーニングの実践
平成30年度に採択した4地域程度の実証地域において、平成30年度中に更新版を公表予定である「ゾーニングマニュアル」等に基づき、制度化を見据えたゾーニングを実施する。必要に応じて、累積的影響の検討等を行う。また、「ゾーニングマニュアル」について、セミナー等による普及促進を図る。
- ゾーニングの制度化を見据えた検討
平成30年度まで実施したモデル事業の成果及び上記実証事業の状況等を踏まえ、環境影響評価制度におけるゾーニングの位置づけを含めた効果的な制度化の在り方に関する検討を行うとともに、必要に応じて累積的影響等技術的事項についても検討する。

期待される効果

- 効果的なゾーニング手法に関するマニュアルの普及促進を図るとともに、制度化を見据えた検討を進めることにより、環境影響に適切に配慮した形での風力発電の大量導入を促進する。

イメージ





環境に配慮した 再生可能エネルギー導入のための情報整備事業

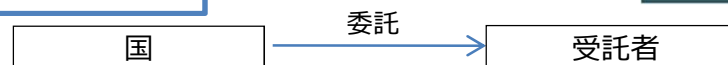
2019年度予算（案）
744百万円（800百万円）

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
大臣官房環境影響評価課、自然環境局自然環境計画課
野生生物課、生物多様性センター

背景・目的

- 環境に配慮した再エネの導入のために、事業者や地方公共団体等が、そのポテンシャルや環境に関する情報を正確に把握できるようにすることが必要不可欠。
- 特に、今後の拡大が期待される洋上風力発電については、一般海域における導入促進に向け「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」が平成30年11月に成立するなどルール作りが進められている。このような利用ルール等を適切に運用し、ポテンシャルの大きい海域で、自然環境や地域社会と調和させながら導入を促進するためには、海域の再エネポテンシャルや環境情報を正しく把握することが必要不可欠。
- このため、再エネ導入支援ツール等を搭載した情報発信サイトの構築を行い、公表することで再生可能エネルギーの計画的な導入を図る。また、環境基礎情報を収集したデータベースを整備することで、環境影響に配慮した形での再生可能エネルギーの円滑な導入に資する。

事業スキーム



事業概要

- (1) 再エネのポテンシャル等に関する情報発信サイトの構築
 - ・再生可能エネルギーのポテンシャル情報等の収集・整理
 - ・再エネ導入支援ツール等を掲載した情報発信サイトの構築・公表
- (2) 一般海域等における環境基礎情報の収集・データベースの整備
 - ・適切な環境配慮に必要となる基礎的な環境情報の収集・整理
 - ・一般的に利用可能となるようなデータベースとして整備・更新

期待される効果

- 地方公共団体による計画的な導入や事業者による個別事業の実施における環境配慮を促すとともに、地域における理解促進にも貢献し、事業のリスク低減を図る。
- これにより、環境配慮を確保した上での再エネの導入円滑化に資する。

事業目的・概要等

2019

2020

2021～

- (1) 再エネのポテンシャル等に関する情報発信サイトの構築
 - ・再エネポテンシャル情報等の収集・整理
 - ・再エネ導入支援ツールの等を掲載したサイトの構築

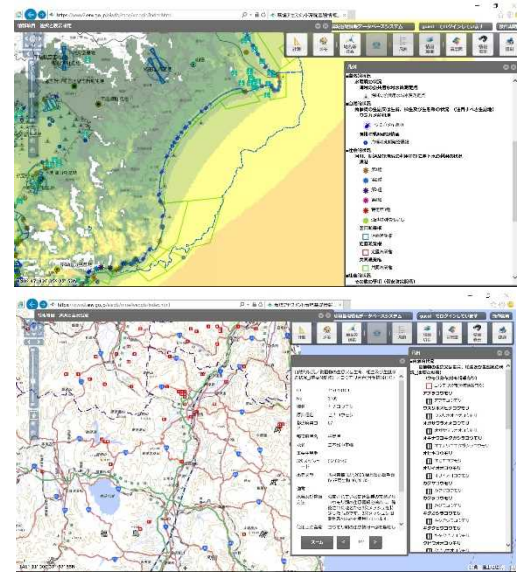
調査結果等得られた成果は逐次公表
必要に応じた情報等の更新

- (2) 一般海域等における環境基礎情報の収集・データベースの整備
 - ・環境配慮に必要となる基礎的な環境情報の収集・整理
 - ・一般的に利用可能なデータベースとして整備・更新

環境に配慮した再生可能エネルギーの
導入に資する情報提供

環境へ配慮
した再生可
能エネル
ギーの円滑
な導入

イメージ





背景・目的

- 環境影響評価制度については、第5次環境基本計画において、①将来的に環境影響評価法の対象となりうる事業について、環境保全の観点から必要な調査・検討を進め、必要な措置を講じる②環境影響評価の実施後においても報告書等を活用し、フォローアップに努める、と定められた。
- また、同計画において、日本の環境影響評価に関する知見を生かした諸外国への協力支援を行う、とも定められた。

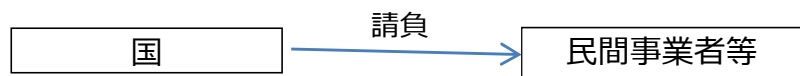
事業概要

- **環境影響評価制度の最適化に向けた調査・検討**
 - ・ 太陽光発電など、今後拡大が予想される事業に係る環境影響評価について、詳細な情報収集と分析を行い、必要な制度のあり方について検討を行う。
 - ・ また、環境影響評価法による石炭火力や風力発電に係る環境大臣の意見等に基づく事業計画の検討・進捗状況や事後調査の実施状況等をフォローアップするための情報収集・分析を行う。
- **環境アセスの国際展開**
 - ・ アジア各国の環境影響評価の改善に向け、我が国の経験・技術をアジアに展開し、環境保全と経済成長の両立に貢献する。

期待される効果

- 環境アセスメントの成果を着実に事業内容に反映させ、環境に適切に配慮した太陽光・風力等の再生可能エネルギー等の事業の円滑な導入が図られる。
- アジア各国の環境影響評価の改善を行うとともに、それらの情報収集を通じて、我が国事業者の国際展開を側面支援が図られる。

事業スキーム



イメージ

2019年度

2020年度

2021年度～→

太陽光発電などについて、詳細な情報収集と分析を行い、必要な調査・予測手法や環境保全対策について検討

アジア各国の環境アセスメント制度に係る情報の収集・整理、ネットワークの構築、我が国の経験・技術の共有、職員の人材育成





背景・目的

- 現在、業務用冷凍空調機器の冷媒には、主に特定フロン（HCFC）や代替フロン（HFC）が使用されているが、機器の使用時・廃棄時の排出量が大幅に増加しており、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅削減が必要。
- また、HCFCは2020年に製造が全廃予定であり、HCFC機器からの早期転換が必要。さらに、平成28年10月にモントリオール議定書が改正され規制対象にHFCが追加され、2036年までに85%分のHFCの生産及び消費の段階的削減が必要。
- そのような中、HCFCやHFCを代替する技術として省エネ型自然冷媒機器の技術があるものの、イニシャルコストが高いことから導入は限定的。
- 国内外の規制動向を受け、HCFC、HFCから自然冷媒への直接の転換が望まれる。仮に、自然冷媒への直接の転換が十分に行われない場合、将来的に脱フロン・低炭素化が遅滞するとともに、民間資金の二重投資になる恐れ。
- そのため、この機を捉え、省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、一足飛びで脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要。併せて、省エネ型自然冷媒機器の一定の需要を生み出すことで、機器メーカーの低価格化の努力を促進。
- 経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）及び未来投資戦略2018においても、「代替フロンに代わるグリーン冷媒技術の開発・導入・国際展開」に取り組む旨が記載されている。

事業概要

①先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助（74億円）

平成30年度～34年度（2022年度）

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗において、省エネ型自然冷媒機器の導入を補助する。



＜中央方式冷凍冷蔵機器＞



＜冷凍冷蔵ショーケース＞



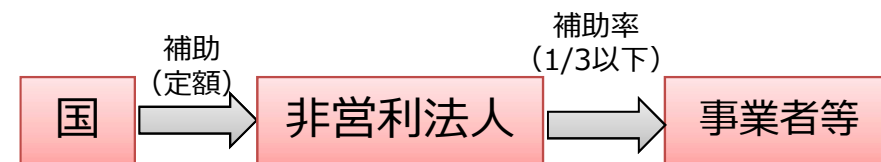
②再エネ電力活用推進のための冷凍冷蔵機器におけるエネルギー管理システム対応化調査検討委託事業（1億円）

平成30年度～31年度（2019年度）

2020年度の電力完全自由化に向けて、再エネ余剰電力の効率的活用が求められる中、倉庫等で設置されている冷凍冷蔵機器を活用したDR（デマンド・レスポンス）導入のための技術的・経済的課題について調査・検討を行い、ガイドラインを策定する。

事業スキーム

- ①【国からの補助】
補助事業者：非営利法人
補助率：定額
【非営利法人から事業実施者への補助】
間接補助事業者：民間事業者等
補助率：1/3以下
- ②委託対象：民間団体



（注）省エネ型自然冷媒機器

フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）をいう。）ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水、炭化水素等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの

期待される効果

- 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、物流分野全体のコールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進し、足腰の強い冷凍冷蔵物流を構築する。
- 省エネ型自然冷媒機器に一定の需要を生み出すことで、機器の低価格化がなされ、将来的な自立的導入につながる。今後、世界的に普及が見込まれる省エネ型自然冷媒機器の分野を我が国メーカーが牽引し、地球規模での環境対策に寄与するとともに、世界経済を牽引することが期待される。
- フロン排出抑制法の実施強化と相まって、フロン排出の大幅削減に寄与。
- 冷凍冷蔵倉庫を有する倉庫業等における再エネ余剰電力の有効活用に大きく寄与。



背景・目的

- ・CFC, HCFC等は、オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書や、国内担保法であるオゾン層保護法に基づき、オゾン層破壊物質以外への転換や監視・測定を継続する必要がある。
- ・また、CFCやHCFCの代替として使用されているHFC（代替フロン）は、オゾン層破壊効果はないが、高い地球温暖化効果（GWP）を有し、モントリオール議定書の対象物質に追加されたことから、HFCの監視・測定体制を強化するとともに、ノンフロン・低GWP化を加速する必要がある。
- ・さらに、これらCFC, HCFC, HFC（フロン類）について、フロン排出抑制法の着実な施行を通じ、冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類の使用時漏えい防止や廃棄時回収率向上等を図り、排出抑制対策をより一層推進する必要がある。
- ・また、気候変動枠組条約でHFCと並ぶ温室効果ガスであるPFC, SF₆, NF₃の排出抑制対策も必要である。

事業概要・事業スキーム

本事業において、フロン排出抑制法の運用、新たな制度検討や、監視・測定、国際取組等を行う。

- ①脱フロン社会構築推進費（220百万円／直接執行・委託・請負）
- ②オゾン層及びフロン類等状況評価検討費（31百万円／委託）
- ③フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討（7百万円／請負）

期待される効果

- ・フロン排出抑制法の円滑な施行や今後の新たな制度構築により、フロン類の排出量を大幅に削減し、我が国の地球温暖化対策目標の達成に貢献できる。
- ・オゾン層保護法に基づきオゾン層の状況等の監視を継続することで、世界全体のフロン類の削減に貢献できる。

イメージ

オゾン層破壊物質

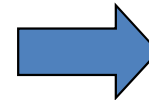
CFC, HCFC
オゾン層破壊効果 **有り**
地球温暖化効果 **有り**



転換

代替フロン

HFC
オゾン層破壊効果 **無し**
地球温暖化効果 **有り**



転換

ノンフロン

二酸化炭素、アンモニア等
オゾン層破壊効果 **無し**
地球温暖化効果 **僅少**



◎ フロン排出抑制法の確実かつ円滑な実施（排出抑制対策の徹底）

- ・第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者への立入検査
- ・フロン類の漏えい量の報告・公表制度の運用、システム改修
- ・フロン類対策の評価検証、漏えい実態調査、回収促進方策検討
- ・フロン排出抑制法の見直し等

◎ 新たな政策手法の検討

- ・新規対象物質（NF3等）の排出抑制対策の検討
- ・フロン類の削減に向けた経済的手法の検討

◎ 監視・測定（オゾン層保護法の施行）

- ・オゾン層破壊状況等の評価・公表
- ・フロン類等の濃度状況の監視・測定、議定書HFC改正を踏まえたHFCの測定・分析技術の検証

◎ 国際的取組・途上国支援

（二国間クレジット制度の構築等業務で措置）

◎ ノンフロン技術の普及加速化

（省エネ型のノンフロン技術の普及はエネルギー対策特別会計で措置）



中間貯蔵施設の整備等

2019年度予算（案）
208,127百万円（279,902百万円）

環境再生・資源循環局
環境再生施設整備担当参事官室

背景・目的

- ・福島県内では、除染に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生。現時点で、これらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- ・除染後の土壌等は、各地で仮置きされている状態であり、一刻も早くこれを解消する必要。
- ・福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設等について、引き続き地元の御理解を得ながら、整備等を着実に実施するため政府として全力を尽くす。

事業スキーム

国による整備

※施設の建設、除染土壌等の輸送等は民間事業者への請負工事で、管理運営等は中間貯蔵・環境安全事業(株)に委託して実施

事業概要

- (1) 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得 88億円
- (2) 中間貯蔵施設の建設、管理運営、除染土壌等の輸送等 1,889億円
- (3) 最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 103億円
- (4) 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 2億円

事業目的・概要等

期待される効果

中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。



受入・分別施設



土壌貯蔵施設

イメージ



背景・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計画の策定及び除染、除去土壌等の仮置場等での保管を実施し、面的除染は平成29年度に完了した。今後は、面的除染完了後の事後処理を実施する。

事業概要

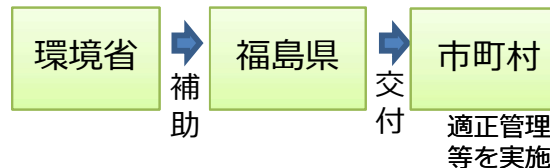
- (1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等
68,081百万円（73,274百万円）
〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ、里山再生モデル事業等〕
- (2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する財政措置
50,605百万円（47,938百万円）
〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ、里山再生モデル事業等〕

主な事業スキーム

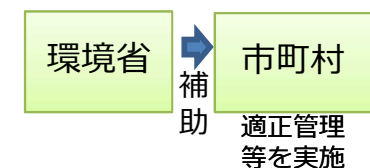
【除染特別地域】 国（環境省）が適正管理等を実施

【除染実施区域】

○福島県内



○福島県外

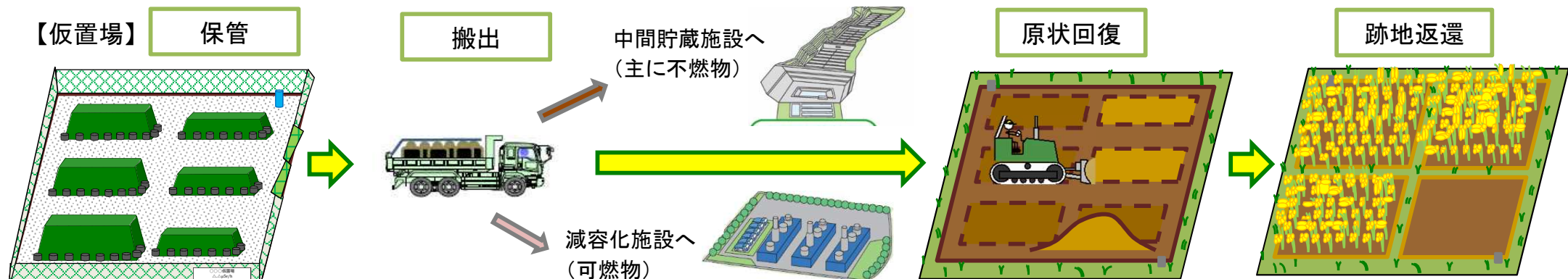


期待される効果

福島県を始めとする被災地への住民の帰還促進及び被災地での復興の本格化。

イメージ

仮置場での保管(適正管理)～搬出～原状回復～跡地返還までの流れ





事業目的・概要等

背景・目的

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域）の復興及び再生を推進するための計画の認定制度の創設を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が2017年5月に成立した。

同法律に基づき、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく必要な除染・廃棄物処理等の措置等を実施する。

事業概要

認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生に係る除染・廃棄物処理等事業（除染、家屋解体、廃棄物処理、減容化、調査等）

事業スキーム

直轄事業により実施

環境省



民間事業者

期待される効果

帰還困難区域における認定特定復興再生拠点区域の環境を整備し、復興及び再生を図る。

イメージ

各市町村が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成

内閣総理大臣が復興再生計画を認定

認定復興再生計画に基づく
除染・廃棄物処理事業等を実施

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】





放射性物質汚染廃棄物処理事業等

2019年度予算（案）
105,383百万円（145,542百万円）

環境再生・資源循環局
特定廃棄物対策担当参事官室

背景・目的

【背景】

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生。
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出。
- ③放射性物質が風によって広い地域に移動・拡散し、雨等により地表や建物、樹木等に降下。
- ④これが、生活ごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥等に付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生。

【目的】

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。

事業スキーム

【対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理】

国が直轄で処理を実施。

【農林業系廃棄物の処理、廃棄物処理施設モニタリング等】

国が市町村、民間団体に補助を実施。

期待される効果

放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。

事業概要

○対策地域内廃棄物の処理

300億円

- 汚染廃棄物対策地域の対策地域内廃棄物は、国が直轄で処理を行う。
- 対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理及び埋立処分等を行う。



檜葉町の仮置場内破碎選別設備



檜葉町の仮設焼却施設

○指定廃棄物の処理

359億円

- 放射性物質による汚染状態が基準（8千Bq/kg）を超え、環境大臣の指定を受けたもの（指定廃棄物）については国が直轄で処理を行う。
- 指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等の整備に向けた取組を推進する。

○特定廃棄物の埋立処分

340億円

- 既存管理型処分場を活用した福島県内の特定廃棄物の埋立処分を行う。

○農林業系廃棄物等の処理

50億円

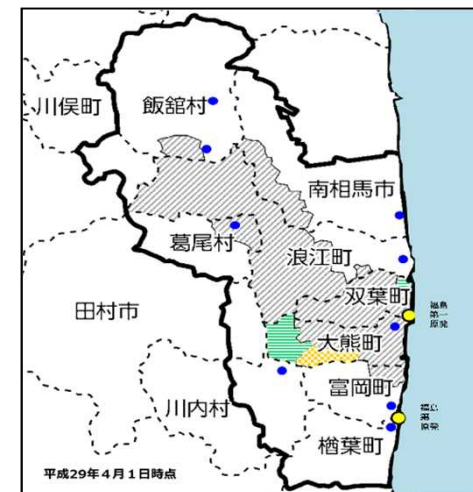
- 農林業系廃棄物処理等に要する費用を補助する。
- 補助対象者：市町村等 補助率：1／2

○廃棄物処理施設モニタリング等

5億円

- 特措法に基づく特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等の安全対策等に要する費用を補助する。
- 補助対象者：市町村等、民間団体 補助率：定額

汚染廃棄物対策地域の状況



- 仮設焼却施設（建設工事中、撤去済等を含む）
- 汚染廃棄物対策地域
- 避難指示解除準備区域
- 居住制限区域
- 帰還困難区域



飯館村蔵平地区
仮設焼却施設



農林業系廃棄物（稲わら、牧草等）



背景・目的

帰還困難区域における捕獲対策

住民避難により狩猟や有害鳥獣捕獲が困難なため平成25年度から捕獲を実施

- 捕獲強化への更なる住民の要望
- 避難12市町村鳥獣被害対策会議において、決められた「イノシシ排除のための広域緊急戦略」に基づき、避難指示区域内外の鳥獣対策と連携して実施



- 帰還困難区域内がイノシシの生息適地とならないよう、これまで被害があり、対策の要望があった市街地での捕獲だけではなく、河川敷や農地等も含め、帰還困難区域内の生息数の減少に向けて、30年度より捕獲対策を3倍増し、継続的な捕獲の強化に取り組む。



捕獲対策



一時埋設イノシシ等の処理



焼却処理

	H25	H26	H27	H28	H29
はこわな数	24基	40基	56基	61基	100基
のべわな数	1,783日	6,405日	9,881日	14,644日	20,732日
イノシシ捕獲数	204頭	381頭	286頭	588頭	758頭

※わなは、土地所有者の了解、イノシシの生息動向を踏まえて設置。
※平成28年度からはアライグマ・ハクビシンの捕獲も実施。

事業目的・概要等

事業概要

被害の軽減を図るため

- ・ 捕獲等の実施
- ・ 一時埋設イノシシ等の処理
- ・ 生息動向調査

事業スキーム

環境省（施策の検討）

請負発注



結果報告

請負事業者
（捕獲等の実施）

期待される効果

- ・ 区域内の鳥獣被害の軽減防止
- ・ 避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進

避難指示区域の概念図(2017年4月1日時点)



H31年度は、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村の帰還困難区域で実施。



背景・目的

- 東日本大震災から7年が経過し、廃棄物等の処理を通じた環境再生はもとより、被災地域の更なる復興に向け、地域創生・活性化につながる産業の創生や、それを契機とするまちと暮らしの活力創出が求められる新たなステージを迎えつつある。
- 資源循環から「環境再生、産業創生、まち・暮らし創生」を図りながら徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などの観点をビルトインした「復興×脱炭素まちづくり」を大胆に実行する。

事業目的・概要等

事業イメージ

「まち・暮らし創生」に 脱炭素・資源循環まちづくりの観点をビルトイン



事業概要

- 特に、「まち・暮らし創生」の視点に着目し、再エネの有効活用や脱炭素技術の導入推進、地域コミュニティの活性化、安全・安心の確保、高齢者対策等の事業実現性、課題の抽出等のFSを実施する。

事業スキーム

実施期間：平成30～32年度(2020年度)
委託対象：民間団体等

期待される効果

- 環境再生はもとより、資源循環や脱炭素化の視点にも着目したまちづくりを復興と併せて推進し、地方創生モデル及びイノベーション情報として国内外に発信（政府の「福島イノベーション・コースト構想」とも連携）。

まち・暮らしの創生に関わる多様なプロジェクトの発掘に向けたフィージビリティ・スタディーの実施・運営
モビリティ・住宅・農業等の様々な脱炭素技術を実現した場合の町全体のCO2削減効果の評価・検証
脱炭素化（交通、電熱融通などのAI制御）をパッケージに「まち・暮らし」の実現可能性評価

<プロジェクトのイメージ例>



「技術イノベーション」のみならず、「社会システムイノベーション」や
「ライフスタイルイノベーション」にも着目し、脱炭素化とのWin-Winの観点

- 脱炭素・資源循環分野における社会システムの評価・検証
- イノベーションコースト構想とも連携した官民一体の取組の場
- 国内の地方都市が抱える課題の処方箋としての地方創生モデルを被災地域から発信
- 世界が注目する福島からのイノベーション情報の発信



低炭素型廃棄物処理支援事業

2019年度予算(案)
2,000百万円(2,000百万円)

環境再生・資源循環局
廃棄物規制課
廃棄物適正処理推進課

背景・目的

- ① 廃棄物処理分野からのGHG排出量は我が国全体の排出量の約3%を占めており、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)においても廃棄物処理分野のさらなる低炭素化が求められている。また、第四次循環型社会形成推進基本計画等では、廃棄物処理システム全体の低炭素化の推進が掲げられている。
- ② 廃棄物処理施設は、社会に必要な施設であるにもかかわらず、一般的に迷惑施設として認識され、設置等が容易に進まない場合が多い。第5次環境基本計画等で掲げられた「地域循環共生圏」の創造に向け、廃棄物処理施設が地域インフラとしての地域貢献を進めるためにも、適正処理に加え、地域における廃棄物由来エネルギー等の利活用を一層推進する必要がある。
- ③ また、従来は有価物(燃料チップ・堆肥・敷材等)として流通していたもの(パーク(樹皮)等)が東日本大震災以降、原子力発電所の事故による放射性物質による汚染によりその流れが止まり、廃棄物として適正に処理する必要が生じるなど、新たな課題への解決も求められているところ。
- ④ 本事業ではCO2排出削減及び適正な循環的な利用をさらに推進する観点から、廃棄物処理事業者による低炭素型の廃棄物処理事業(例:廃棄物処理に伴って発生した熱を農業や漁業等の地域産業に有効活用する事業等)について、事業計画策定から設備導入までを包括的に支援し、①～④の課題の解決を目的とする。

事業概要

- ①事業計画策定支援
 - a 廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を支援
 - b 東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響により放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物由来エネルギーを有効利用する事業に係る事業計画の策定を支援
- ②低炭素型設備等導入支援
 - a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
 - b 廃棄物由来燃料製造施設(水素燃料化・メタン化・油化・RPF化等)
 - c 廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化
 - d 廃棄物由来バイオガスからの熱回収施設の設置

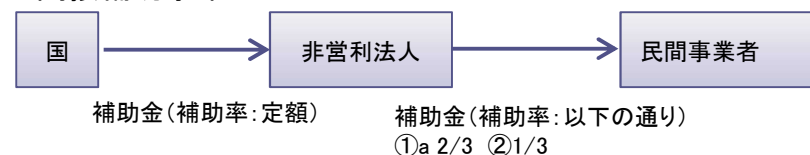
期待される効果

- ・廃棄物処理業における低炭素化を通じた地域の温暖化対策の推進(2020年度に223,703トン/年の二酸化炭素排出量を削減)
- ・廃棄物エネルギー利用や地域資源循環を通じた地域活性化
- ・国レベルでは達成出来ない地域資源を活かした資源循環と低炭素化の同時深掘り

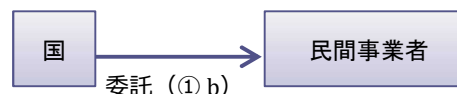
事業スキーム

事業期間:平成28年度～32年度(2020年度)

<間接補助事業>



<委託事業>

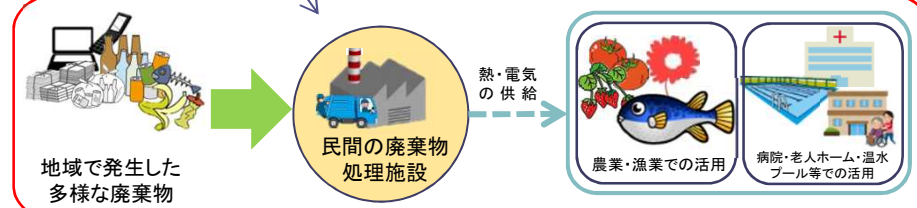


事業イメージ

○廃棄物処理業者による事業

①の補助・委託のイメージ

②の補助のイメージ





三陸復興国立公園等復興事業

2019年度予算（案）
939百万円（580百万円）

自然環境局
国立公園課、自然環境整備課

背景・目的

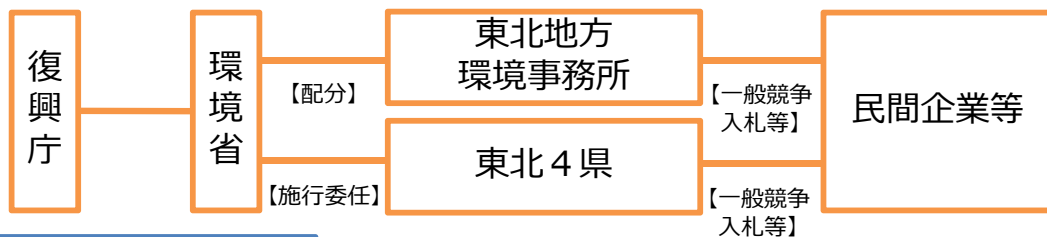
三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、平成25年に指定した三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点等における施設の整備を実施する。

事業概要

平成27年度までの集中復興期間において、被災した公園利用施設の復旧、観光地の再生と復興のための公園施設の整備を集中的に実施し、平成28年度からの復興・創生期間において、主に東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点及び全線統一標識を整備する。

- 事業実施箇所
- ・従前からの国立公園指定地域の集団施設地区、歩道、園地等
主な事業地 普代、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島
 - ・国立公園編入地域（青森県）の集団施設地区、歩道、園地等
主な事業地 種差海岸
 - ・国立公園編入地域（宮城県）の集団施設地区、歩道、園地等
主な事業地 戸倉、月浜、鮎川浜
 - ・東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）の利用拠点、全線統一標識

事業スキーム



期待される効果

東日本大震災により被災した公園利用施設の復旧・再整備や、観光拠点の利用再開を図ることで、地元雇用の創出や、自然の恵みを最大限に活用した地域の復興に寄与する。

事業目的・概要等

イメージ



公園編入地域（青森県）の
集団施設地区整備
（種差海岸
インフォメーションセンター）



トレイルセンター
（整備イメージ）



全線統一標識

- 三陸復興国立公園
- 国立公園編入予定区域（宮城県）
- 東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）
- 事業実施箇所（継続）



放射線健康管理・健康不安対策事業費

2019年度予算(案)
1,331百万円(1,300百万円)

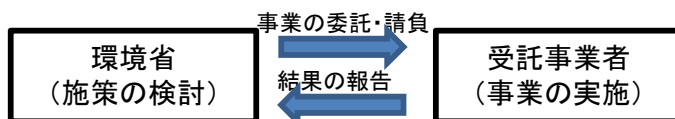
環境保健部
放射線健康管理担
当参事官室

事業目的・概要等

背景・目的・事業概要

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」(平成25年11月から平成26年12月まで計14回開催)において被ばく線量把握・評価、健康管理、医療に関する施策のあり方について議論され、中間取りまとめとして公表(平成26年12月)した。
- この中間取りまとめを踏まえ、「環境省の当面の施策の方向性」として、①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、②福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、④リスクコミュニケーション事業の継続・充実を掲げている。
- この「環境省の当面の施策の方向性」に基づき、被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査研究及び放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる支援等を行い、福島県の実施する県民健康調査を支援する。
- 平成29年12月にとりまとめられた「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」においても、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる取組を強化することが盛り込まれているとともに、避難指示区域の解除により多くの住民の帰還が予想されることから、帰還住民等の放射線の健康影響に対する不安解消のための支援体制の強化を図る必要がある。

事業スキーム

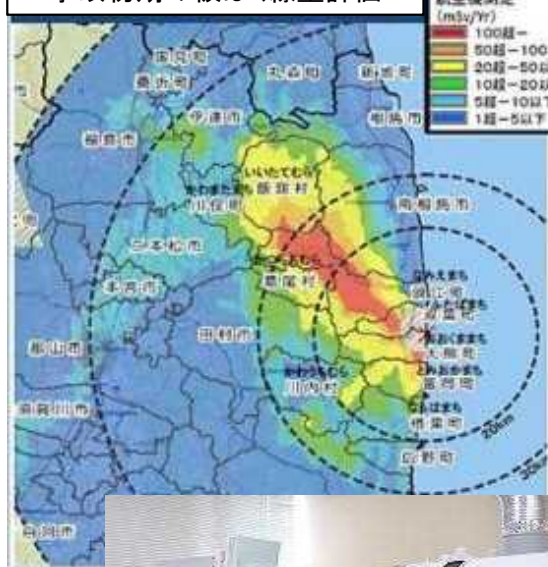


期待される効果

原子力被災者について適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図る。

イメージ

事故初期の被ばく線量評価



【調査研究(公募)】

- ① 放射線被ばくの線量評価等に関する研究
- ② 放射線による健康影響の解明等に関する研究
- ③ 放射線による健康不安対策の推進に関する研究
- ④ 福島県内外での疾病罹患動向の把握に関する調査研究等

【甲状腺検査の充実等】

- ・ 甲状腺検査に係る人材育成
- ・ 甲状腺検査実施機関の質的・量的な拡充支援

住民等の健康確保・不安解消

① 正確な情報の積極的な発信



② 自治体職員等への研修



リスクコミュニケーション事業の強化

③ 住民の理解増進



④ リスクコミュニケーション拠点活動等





地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進業務

2019年度予算（案）
22百万円（新規）

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

背景・目的

- 一般廃棄物処理は地域の生活環境保全及び公衆衛生向上の観点から必要不可欠。また、廃棄物処理施設は地域の廃棄物処理施設や資源循環を担う根幹的インフラ。
- 一方、廃棄物処理施設は一般的に迷惑施設として認識されており、地域住民の理解と協力の確保には地域の創意工夫による不断の取組が必要。
- 近年では、施設から発生する熱を高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能を具備する施設も存在。このような特徴を活かし、地域の社会インフラとしての機能を一層高め、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進していく必要。

事業概要

- 廃棄物処理施設を核とした地域振興策を計画している事例の調査分析、関係者との連携体制のあり方検討
- 施設整備に当たって必要となる調整方法や連携手法をとりまとめたガイドンス作成、自治体職員向け研修会等の開催による周知

⇒ 地方公共団体による地域に多面的価値を創出する施設の整備を促進

事業スキーム

環境省
(施策の検討・地方公共団体への周知)



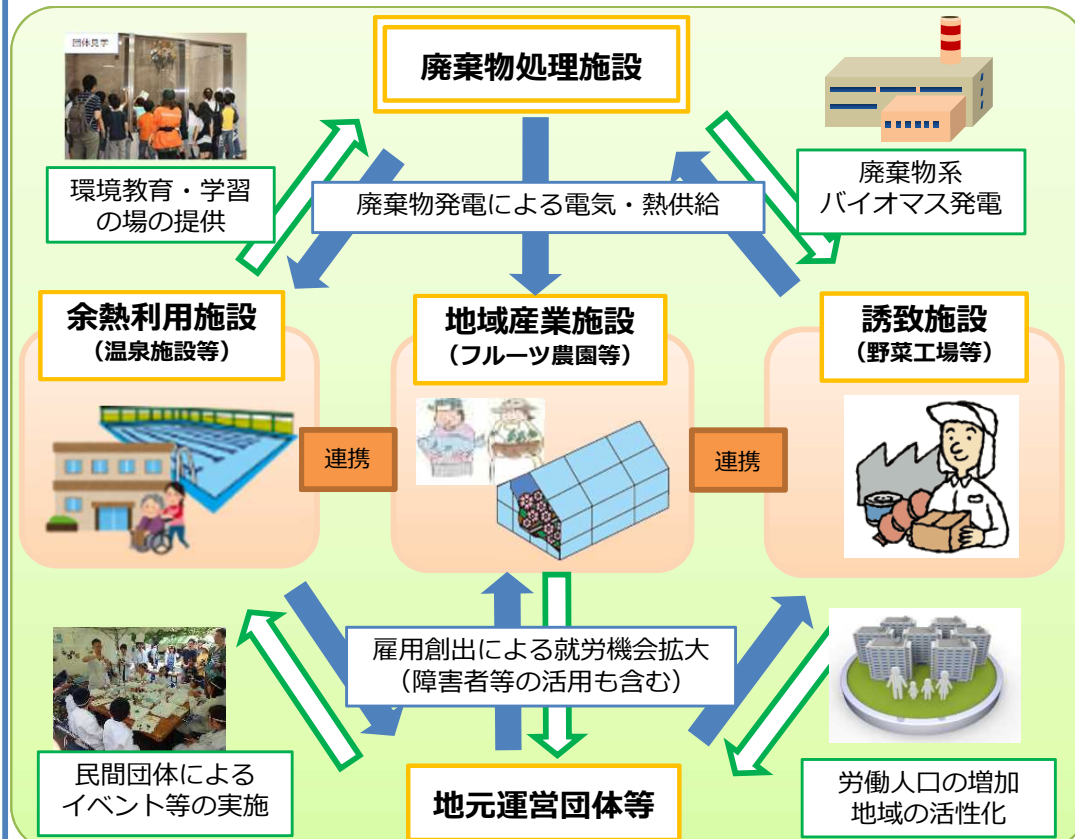
請負事業者
(調査の実施、研修会の開催等)

期待される効果

- 地域への多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備の推進による地球温暖化対策、災害対策、地域へのエネルギー供給、環境教育・環境学習、雇用創出・産業誘致、経済活性化等

イメージ

＜地域への多面的価値創出の例＞



地域の核となる廃棄物処理施設整備の推進



事業目的・概要等

背景・目的

- 我が国では、物品ごとの実態に即して各種のリサイクルプロセスが構築されており、着実に成果を上げてきた。
- しかし、似たような組成の製品であっても、複数制度に跨がることによって、排出者にとって排出の仕方が分かりにくく、不便であること、リサイクラーにとって技術、ノウハウの共有が不十分であること、メーカーにとって再生材の規格化・安定供給に支障が出ること等の問題が指摘されている。
- このため、これまで各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）ごとに分かれていた予算を統合し、各種制度の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」と呼ばれる我が国の資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

事業概要

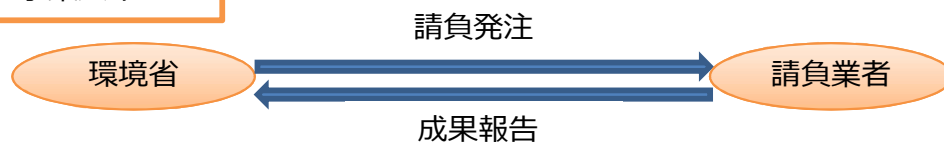
I. リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- 横断的リサイクルの効率化
- 紙おむつ等のバイオマス素材に着目したリサイクルの高度化

II 各種リサイクル制度の特性を活かした取組

- 家電／小電等回収率向上に向けた自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓
- 違法な廃棄物回収業者対策
- 建設廃棄物リサイクルの実態把握・需給バランス調査
- 自動車3Rの推進・質の向上／次世代自動車・素材多様化への対応等
- 太陽光発電設備のリサイクルシステム構築に向けた対応

事業スキーム



イメージ

環境配慮設計



期待される効果

- 再資源化量の増大と資源の確保
- 循環産業の育成・国際競争力強化
- 効率的リサイクルによる国民負担の減少



背景・目的

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことのできないインフラとなっている。また、産業廃棄物の収集運搬・処分に関わる業自体が広い意味でのインフラであり、その社会的位置づけは年々重くなっている。しかしながら、依然として市民からは迷惑施設として認識されており、その施設の立地に当たっては周辺住民からの反対を受けがちであるのが現状である。

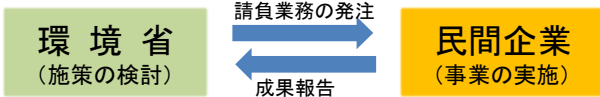
他方、産業廃棄物処理業者の中には、地域社会と連携しつつ、地域の雇用創出、地域経済の発展、地域循環圏の構築等に貢献している者も徐々に出てきており、こうした動きを促進することが産業廃棄物処理業の社会的地位を向上させ、また、必要な施設の立地を促進し、さらには循環型社会の構築を進める上で重要となっている。

さらに、「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」や「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」などにおいても、産業廃棄物処理業がこれまで以上に社会からの信頼を得、かつ社会からの要請に応えることができる「環境産業」へと転換するための一層の取組が求められている。同時に、産業廃棄物のグリーン成長を促進していく必要がある。

事業概要

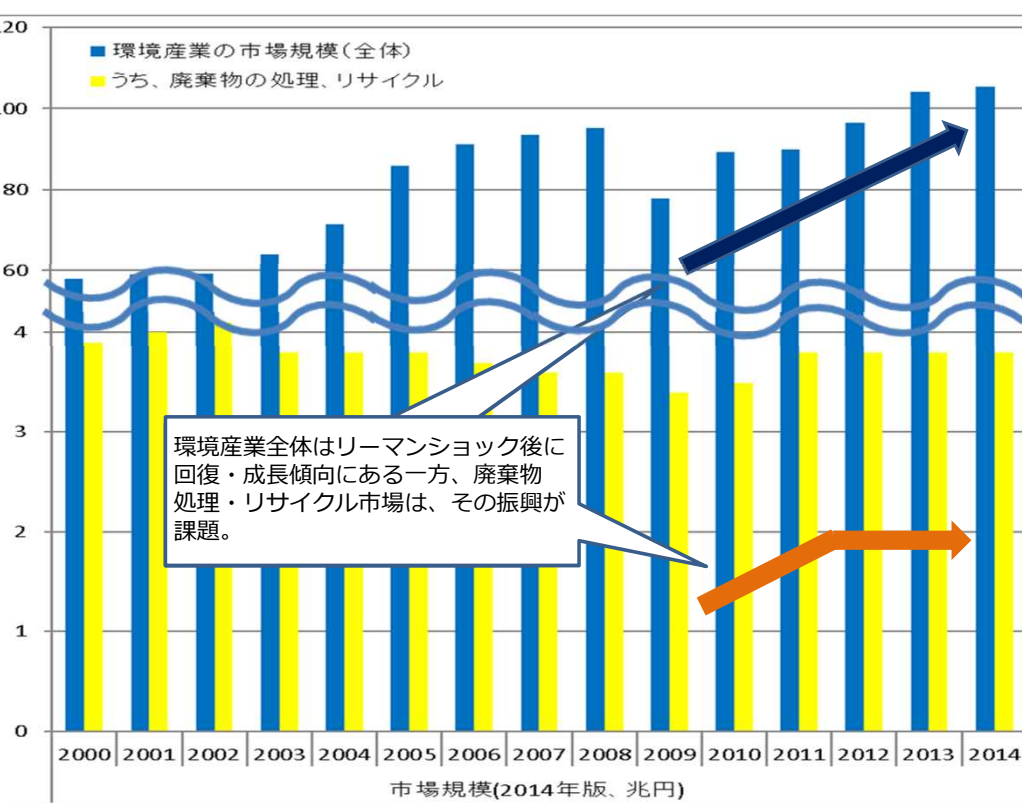
地域社会に貢献できる産業への転換や国際展開等を含めた産業廃棄物処理業の支援策の検討

事業スキーム



期待される効果

- ・ 産業廃棄物処理業のグリーン成長
- ・ 高度化・優良化
- ・ 地方創生
- ・ 循環型社会の形成
- ・ 地球温暖化対策



	H27	H28	H29	H30	2019
産業廃棄物処理ビジネスの振興策支援					
産業廃棄物処理業の付加価値の検討					
低炭素型産業廃棄物処理のポテンシャルの検討・BAT/BEPリストの作成					
マニフェスト等産業廃棄物処理に係る情報の更なる活用に向けた検討					
食品残さ等を扱う優良な産廃処理業者の育成					
排出事業者と産業廃棄物処理業者とのマッチングを通じた3Rの推進					
海外展開の促進					
産業廃棄物処理業の経営戦略作成支援					
地域社会に貢献できる産業への転換支援					
担い手の確保及び技術労働者の育成支援					
地域の魅力創出への貢献策の検討					
優良産廃処理業者の更なる育成のための検討等					
優良産廃処理業者の更なる育成のための検討等					
産業廃棄物処理振興ビジョンの策定					
産業廃棄物処理振興ビジョンの策定					



希少種保護推進費

2019年度予算（案）
760百万円（686百万円）

自然環境局
野生生物課希少種保全推進室

イメージ



■環境省レッドリスト等の作成・更新

- ・野生生物の現状を把握する基礎資料としてレッドリストを作成・更新
- ・最新のレッドリスト2018は2018年5月に公表

■2020年までに国内希少種300種追加※を目指して指定加速

※2013年種の保存法改正時の衆参附帯決議で求められた取組

- ・2018年3月までに171種を新規指定し、現在国内希少種は259種
- ・2018～2020年の3か年の間に残り129種を追加する必要
- ・さらに、2017年の種の保存法改正時の衆参附帯決議では2030年度までに国内希少種を合計700種とすることが求められている

各指定種の状況等に応じ、様々な保全対策を実施

■保護増殖事業の実施

- ・保護増殖を図る優先度が特に高い種が対象（タンチョウ、ミヤコタナゴ、ウミガラス等）

■野生復帰を目指した順化特別事業の実施

- ・トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナ、ライチョウ等

■生息地等保護区の管理の実施

- ・巡回、生息状況把握調査、新規候補地の調査等

■地域関係者等との連携による保全体制構築・注目種の調査

- ・地域主体の活動構築に向けた関係者との調整、人材育成研修等
- ・カワウソ等注目種の生息状況把握及び保全対策の検討

■奄美大島・徳之島でのノネコ対策

- ・世界遺産候補地の価値であるアマミノクロウサギ等の保全

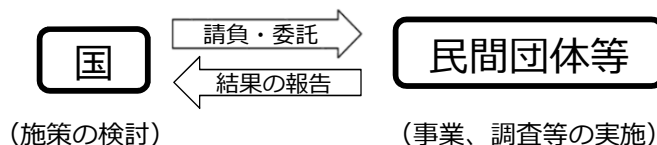


事業目的・概要等

背景・目的

生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、絶滅危惧種保全の推進に向けた基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」が平成26年4月に策定された。また、平成29年度には、種の保存法が抜本的に改正され、国内希少野生動植物種指定や動植物園等との連携のための制度が新たに創設され、平成30年6月に施行されたところ。これらに基づき、種指定を促進し、保護増殖事業の実施、生息地等保護区の指定等の取組みを通じて、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存を図る。

事業スキーム



事業概要

- ・レッドリストの作成・更新、国内希少野生動植物種の追加指定の検討及び生息域外保全の方針検討等（希少野生動植物種保存推進費）
- ・種の保存法に基づく保護増殖事業の実施（特定野生生物保護対策費）及び生息地等保護区の管理の実施（希少野生動植物種生息地等保護区管理費）
- ・トキやツシマヤマネコ等の野生復帰の推進（希少野生動物野生順化特別事業費）
- ・地域関係者等と連携した保全のための体制構築、注目種の調査等（希少野生動植物種保全活動費等）
- ・奄美大島、徳之島等における希少種保全のためのノネコ対策（希少種保全のためのノネコ対策事業費）

期待される効果

絶滅危惧種の個体数の減少を防止し、又は回復を図ることにより、種の絶滅を回避し、良好な自然環境を保全する。

我が国の野生生物の絶滅を回避



背景・目的

「自然共生社会の実現」に向けて、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・保全に取り組み、SATOYAMAイニシアティブに賛同した政府、NGO、学術研究機関、企業、国際機関等51団体が、COP10の期間に「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」を設立した。

国内外の二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・保全と、それを通じた生物多様性の保全を推進するため、IPSI運営を支援することによりSATOYAMAイニシアティブを推進する。

事業概要

- ・国際パートナーシップの運営
- ・国内外の取組事例の収集・分析
- ・メンバー等の能力開発
- ・情報発信

期待される効果

二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・保全、それを通じた生物多様性の保全の推進

⇒愛知目標及び2030アジェンダ（SDGs）の達成に貢献
⇒ポスト愛知目標への貢献、自然共生社会の実現

事業目的・概要等

イメージ

○国際パートナーシップの運営

定例会合・運営委員会等を開催し、運営方針を決定、成果を共有。メンバー数は220団体に増加。

○国内外の取組事例の収集・分析

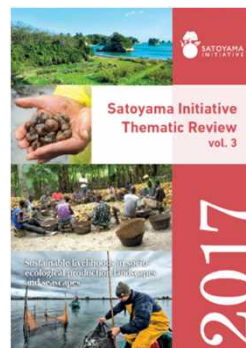
メンバー自身や関係プロジェクトの取組事例を分析し、知見を蓄積。

○メンバー等の能力開発

SATOYAMA保全支援メカニズムや、GEFとの連携事業等の実践的事業の実施を通じて、関係者の能力を向上。

○情報発信

イベントの開催、ウェブサイトの運営、レポートの発行等により、メンバーや各国政府、研究者、国際機関等に情報を発信。





背景・目的

- 2019年公表予定のIPBESの地球規模評価は、愛知目標の評価とポスト愛知目標の策定の科学的根拠になるなど、IPBESの活動は生物多様性の保全に関する国際的動向の基礎となる。
- 2018年3月のIPBES総会において、新たに自然とその恵みの価値評価、野生種の持続可能な利用及び侵略的外来種に関する評価の開始を決定。これらを含むIPBESの成果物に対し日本の知見を反映し、国際合意や各国施策の策定に貢献するためには、IPBESの運営に参加することが必要。
- GBIFにより集積・公開された生物多様性データは、IPBESによる科学的評価や、CBDのクリアリングハウスメカニズムの重要な情報。また、世界的に拡がりを見せるオープンサイエンスの基盤として、新たな知見の創出にも貢献。これらの取組を推進するためには、GBIFの運営に参加することが必要。

事業概要

- ① IPBESの活動実施及び運営
IPBESによる総会開催、体制整備、技術支援機関の運営等
- ② GBIFの活動実施及び運営
GBIFによる理事会開催、データ集積、能力開発等

期待される効果

- IPBESの成果物(評価報告書等)が作業計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表される。
- GBIFのデータベースの運用が適切に実施され、生物多様性情報が登録され、利用可能な状態で公表される。

生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、科学を政策に反映させる必要性

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)



4つの機能が活動の柱:

- 科学的評価(シナリオ、報告書作成)
- 能力養成(科学と政策の強化)
- 知見生成(情報収集)
- 政策立案支援(効果的な政策提案)

生物多様性版IPCC

作業計画(2014-)

- ・ 世界4地域別評価
- ・ テーマ別評価(土地劣化と再生、侵略的外来種、等)
- ・ 地球規模評価の公表等

愛知目標等の達成状況評価

ポスト愛知目標等の策定

IPBESの活動を促進し、科学と政策のつながりを強化

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する
国際合意・各国施策の策定に貢献

地球規模生物多様性情報機構(GBIF)

標本データ

観測データ

地球規模での生物多様性情報の集積



GBIF
Global Biodiversity
Information Facility

生物多様性
情報基盤

生物多様性情報の利用

IPBES CBD FAO WHO
GEO-BON IUCN

生物多様性情報の集積・共有・
自由なアクセスと利用の促進

新たな知見の創出、
環境政策の意思決定への利用



里地里山及び湿地における絶滅危惧種 分布重要地域抽出調査費

2019年度予算（案）
33百万円（19百万円）

自然環境局 自然環境計画課
生物多様性センター

背景・目的

環境省では「重要里地里山」や「重要湿地」を選定し、それらの普及・啓発に取り組んできたところである。一方、平成29年5月に「種の保存法」が改正され、二次的自然に生息する種を対象とした特定第二種国内希少野生動植物種制度が新設された。

本事業では、多くの絶滅危惧種が分布する里地里山・湿地において効率的・効果的に絶滅危惧種の生息地の保護を進めていくために、重要里地里山・重要湿地において昆虫類・両生類・魚類等の分布情報を拡充するとともに、個々の種ではなく複数の種が集中的に分布する地域（絶滅危惧種分布重要地域）を抽出することにより、自然再生等の保全対策の取組や生息地等保護区指定検討等の基礎資料としての活用を図る。

なお、調査手法が捕獲に限られていた淡水魚類について、環境DNA分析技術を標準化し、分布情報を収集することで、絶滅危惧種分布重要地域抽出の加速を図るとともに、一般に普及させることで、地域の保全団体による自立的な保全活動を促進する。

また、環境アセスメントにおいては、より効率的な調査に向けた技術開発や手続の迅速化が求められている。同技術の標準化・一般化により、環境アセスメントにおける生物調査の調査コストの大幅な低減及び調査期間の短縮化が見込まれる。

事業スキーム



事業概要

(1)～(3) [計画課] 18百万円
(4)～(6) [多様C] 15百万円

- (1)絶滅危惧種分布重要地域抽出手法検討会を設置・運営し、絶滅危惧種分布重要地域抽出方法等について専門家の助言を受ける。
- (2)重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種情報の拡充（淡水魚類調査については環境DNA技術を用いて調査を行う。）
- (3)絶滅危惧種分布重要地域の抽出
- (4)淡水魚類を特定するためのDNA情報のデータベース化
- (5)環境DNA分析技術のマニュアル作成（環境DNA学会との共同）
- (6)環境DNA分析技術の普及・一般化のための人材育成及び調査体制構築

期待される効果

- ・重要里地里山及び重要湿地に種の情報を拡充して分析を行い、絶滅危惧種が集中的に分布する絶滅危惧種分布重要地域を抽出する。
- ・拡充した情報や絶滅危惧種分布重要地域に基づき、自然再生等の保全対策の取組や生息地等保護区指定検討等が効果的・効率的に実施される。
- ・環境DNA分析技術を用いた簡易かつ正確な種の分布情報の把握により、科学的根拠に基づいた希少種保全施策を加速する。
- ・環境DNA分析技術の標準化・一般化により、環境アセスメントにおける生物調査のコスト低減、期間の短縮化、精度の向上を図る。

二次的自然等に
多くの絶滅危惧種が分布

重要里地里山 (500地区)



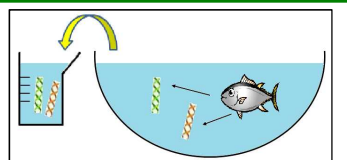
重要湿地 (633地区)



専門家等による検討会
において調査・抽出方
法について助言



・既存文献調査
モリタサト1000
自然環境保全基礎調査
レッドデータブック等
・有識者ヒアリング



環境DNA技術による淡水魚類調査、同技術の標準化等

重要里地里山・湿地における
絶滅危惧種の分布情報の拡充

	ア種	イ種	ウ種	エ種	カ種	キ種	ク種
里地里山A	○	○		○	○	○	
湿地B			○				○
里地里山C	○						○
湿地D			○	○	○	○	

絶滅危惧種が集中的に分布する
絶滅危惧種分布重要地域を抽出

里地里山A 湿地D

環境DNA分析技術を用いた
淡水魚類調査方法の普及・一般化

イメージ

生物多様性減少リスク管理の強化

- ・自然再生等による効率的・効果的な保全対策の実施
- ・生息地等保護区 及び国内希少野生動植物種の選定に向けた基礎資料
- ・外来種対策の強化・効率化
- ・科学的基盤の継続的な維持・強化

環境アセスメントにおける生物調査のコスト低減・迅速化

- ・調査コストの低減、期間の短縮化
- ・捕獲が困難な種の正確な情報把握



特定外来生物防除等推進事業

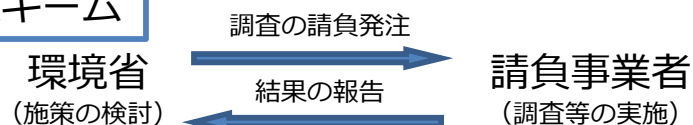
2019年度予算（案）
574百万円（522百万円）

自然環境局
野生生物課外来生物対策室

背景・目的

本来有する移動能力を超えて人為により海外から導入される外来生物の増加により、持ち込まれた地域の生態系等に被害が生じ、我が国の生物多様性損失の大きな要因となっている。これらの被害を防止するため、外来生物の防除を実施することが必要。

事業スキーム



事業目的・概要等

事業概要

我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物のうち、以下の3つの観点から優先度の高いものについて、防除（駆除など）を実施する。

① 特定外来生物防除直轄事業

世界自然遺産候補地等の生物多様性保全上重要な地域における防除

② 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業

最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築
平成29年に国内初確認されたヒアリ調査の実施

③ 広域分布外来生物対策強化促進事業

分布まん延期の外来生物の情報収集、共有など、関係機関との連携強化等

イメージ

侵入

監視

侵入初期等緊急防除

優先地域・種

特定外来生物防除

全国に分布が拡大
(まん延期)

広域分布対策



ツマアカスズメバチ



オオバナミズキンバイ



マングース



オオクチバス



アライグマ

未定着種
未侵入種

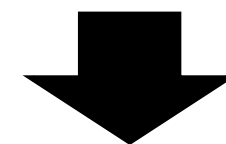
早期発見

ヒアリ



期待される効果

外来生物の防除実施により、外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下



希少種・生態系が回復するなど、我が国の生物多様性の保全を達成



対策困難外来種防除計画策定調査費

2019年度予算(案)
41百万円(39百万円)

自然環境局
野生生物課外来生物対策室

背景・目的

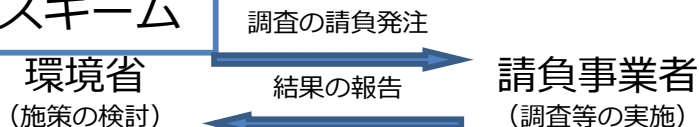
外来種の中には、国内で蔓延又はその恐れのあるものの、様々な背景により外来生物法に基づく飼養等の規制が困難な種が存在する。例えば、広く一般家庭で飼育されており指定により放逐が増大する、交雑個体が多くいるが肉眼で見分けがつかず、規制をかけることにより法の適正な執行に混乱を生ずる、等である。また、H28～30年度にこのような特徴をもつアカミミガメをモデルに検討を行ったが、同種の駆除に伴いアメリカザリガニが増加する等、同じ場所で複数の外来種が生息する場合、ある種を駆除すると他の種が勢いを増す等、単純な対応では固有の生態系を維持できないことが指摘された(種間相互作用)。これらの種について生息状況や影響等の把握、種間相互作用を加味した防除手法の確立、交雑種の判定手法の確立が必要である。また、遺棄防止対策等を含めた総合的な対策の対応が必要である。



事業概要

- 全国における対策困難外来種の飼養や流通状況、野外の生息実態や生態系影響等の状況把握を行い、工夫されたワナやかい掘り等古くからの知恵も利用し、効果的な防除のために必要な基礎情報を収集する。
- 外来生物の駆除による生態系の変化の状況の把握を行い、種間相互作用を踏まえた防除方法の確立に必要な技術的情報を収集する。
- これらをもとに、3地域程度代表的な生息地を設定し、防除手法及びその後の処理方法・体制等の検討のためモデル事業を実施する。
- 肉眼では判別の難しい交雑種について判別手法を確立し、法制度上の取扱い方について検討する。

業務スキーム



期待される効果

既に被害を受けている生態系を本来の生態系へと回復させ、我が国の生物多様性を保全する

イメージ

対策困難外来種の生息状況・生態系影響評価

生態系の種間相互作用を踏まえた防除手法の確立

交雑種の判別方法及び取扱い方法の検討



チュウゴク
オオサンショウウオ
神戸大学HP



日光浴ワナ



自然環境等区分を踏まえたモデル事業の実施

国民、ペット業者への普及啓発方法の検討

国、地方自治体、市民団体等の役割分担に応じた全国展開



背景・目的

日本には世界の人々を魅了する豊かな自然が多数存在

国立公園等の自然や自然に根ざした地域の文化は、観光資源等として極めて高い価値を有している。

日本の自然を活かし、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化。

事業目的・概要等

イメージ

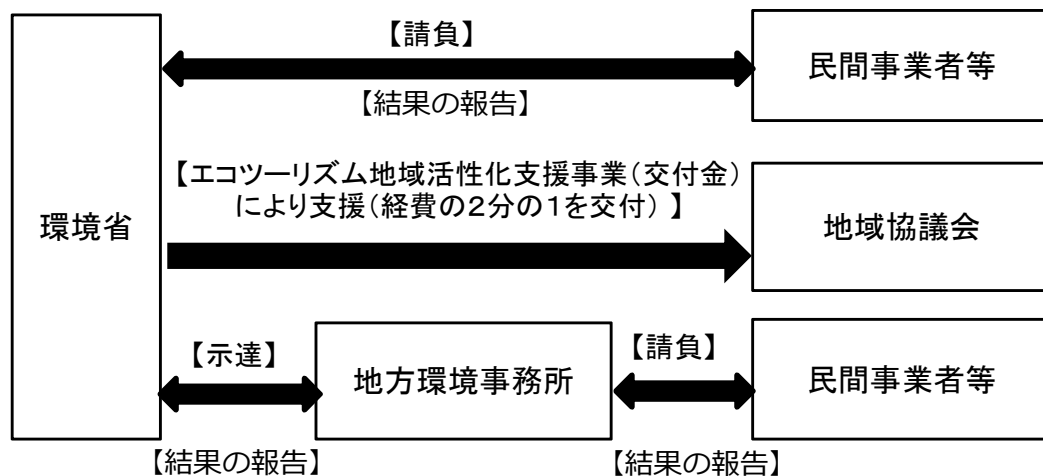


我が国は、観光資源等としてポテンシャルの高い豊かな自然を多数有する

事業概要

- ①エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制等における地域連携の強化と運営管理の抜本的向上
- ②子どもの自然体験活動の推進体制強化
- ③国立公園等における質の高い保護管理

事業スキーム



期待される効果

国立公園等の自然資源を保全し、これを活かした地域づくりに寄与することで、地方経済の活性化や地方の雇用機会を創出する。

魅力さをさらに引きだすプログラム等を実施

① 国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制強化や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



② 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。



③ 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



国立公園等の利用者増による地域の活性化及び雇用機会創出



PCB廃棄物の適正な処理の推進等

2019年度予算（案）5,820百万円（6,336百万円）
平成30年度第2次補正予算（案）2,322百万円

環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル
廃棄物処理推進室

事業目的・概要等

事業概要

- ① 地方自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行い、調査の効率化、早期化を図る。
- ② あらゆる広報の活用及び周知の徹底により、保管事業者等に対して早期処理を促す。
- ③ 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図るとともに、全体像の把握等に関する検討を行う。
- ④ PCB廃棄物処理基金を(独)環境保全再生機構に造成し、PCB使用製品製造者と協調した行政代執行に係る地方自治体の負担軽減のための支援費用の積立を行う。
- ⑤ JESCOの処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を行う。
- ⑥ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

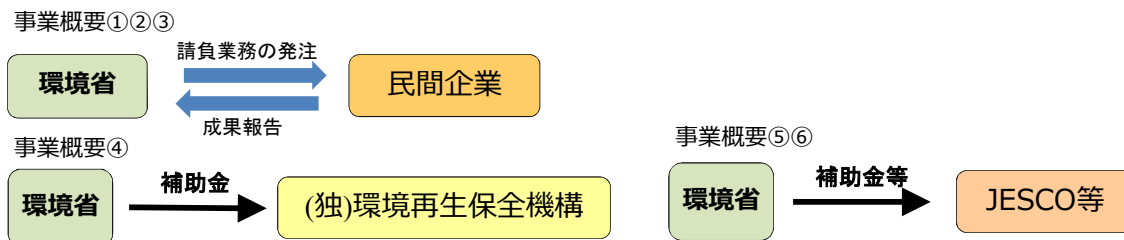
期待される効果

- PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の推進、期限内処理の達成
- PCB廃棄物処理施設の安全性の確保、地元住民の安全・安心の確保

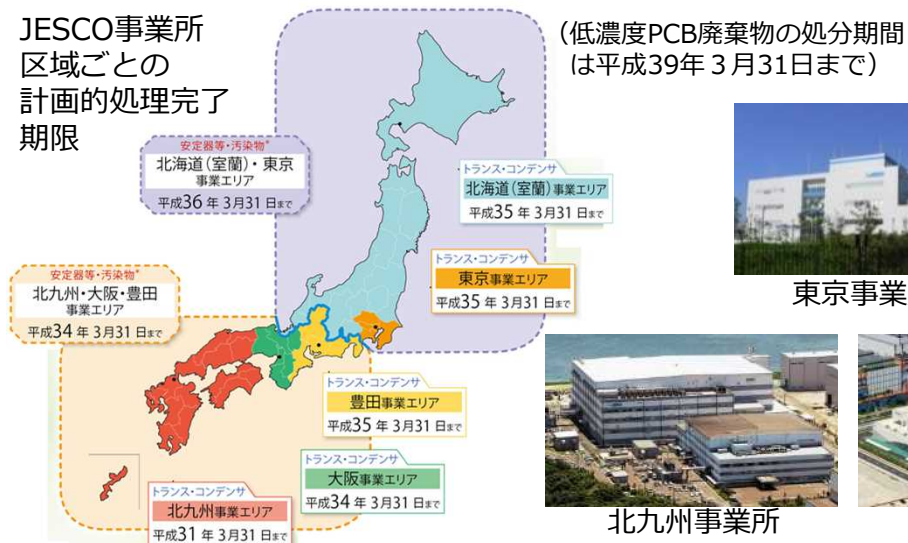
背景・目的

- PCB特措法（平成13年施行）に基づき、国が中心となってPCB処理施設を整備。
- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）による全国5箇所のPCB処理施設の期限を延長。この際、地元自治体の受入条件として、「期限の再延長はしない」ことを約束。
- 約束した期限を確実に達成するため、平成28年8月に改正PCB特措法が施行され、約束した期限の1年前までに保管事業者に対しJESCOへの処分委託を義務付け。
- PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の推進のため、地方自治体による高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査の加速化、地方自治体による行政処分への支援、安全性を確保するための処理施設の補修、更新等が必要。
- 低濃度PCB廃棄物については、処理促進のための処理施設の充実・多様化に加えて、全体像の把握等が必要。

事業スキーム



JESCO事業所 区域ごとの 計画的処理完了 期限



東京事業所



北海道(室蘭)事業所



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所

PCB廃棄物の例



変圧器



コンデンサー



照明器具の安定器

イメージ



豊かさを実感できる海の再生事業

2019年度予算（案）
118百万円（109百万円）

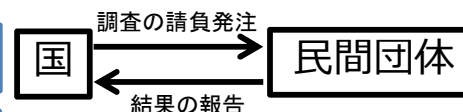
水・大気環境局
水環境課閉鎖性海域対策室

背景・目的

- 瀬戸内海等の閉鎖性海域では、水質は全体として改善傾向であるが、一部海域では依然として赤潮や貧酸素水塊等の問題が発生するなど、湾・瀬ごとの課題に応じた施策が求められている。
- 水質の保全に加え、栄養塩類の適切な管理、生物生息場として重要な藻場・干潟等の保全・再生、気候変動による影響把握等の重要性が指摘されている。
- 平成27年の『瀬戸内海環境保全特別措置法』の改正及び法に基づく『瀬戸内海環境保全基本計画』の変更により、「豊かな海」を目指した施策を推進していくこととされた。また、改正法附則において、栄養塩類と水産資源の関係について調査研究を行い管理の在り方について検討を行うことが盛り込まれた。

新たな課題に対応した調査・検討が必要！

事業スキーム



事業概要

1. 水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討
2. 藻場・干潟分布状況調査等
3. 気候変動による影響評価及び適応策の検討等

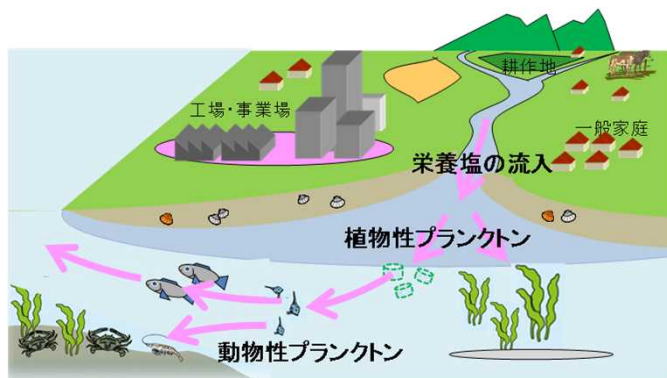
期待される効果

瀬戸内海等の閉鎖性海域を対象として、科学的な知見に基づき各種調査・検討等を行い、適切な海域の管理方策の在り方を取りまとめるとともに、「豊かな海」に向けた各種取組を促進する。

事業目的・概要等

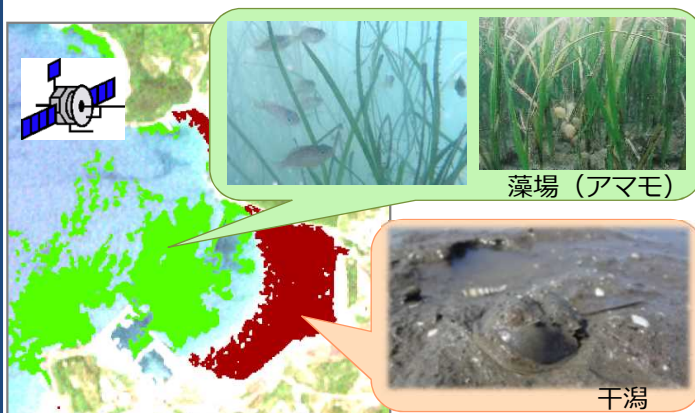
イメージ

1. 水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討



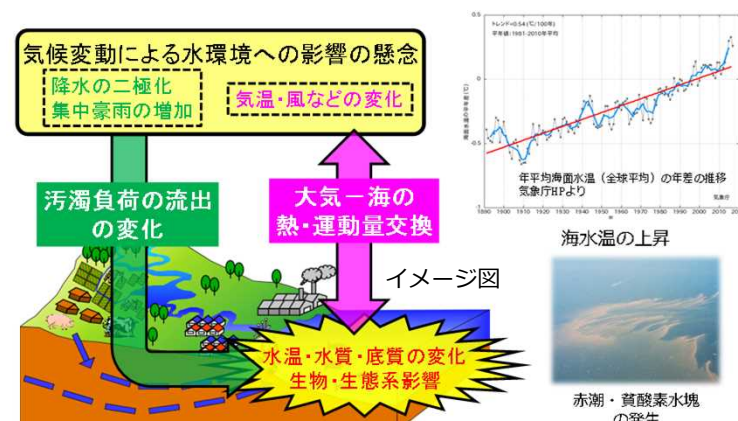
- ・ 湾・瀬ごとの水環境の変化状況や底質・底生生物調査の結果等について分析・評価
- ・ 水環境と生物多様性・生物生産性の関係に係る検討

2. 藻場・干潟分布状況調査等



- ・ 水質浄化機能を有し、生物生息場として重要な藻場・干潟の分布を、衛星画像を用いた解析手法により調査

3. 気候変動による影響把握及び適応策の検討等



- ・ 水質（栄養塩類等）や生物多様性・生物生産性に対する気候変動の影響評価
- ・ 影響を踏まえた適応策の検討

「豊かな海」の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現



背景・目的

琵琶湖では、これまでの水質保全対策によって、湖への流入負荷量は減少傾向にあるものの、環境基準であるCODの高止まり、アオコの発生、水草の大量繁茂や在来魚介類の減少等といった問題が依然として発生している。

また、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が平成27年9月に公布、施行され、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることが求められている。

このため、主務大臣が策定する琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(28年4月21日策定)、滋賀県が策定する琵琶湖保全再生計画(29年3月30日策定)等を勘案しつつ、総合的かつ効果的に関連施策を推進することにより、琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生を図る。

事業概要

水質だけでなく生態系を含めた現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業（モデル事業）による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。

- (1) 水質及び生態系に関する現状把握
- (2) 水質及び生態系モデルによる影響要因や影響度の分析・評価
- (3) 環境修復実証事業（モデル事業）による改善効果の検証
- (4) 効果的な湖辺の環境修復対策等の検討
- (5) 適切な管理のあり方の検討に資する成果の取りまとめ

事業スキーム

- ・琵琶湖の水質及び生態系の保全・再生対策調査（請負）
- ・環境修復実証事業（地方公共団体委託）

期待される効果

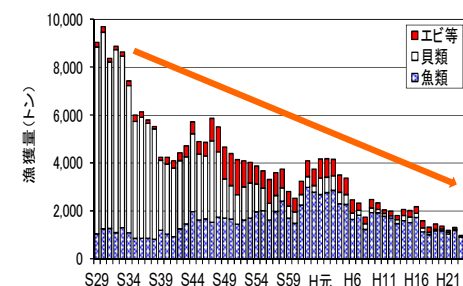
- ・琵琶湖の水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生の推進。
- ・琵琶湖における施策の成果を発信することにより、全国湖沼の保全及び再生に寄与。

事業目的・概要等

現状と課題

琵琶湖では以下の課題がある

- ・流入負荷量は減少傾向にあるものの、CODは高止まり
- ・アオコの発生
- ・水草の大量繁茂
- ・在来魚介類の減少（右図）



事業内容

水質及び生態系に関する現状、モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業による効果検証等により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う

○ 琵琶湖の水質及び生態系の保全・再生対策調査

- ・水質及び生態系に関する現状把握
- ・水質及び生態系モデルによる影響要因や影響度の分析・評価
- ・効果的な湖辺の環境修復対策等の検討 など

○ 環境修復実証事業

- ・環境修復実証事業（モデル事業）による改善効果の検証
H29～ 水草の除去等による湖辺域の機能改善
H30～ 河川からの良好な土砂の供給による底質及び水質改善



連携

※その他琵琶湖に関連する施策
水質の汚濁の防止及び改善のための調査研究(継続)等

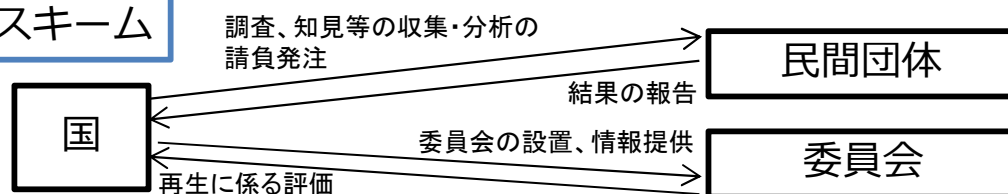
琵琶湖の健全で恵み豊かな湖沼の保全及び再生の実現



背景・目的

- 近年、有明海・八代海等において二枚貝の漁獲減少、赤潮の発生による養殖魚類の被害等の問題が生じている
 - 平成29年3月、有明海・八代海等総合調査評価委員会※（以下「委員会」）の報告で再生方策が示されたが、科学的に明らかにならなかった点も多く残され、今後の調査・研究開発の課題が具体的に示された
 - 平成30年に、委員会報告を踏まえ、有明海・八代海等再生特別措置法に基づく基本方針に、新たな再生方策等の具体的取組を盛り込む
 - 関係地域からは、継続的に、委員会で問題の原因究明や再生方策の提言を行うよう要望が寄せられている
- こうした状況を踏まえ、委員会の再生に係る評価を支援するため、環境省に設置された委員会の運営、必要な調査や知見収集・分析を着実に実施する

事業スキーム



事業概要

- (1)有明海・八代海等の再生評価の支援
 - ①水環境特性と生物の生息状況との関係に係る分析
 - ②水環境観測データ等の蓄積・分析
- (2)委員会の運営

期待される効果

- ・委員会報告で示された今後の調査・研究開発の課題を踏まえ、必要な調査や知見の収集・整理、再生方策の実施状況の整理を行い、得られた情報を多角的に分析し、委員会へ情報提供
- ・委員会からの要求事項に的確に対応

※ 有明海・八代海等総合調査評価委員会
「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき環境省に設置。国及び関係県が特別措置法により行う総合的な調査の結果に基づき、有明海及び八代海等の再生に係る評価を行う。

現状

- 有明海・八代海等における問題の発生
二枚貝の漁獲量の減少、赤潮の発生による養殖魚類の被害やノリへの影響等
- 委員会報告で「今後の調査・研究開発の課題」が具体的に示された

「国（関係省庁）及び関係県は、有明海・八代海等の環境保全・改善や水産資源の回復等のための調査実施」

- 【環境省】
- 水環境特性と生物の生息状況との関係に係る分析
 - ・水産資源と水環境特性との関係に関する調査
 - ・水環境の再生等に関する調査
 - 水環境観測データ等の蓄積・分析
 - ・底質、ベントス、貧酸素水塊等のデータ蓄積・分析
- 評価のための科学的根拠を収集・整理して提供

提供

有明海・八代海等 総合調査評価委員会



再生に係る評価を継続的に実施

- 有明海・八代海等の海域環境や水産資源に係る問題点とその原因・要因を検討
- 再生方策の提言
- 再生方策の実施状況のフォローアップ

提示

再生方策の実施



- 貴重な自然環境
- 水産資源の回復

再生の実現



背景

- 石綿は国内において製造・輸入禁止(平成18年)
しかし、今後石綿を使用した建築物が老朽化に伴い解体が増加する見込み。
- アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(平成17年)
 - ・ 環境省では、建築物の解体現場周辺における実測調査を引き続き実施することが必要。
- 中環審の中間答申(平成25年2月)、
大防法改正の参議院附帯決議(平成25年6月)
 - ・ 今後の課題として、特定建築材料以外の石綿含有建材(以下「レベル3」という。)を除去する時の飛散防止対策、リスクコミュニケーションの増進、事前調査結果の信頼性確保等。
- 大防法が改正(平成25年6月)され規制強化（施行：平成26年6月）
 - ・ 解体工事の事前調査義務化、立入検査対象の拡大等。
- 総務省の行政評価・監視の勧告(平成28年5月)
 - ・ 解体時の事前調査の適正な実施の確保、敷地境界等での測定義務付けに係る技術的な課題の早急な検討、レベル3建材除去の実態把握と所要の措置、災害時に備えた対策内容の周知徹底と対策強化等を講ずる必要がある。

事業の目的

- 石綿による大気汚染状況を、国民に対し情報提供。
- 解体等作業の適正化が推進され、石綿飛散防止対策が充実。
- 事前調査の方法やレベル3建材を除去する時の飛散防止対策などに課題について検討



石綿の飛散防止対策の更なる強化のあり方を整理

事業スキーム

請負（民間）

期待される効果

石綿による大気汚染状況を、国民に対し情報提供。
解体等作業の適正化が推進され、石綿飛散防止対策が充実。

事業内容

(1) アスベスト濃度モニタリング事業

今後、石綿を使用した建築物の解体が増加することから、引き続き、建築物解体現場、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染の状況及び傾向を把握する。

(2) 建築物の解体等における石綿の飛散防止対策検討調査

ア アスベスト飛散防止対策の総合的な検討

改正大防法施行から間もなく5年となることを見据え、事前調査の方法やレベル3建材を除去するときの飛散防止などについて検討を行い、石綿の飛散防止の更なる強化のあり方を整理するとともに、解体等工事での適切な施工を確保するとともに、制度改正に合わせてマニュアルを整備するため、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」等の改訂に向けた事例収集、検討等を行う。

また、現行の大防法では規制されていないレベル3建材は、多種多様であるとともに、多くの建築物で使用されていることを踏まえ、除去する時の石綿の飛散防止対策のあり方について2019年度も引き続き事例収集や検討を行い、石綿の飛散防止の更なる強化のあり方を整理するとともに、レベル3建材除去時のマニュアルを作成する。

イ 事前調査等の石綿飛散防止対策やリスクコミュニケーションに関する技術講習会・説明会

都道府県等による解体現場への効果的・効率的な立ち入り検査に資するため、事前調査や石綿漏えい監視等に関する技術講習会を行うとともに、ガイドラインに基づく事業者による周辺住民へのリスクコミュニケーションの実施促進に向けた説明会を行う。また、行政評価・監視の結果に基づく勧告を踏まえ、自治体における効果的な取組事例の収集及び周知を行う。



背景・目的

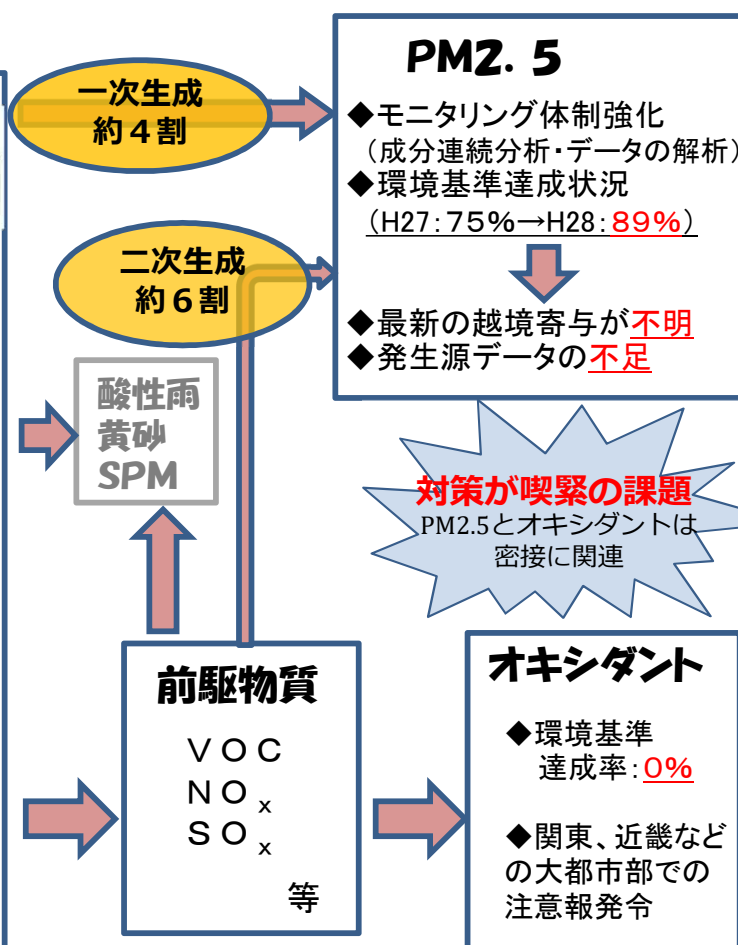
- ・PM2.5対策については、「PM2.5に関する総合的な取組(政策パッケージ)」(平成25年12月、環境省)に基づき、総合的な取組を進めている。
- ・平成27年3月、中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会が取りまとめた「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について(中間取りまとめ)」に基づき、総合的な対策検討の基礎となる科学的知見の充実を図っていくことが必要。

イメージ



発生源
人為起源
・工場事業場
・自動車
・船舶
・航空機
・家庭用設備
・野焼き など

自然起源
・土壌
・火山
・森林火災
・植物 など



事業概要

- (1) PM2.5等の機構解明のための解析の高度化 (367百万円)
 - ①PM2.5及び前駆物質(VOC)の成分分析
 - ②PM2.5質量自動測定機等の維持管理等
 - ③光化学オキシダント測定精度の管理体制の運用管理
- (2) 発生源の把握・生成機構の解明 (54百万円)
 - ①凝縮性ダストの排出実態の把握
 - ②PM2.5等の高濃度事例の原因解析
 - ③成分分析結果解析によるPM2.5等の発生源寄与割合の把握
- (3) シミュレーションモデルの高度化 (33百万円)
 - ・大気汚染予測システムの改良
- (4) 対策の検討・実施 (58百万円)
 - ・PM2.5の高濃度排出施設への地域的な対策の検討・具体化
 - ・新たなO_x対策の実施に当たり必要となる措置の検討

事業スキーム

環境省

調査の請負発注、データ提供

結果、成果の報告

民間
請負者

期待される効果

国民に対する的確な情報提供、生成機構の解明等の科学的知見の充実、国内における排出抑制対策の着実な推進



自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費

2019年度予算（案）
318百万円（284百万円）

水・大気環境局
総務課環境管理技術室

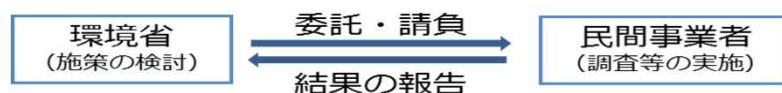
背景・目的

自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る環境基準が依然として達成されていない状況
H28年度環境基準達成率 自排局 NO₂：99.5%、PM_{2.5}：88.3%
騒音（幹線道路）：89.7%

事業概要

- ①交換用マフラー対策を含む実環境における騒音対策強化等調査（20百万円）
実環境における騒音低減に向けた効果的な対策検討のため、交換用マフラーの騒音実態把握、車両騒音シミュレーション手法の開発
- ②自動車次期排出ガス規制策定（230百万円）
 - ・今後予定である路上走行検査におけるNO_xのCF値の強化及びPM粒子数のCF値の導入に向けた検討
 - ・温度補正を含む排出原単位及び総量算定方法の見直し
 - ・特殊自動車の排出ガス規制見直しの検討のための排出原単位及び総量算定調査
 - ・大気環境配慮型SS認定制度の運営及び認知度向上に向けた広報活動
- ③NO_x後処理装置の使用過程での性能確保対策策定（14百万円）
最新規制適合車における性能低下メカニズム解明のための調査検討
- ④自動車からの微小粒子状物質等実態分析及び対策策定（54百万円）
 - ・PM粒子数規制の国内導入に向けた検討
 - ・ブレーキ・タイヤ摩耗に由来するPM測定及び試験法の検討

事業スキーム



期待される効果

- ・実走行における排出ガス量低減による大気環境の保全
- ・排出原単位及び総量見直し等による効果的・効率的な対策の導入
- ・自動車排出VOCの更なる低減によるNO_x/PM_{2.5}濃度の改善
- ・排気以外のPMを含む自動車排出PMの更なる低減によるPM_{2.5}濃度の改善
- ・実環境における騒音低減に資する効果的な対策の導入

事業目的・概要等

○自動車排出ガス規制強化等推進事業の例

大気環境配慮型SS認定制度の
運営及び認知度向上のための
広報活動



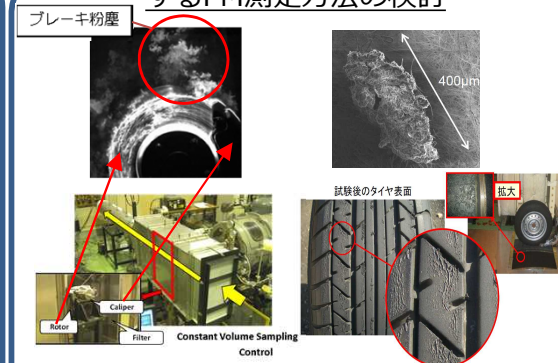
環境省・資源エネルギー庁認定
大気環境配慮型SS



- 大気環境配慮型SS認定制度運営
- 認定制度の広報普及活動

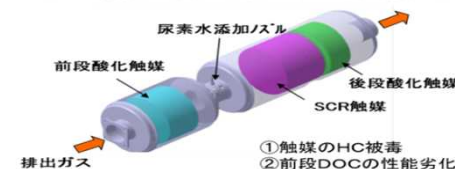
イメージ

ブレーキ・タイヤ摩耗に由来
するPM測定方法の検討



- ブレーキ・タイヤ摩耗PMの測定及び試験法の検討

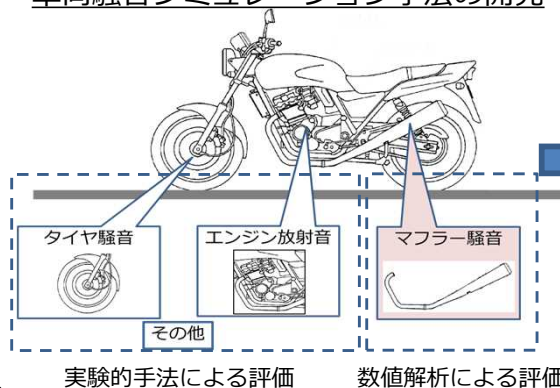
NO_x後処理装置の使用過程における性能低下対策



- NO_x後処理装置の劣化メカニズムの解明

○自動車単体騒音規制強化等推進事業の例

車両騒音シミュレーション手法の開発



走行状態を
加味し予測
車両全体
騒音の予測

マフラー
騒音の
低減対策の
効果評価

- 実環境改善に効果的な低騒音マフラーの提案



土壌汚染対策費

2019年度予算（案）
315百万円（314百万円）

水・大気環境局
土壌環境課

事業目的・概要等

イメージ

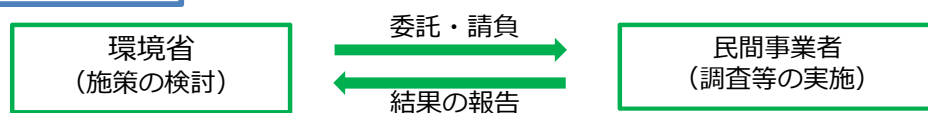
背景・目的

- 平成29年5月に、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設、リスクに応じた規制の合理化などの規定を盛り込んだ土壌汚染対策法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が可決・成立した。
- 改正法は2019年春頃の完全施行が予定されていることから、改正法に基づいた土壌汚染対策法の円滑な施行を確保するための取組を強化するとともに、リスク管理を適切かつ着実に推進するための調査・検討を実施する。

事業概要

- 土壌汚染に係るリスク管理の推進
- 土壌汚染状況調査・対策の実施状況管理システムの構築
- 汚染到達範囲計算ツール及び措置完了条件計算ツールの着実な運用の推進
- 自然由来等土壌の活用及び適正処理の推進に関する検討
- 汚染土壌の適正処理及び透明性確保の推進に関する検討
- 合理的な措置方法の選択等の推進に関する検討
- 自治体や指定調査機関等を対象とした説明会、研修等の実施 等
- 生活環境等の保全に係るリスク管理の検討
- 土壌汚染による生活環境等への影響に関する検討 等
- その他土壌汚染対策関係法令の着実な実施に向けた施策の推進

事業スキーム



期待される効果

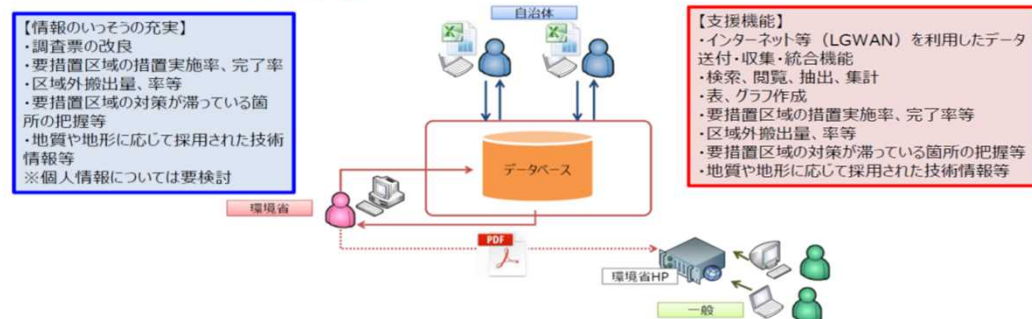
- 改正法の円滑かつ着実な施行により、土壌汚染状況の的確な把握と、リスクに応じた適切かつ合理的な対策の実施を一層推進。
- 土壌汚染対策関係法令の着実な実施により、国民の健康保護に資する。

改正法の着実な施行に向けた事業の実施

○土壌汚染状況調査・対策の実施状況管理システムの構築

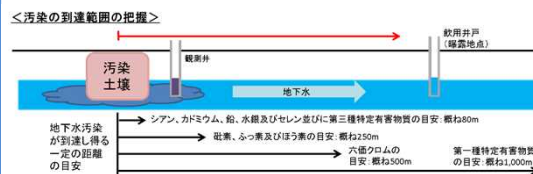
個別の土地ごとの調査実施状況、土壌汚染状況、区域指定状況、汚染除去等計画の作成・実施状況等について、情報の収集、整理、公表、解析等を実施するとともに、関係者間で情報を共有することにより土壌汚染対策法の円滑かつ適切な施行を確保するためのシステムを構築。

システム概要



○汚染到達範囲計算ツール及び措置完了条件計算ツールの着実な運用の推進

個別サイトに即したリスク評価に基づく区域指定及び要措置区域におけるリスク評価に基づく措置の完了条件の設定のための各計算ツールの適切な活用を確保するため、実務研修やマニュアルの改善等を実施。



○土壌汚染に係る適切なリスク管理を推進するための調査・検討

改正法に基づく自然由来等土壌の活用等を推進するため、適用事例の調査や課題の検討を実施するとともに、適切なリスク管理の考え方に基づく合理的な措置方法の選択や、汚染土壌の適正処理及び透明性確保を推進するための調査・検討を実施。



生活環境の保全に係るリスク管理検討事業の実施

- ・油汚染の実態・対策状況のフォローアップの実施。
- ・生態系への影響を把握するための試験モデルの選定に向けた検討を実施。

※その他に、土壌汚染対策関係 法令に係る調査・対策事業も着実に実施。

土壌汚染に関する適切なリスク管理の推進





子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)

2019年度予算（案）
5,905百万円（5,054百万円）

環境保健部
環境リスク評価室

背景・目的

人々を取り巻く社会環境、生活環境は大きく変わってきており、それにともない、環境の汚染や変化が人の健康などに悪影響を及ぼす可能性（＝環境リスク）が増大しているのではないかと懸念があり、本事業を通して、特に国内外で大きな関心を集めている、子どもの成長・発達にもたらす影響について明らかにする。

事業概要

子どもの健康に与える環境要因を明らかにするため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査として、参加者（妊婦）の母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票による追跡調査を行う。

平成31年度は、子どもの成長過程における化学物質曝露を評価するための「学童期検査」を開始するとともに、正しく化学物質リスクをさけ、リスクと上手に向き合う社会を目指すため、「地域の子育て世代との対話事業」を実施する。

事業目的・概要等

事業スキーム

環境省

- ・予算の確保
- ・環境政策の検討
- ・各省との連携
- ・国際連携

コアセンター（国立環境研究所）

- ・調査実施の中心機関
- ・データシステムの運営
- ・試料の保存分析、精度管理
- ・ユニットセンター管理・支援

ユニットセンター（全国15地域の大学等）

- ・参加者のリクルートと13歳に達するまでの追跡
- ・生体試料の採取、質問票調査の実施

メディカルサポートセンター（国立成育医療研究センター）

- ・調査における医学的支援

期待される効果

子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境等の環境要因が明らかになる。それらを活用した、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価、化学物質の規制強化などリスク管理が推進され、次世代育成に係る健やかな環境が実現される。

イメージ



- ・化学物質等の測定、分析
- ・生体試料の長期保存 等



- ・遺伝要因、生活習慣要因、社会要因等と併せて統計分析

妊娠初期・中期

- ・インフォームドコンセント
- ・妊婦血液、尿の採取
- ・質問票調査



出産時

- ・母の血液・毛髪、父の血液の採取
- ・出生児の健康状態を確認
- ・ろ紙血（出生児）の採取
- ・臍帯血の採取



1ヶ月時

- ・赤ちゃんの毛髪の採取
- ・母乳の採取



13歳の誕生日まで

- ・質問票調査（半年ごと）
- ・面接調査（数年ごと）
- ・環境試料の採取





背景・目的

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で合意された目標（WSSD2020年目標）の達成とポスト2020年目標の策定に関する議論の先導に向け、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクを低減する取組を強化するとともに、2023年頃の化審法見直しに向け今後の化学物質管理の在り方やリスク評価手法について検討を行う。さらに、WSSD2020年目標のための国際戦略（SAICM）に重点分野として位置づけられた途上国の能力向上のための支援について、環境大臣間で署名した環境協力の覚書に基づき現地での講習等を実施する。

事業概要

①ライフサイクル全体のリスクの最小化

化学物質のライフサイクル全体の動向（フロー・ストック）の把握を進め、ライフサイクル全体でのリスク評価を推進する。

②化学物質審査等の規制改革の推進

2023年頃の化審法の見直しに向け、新たなリスクに対応するための仕組みの構築等、今後の化学物質の在り方に係る課題について検討を行う。

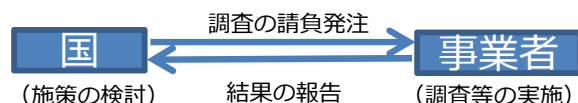
③化学物質対策国際連携の推進

我が国の知識・経験や手法を伝達してアジア諸国における化学物質対策に資するため、日中韓化学物質管理政策対話や、インドネシア・ベトナムに対する化学物質管理施策に係る講習を行う。

④上市後化学物質のリスク評価の加速化等

既存の試験法では有害性評価が困難な物質について試験法の検討等を実施することにより化審法に基づくリスク評価を加速化する。

事業スキーム



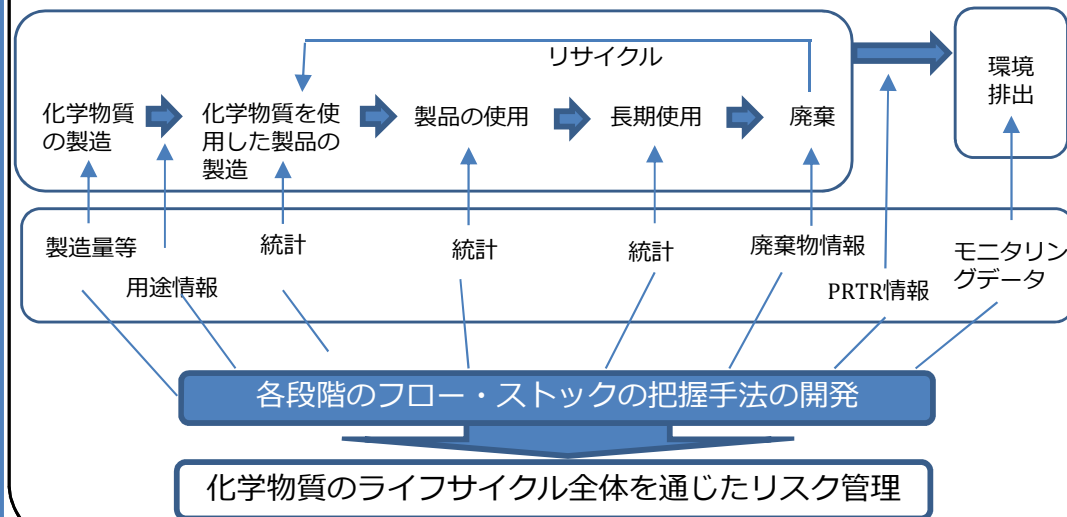
期待される効果

化学物質の製造、使用、廃棄などライフサイクル全体を通じた環境リスクの低減。

ライフサイクル全体のリスクの最小化

目的：化学物質の製造、使用、廃棄等の各段階におけるフロー・ストックを把握し、化学物質のライフサイクル全体を通じたリスク管理を行うことにより、環境リスクの低減を図る。

事業内容：化学物質の製造・輸入量・用途情報、化学物質を使用した製品の産業統計、PRTR 情報、モニタリングデータ等の化学物質に関わるビッグデータを活用し、化学物質のライフサイクル全体を通じたフローやストックを把握する手法の開発を進めるとともに、プラスチック中の有害な化学物質について当該手法を試行し、リサイクル段階を含むライフサイクル全体でのリスク評価を実施する。



化学物質審査等の規制改革の推進

- 2023年頃の化審法の見直しに向け、以下の課題について検討を進める。
- 新たなリスクに対応するための情報収集・課題抽出の仕組みの構築
- リスク評価のための排出係数の見直し
- 製品中に含有されている化学物質のリスク評価・管理手法の検討

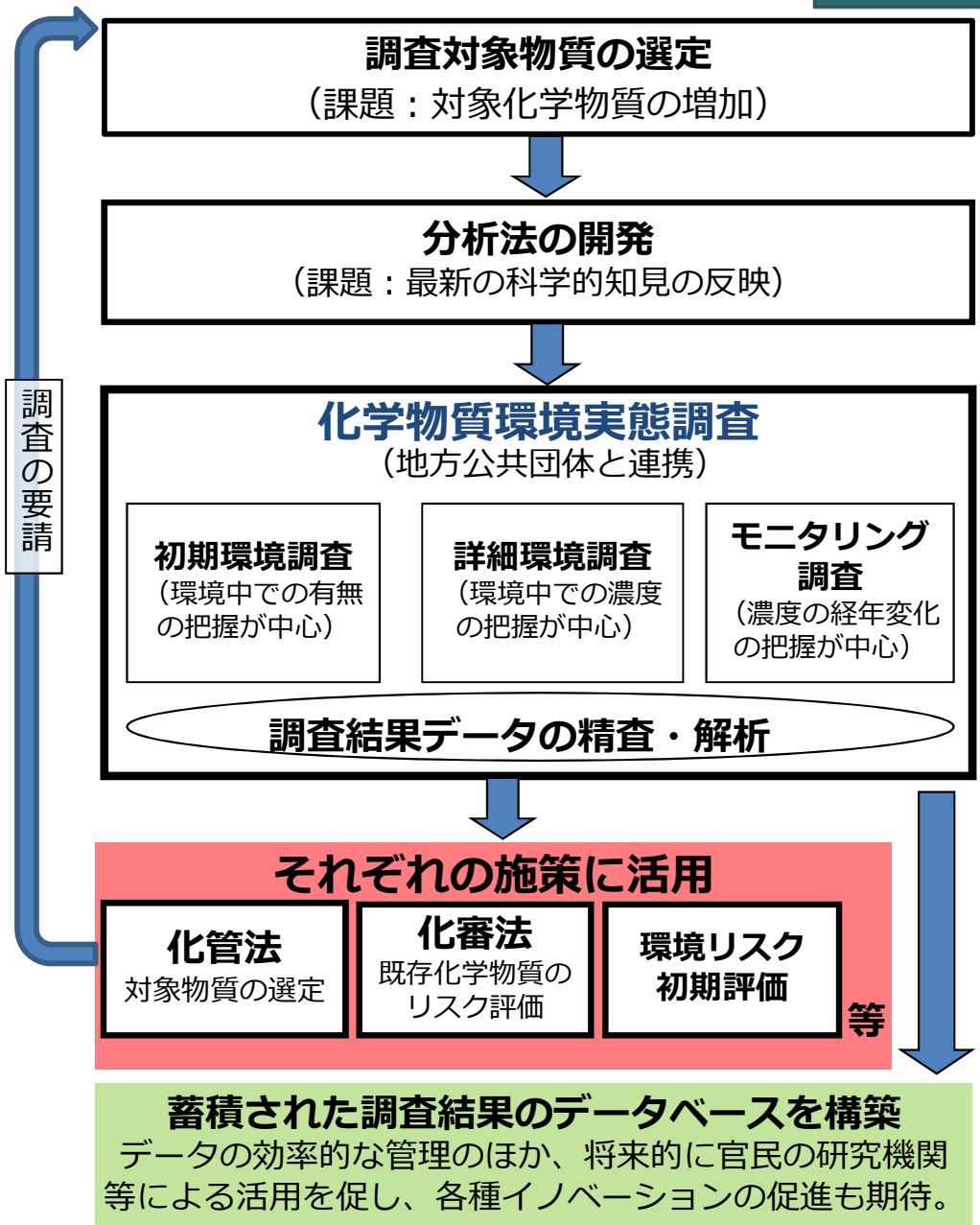


化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業 (うち化学物質環境実態調査費)

2019年度予算(案)
560百万円(514百万円)
うち368百万円(326百万円)

環境保健部
環境安全課

イメージ



背景・目的

化学物質審査規制法(化審法)における規制対象物質の選定、化学物質排出把握管理促進法(化管法)における届出対象物質の選定、環境リスク初期評価などの、化学物質対策を推進するために必要となる、基礎データ(化学物質の残留状況)を得るための調査である。

また、国内外で関心が高まっている環境中の医薬品等(PPCPs)についても実態を調査し、対応の必要性を検討する。

調査対象となる化学物質のうち、特に化審法における優先評価化学物質の増加(2013年：140物質→2018年：208物質)に対応する必要がある。

事業概要

環境省内の化学物質管理施策を行っている部署から要望があった物質について、分析法を開発し、全国各地の一般環境での環境媒体(水質、底質、大気、生物等)を採取・分析し、調査物質の残留実態を把握する。

調査結果については、精査・解析を行い、要望を受けた部署にフィードバックし、各種の化学物質対策関連の施策に活用される。

また、これまでの調査結果のデータベースを構築し、データの効率的かつ確実な管理のほか、将来的な官民の研究機関によるデータの利活用を促進するための検討も実施する。

事業スキーム



期待される効果

有害性の高い化学物質の環境汚染状況を速やかに把握することにより、環境リスクの評価・管理を促進し、環境リスクを削減させるとともに、化学物質による環境汚染の未然防止に貢献する。

化学物質の環境中濃度のデータベースの利活用を通じて、環境に配慮した化学物質の開発等のイノベーションが期待される。



背景・目的

- 化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づくPRTR制度は、これまでの「規制的手法」に代わる「情報的手法」として、環境汚染の未然防止と事業者の自主的な化学物質管理の促進に効果を上げてきたが、制度の定着に伴い、一層の対策の推進が重要。

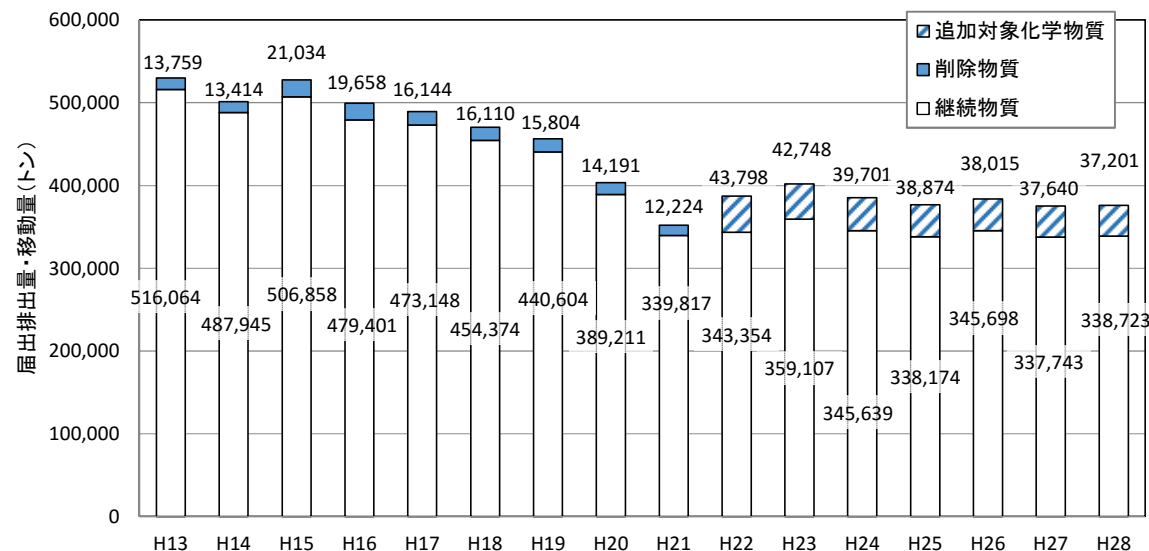
※PRTR: Pollutant Release and Transfer Register(化学物質排出移動量届出制度)

- 規制改革会議に登録されている規制見直し時期(平成30年度)を迎え、新制度の施行を見据えた詳細な検討や、制度見直しの結果を踏まえた各種マニュアルの整備等が必要。

- WSSD2020目標の達成に資する。

※WSSD2020目標: 2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響を最小化することを目指す。

【届出排出量・移動量の経年変化】



2019年度において取り組むべき事項

事業概要

- PRTR制度の運用及び見直しの検討
 - 化管法の制度見直しに関する検討
 - 点源排出量・移動量算出方法等検討
 - 非点源排出量推計方法等検討及び推計の実施
 - データ集計システム運用
 - データ管理・公表・開示システム運用等
 - PRTR制度周知・活用促進事業

- PRTRデータを活用したリスク低減の推進
 - PRTRデータ国際動向実態把握等
 - 化学物質管理状況実態等把握・改善検討

- ◆ 新たな措置を含めた制度見直しに関する詳細な検討・調査の強化
- ◆ 対象物質の見直しに向けた有害性・曝露情報の最新の知見の調査
- ◆ 算出マニュアルの改定案の作成等
- ◆ セキュリティ担保のためのデータシステムの改修
- ◆ PRTR制度等の情報の海外への発信

期待される効果

- PRTR制度に係る必要な見直しを行い、WSSD 2020年目標の達成に貢献。



背景・目的

農薬は、農薬取締法により登録を受けなければ製造・輸入ができないが、登録するか否かの環境影響に関する判断基準は、個別農薬ごとに環境大臣が登録基準値を設定し、登録時には、ばく露評価モデルによる環境中予測濃度が基準値を超えていない農薬のみが登録される。

基準値設定後においては、適切に農薬のリスク管理がされているか、実際の河川水中の農薬濃度を調べて確認するとともに、必要に応じ、リスク評価手法の妥当性について検証する必要がある。

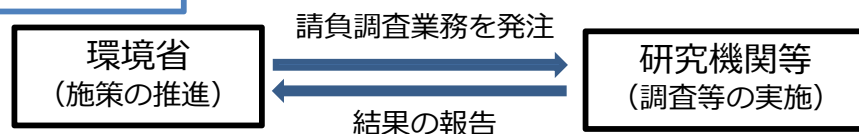
こうした中、農薬の水産動植物被害の防止に係る農薬登録基準値の設定において、ネオニコチノイド系農薬等に高い感受性を示すユスリカ幼虫を平成28年3月から評価試験に導入したところ、ネオニコチノイド系農薬等の基準値が大幅に低下し、ばく露評価モデルによる環境中の予測濃度と近接する農薬が増加。

このため、実環境中のモニタリング調査を強化し、リスク管理及びリスク評価手法の妥当性の検証を加速化する。

事業概要

- 農薬の登録基準値設定のための評価資料の作成、文献調査等を実施
- 農薬の水産動植物に対する急性影響に係る河川水のモニタリング調査とリスク評価手法の検証を実施
- 農薬の水産動植物に対する慢性影響に係るばく露評価モデルの妥当性を検証するため、河川水の長期モニタリング調査を実施

事業スキーム



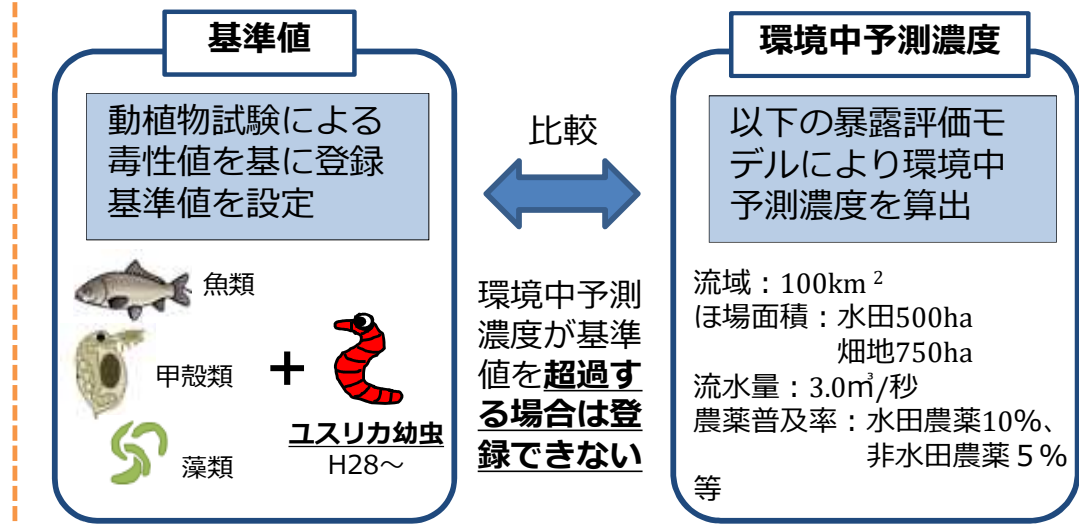
期待される効果

農薬の水産動植物に対する適切なリスク評価・管理を実施。

事業目的・概要等

イメージ

【登録時】農薬の登録基準の設定とリスク評価



基準値と環境中予測濃度が近接する場合

【登録後】実環境中のモニタリングによる実態把握とリスク評価手法の検証

- ◆ネオニコチノイド系農薬等の基準値が、ユスリカ幼虫試験の導入により厳しく見直されたこと等により、基準値と環境中予測濃度が近接する農薬が増加。
- ◆このため、実環境中のモニタリング調査を強化し、リスク管理及びリスク評価手法の検証を加速化。



水俣病総合対策関係経費

2019年度予算（案）
11,207百万円（11,224百万円）

環境保健部
特殊疾病対策室

背景・目的

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

事業概要

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- (1) 水俣病被害者等医療費等支給事業
- (2) 水俣病被害者等手当支給等事業
- (3) 健康管理事業

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及びもやい直し・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

- (1) 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- (2) 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- (3) 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- (4) 水俣病問題の環境学習を推進する事業
- (5) 環境と経済が一体となった新しい地域づくり推進事業（「環境首都水俣」創造事業）

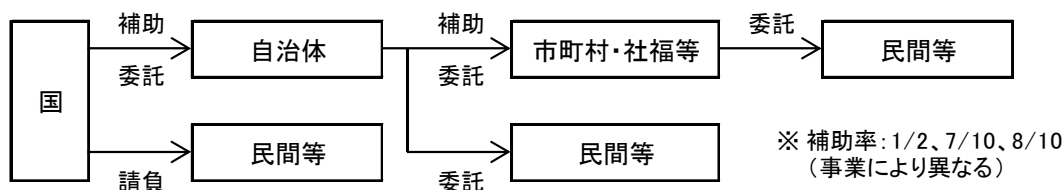
3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- (1) 公害医療研究事業
- (2) 水俣病検診機器整備事業
- (3) 水俣病国際貢献推進事業

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

○ 2019年度に取り組む主な事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業

水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）

2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業

水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進

- ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
- ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）

3. 「環境首都水俣」創造事業

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
- ・水俣環境アカデミアの活動支援

イメージ





石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

2019年度予算（案）
186百万円（232百万円）

環境保健部
石綿健康被害対策室

背景・目的

石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（平成18年1月）

「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。」

第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について（石綿の健康影響に関する検討会）（平成28年3月）

「健康管理を行うに当たっては、健康管理による不安減少等のメリットと検査に伴う放射線被ばくのデメリットを踏まえて、放射線画像検査のみならず健康相談等を組み合わせて、効果的・効率的な健康管理の在り方を検討する必要がある。」

石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について（中央環境審議会環境保健部会 石綿健康被害救済小委員会）（平成28年12月）

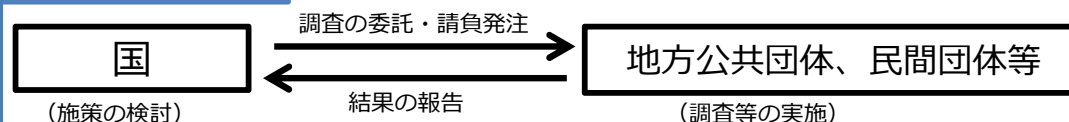
「石綿ばく露による健康不安に対応するため、試行調査を地方自治体の協力を得て対象地域の拡大に努めながら継続し、（中略）、効果的・効率的な健康管理の在り方について引き続き検討していくべきである。」

事業概要

（対象者）
かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域等の住民
（実施項目※1）
石綿ばく露状況の聴取、石綿ばく露の評価、保健指導 等

※1 肺がん検診等で実施する胸部X線検査の画像を活用する等、可能な限り、既存の検診事業と一体的に実施
対象者の選定、検査頻度の適正化等により、放射線被ばくの影響を可能な限り低減

事業スキーム

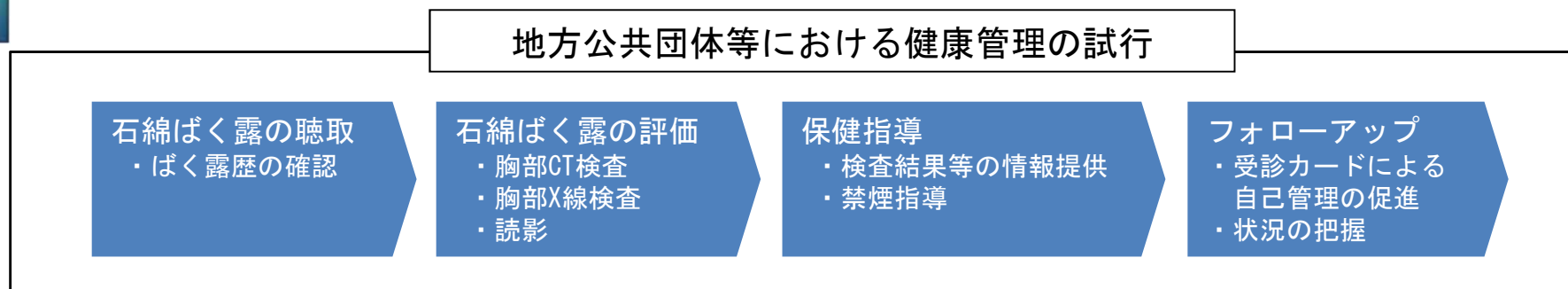


期待される効果

健康管理の試行的実施による

- ・実務的な課題の抽出
- ・調査参加者の不安の軽減
- ・石綿健康被害救済制度による早期の救済・支援

イメージ



石綿ばく露者の健康管理の在り方検討のための課題抽出



オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業

2019年度予算（案）
37 百万円（30 百万円）

水・大気環境局
大気生活環境室

背景・目的

事業目的・概要等

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間は一年でも特に暑い時期（7/24-9/6）。
- ・大会会期中は日本の夏に不慣れな外国人を含む多数の観客が来訪。競技会場への移動、入場待機、観戦時などに多数が屋外で長時間を過ごすこととなり熱中症対策が必須。
- ・そのため熱中症のかかりやすさを示す暑さ指数を把握し、適切な予防的対策に資する。

事業概要

(1)主要競技会場周辺等の17地区程度を対象に気温、湿度等を実測調査

(2)主要競技会場周辺等の17地区程度の暑さ指数の推計手法を確立

事業スキーム



期待される効果

※環境省熱中症予防情報サイトで暑さ指数を提供している既存の地点と、本事業の測定により、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の全競技会場（43会場）周辺の暑さ指数を把握。

イメージ

①オリパラ大会の会場関連施設整備等の検討のための基礎情報として関係各機関において活用

②熱中症対策として、特にリスクの高い場所での暑さ指数の推計手法を確立し、大会開催期間の熱中症予防情報の発信において活用。

現在の実測状況

